

各刑事施設視察委員会の
意見に対する措置等報告一覧表

令和2年度

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
1	札幌刑	R3.3.5	診療について、診察の受付をしてもらえない、受付をしても薬を出してもらえない、適切な治療をしてもらえない等の苦情が散見されることから、被収容者に寄り添った運用や詳しく説明を行うことで無用の問題が生ずることのないよう改善していただきたい。	診療の要否については、被収容者の保健衛生及び医療に関する訓令第10条に基づき、医師により適切に判断している。治療や投薬については、主訴だけでなく患部の状況や検査結果を踏まえて実施しているため、必ずしも個々の要望どおりになるものではないが、被収容者に対し、症状や副作用についてなど、より一層、丁寧に説明するよう、医務部内ミーティングで周知するなどして取り組んでいる。
2	札幌刑	R3.3.5	受刑者への指導方法、言葉遣い及び態度に対する不満が寄せられているため、刑務官に対する人権教育を要望する。	定期的に職員研修を実施し、日々の職務における指導等の機会を通じても継続的に実施している。具体的な事例検討や討議形式による研修を取り入れることで、実効性のあるものとなるよう努めているところ、今後も形骸化することのないよう取り組んでいく。
3	札幌刑	R3.3.5	作業場が三密とならないよう、新型コロナウイルス感染症対策を徹底していただきたい。	座業で作業を実施している工場においては、3人掛け作業台であれば、一人分の間隔を空けて着席させるなど、工場就業者同士が密接する状況とならないよう可能な限りの措置を講じ、出業時、還室時のもとより、作業時間中も常時マスクを着用させているほか、工場内の換気対策として、休憩時間、昼食時及び適宜の時間に5分間程度、窓を開放し、工場内の換気を行っている。
4	札幌刑	R3.3.5	無職になり再犯に及ぶことが多いため、社会復帰後の就職に向けた積極的な取組を行っていただきたい。	当所においては、受刑者に対し職業訓練や特別改善指導として就労支援指導を実施しているほか、キャリアカウンセラーの資格を有した就労支援専門官や就労支援スタッフ、札幌北公共職業安定所から派遣された就労支援ナビゲーター等が配置されており、これらの者が連携して、就労支援対象者に対し、職業相談、職業紹介、職業講話等を実施している。令和元年度においては、在所中に43件の採用面接を行っており、そのうち36件が内定を得ることができた。
5	札幌刑	R3.3.5	便箋及びノートの定期購入について、希望者には特別購入が認められているが、定期購入において、何冊かのまとめ購入が可能か検討していただきたい。	当所における被収容者の自弁の物品の購入に当たっては、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第51条、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則第21条の規定に基づき、刑事施設の管理運営上必要な制限として、1回当たりに購入又は差入れできる数量を定めている（雑記帳及び便箋は1回1冊）。 これは、購入又は差入れに係る職員の事務負担をいわずらに増加させないための措置であるが、その一方で、被収容者の個別の事情に応じる必要もあることから、別途、特別購入の制度を設けている。今後も同様の運用を継続することが相当と考えている。
6	札幌刑	R3.3.5	破損、欠損等によって、書籍として役割を果たさないような備付書籍について、入替えを検討していただきたい。	毎年、予算の範囲内で備付書籍を購入し、寄贈分も含めた入替えを実施しており、今後も継続していく。
7	札幌刑	R3.3.5	不許可となる書籍名、理由等の一覧表を作成し、被収容者に許可・不許可に関する予測を可能にするよう検討願いたい。	書籍審査は個別に行っており、各被収容者の問題性に応じて閲覧させない場合もあることから、不許可となる書籍名、理由等の一覧表を一律に作成することは困難である。
8	旭川刑	R3.3.4	被収容者が、その病気や病状に応じた的確な治療が受けられるよう、受診機会を増やすなど医療体制を引き続き強化されたい。また、診察や治療を求める被収容者に対して、診察や治療が不要であると判断した場合には、その判断の具体的な理由や根拠について十分な説明をするように努めるべきである。	被収容者の診療については、被収容者の申出、看護師等からの報告及び医師の知見等に基づき、医師が診療の要否を判断しており、適切に治療等を実施しているものと考えているが、特に治療及び投薬が不要な場合において、被収容者が自己の病状について疑念を抱かぬよう医師等の医療従事者から平易な表現を用いた丁寧な説明をするよう心掛け、適正な医療の提供に努めている。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
9	旭川刑	R3. 3. 4	被収容者が視聴するラジオや映画、被収容者の食事の献立等について、可能な限り被収容者の希望を反映した内容となるよう配慮されたい。	ラジオ放送及び献立については、被収容者に対しアンケートを実施し、それらの結果を考慮した上で少数意見にも配慮しつつ、多種多様な放送番組が視聴できるプログラム及び必要な栄養価を備えた献立を策定している。 今後も、時事の報道に接する機会及び必要な栄養価等を確保しつつ、できるだけ被収容者の希望を反映していけるよう努めていく。
10	帯広刑	R2. 7. 6	夏季における受罰中の上衣脱衣許可基準については、令和元年度の第3回視察委員会において、従来の室温28度以上から熱中症指数計のWBGT値29以上へと変更したとの報告があったところ、環境省の基準では同値は厳重警戒域に当たるので、例えば、同値28又は室温27度とするなど、来夏はより一層の熱中症予防対策に努めるよう要望し、令和2年度においては、同値28を超えるなどの状況を総合的に考慮して、半袖シャツの着用を許可すると改められたとの報告がなされたものの、視察委員会が求めたのは、同値28あるいは室温27度のどちらかを満たせば脱衣できる取扱いにしていたきたいというものであるため、再検討を要望する。	当所における被収容者の熱中症対策は適切なものと考えているが、御指摘の内容、環境省の基準等を踏まえ、来夏においては、受罰中の上衣脱衣許可基準について再度検討することとした。
11	帯広刑	R2. 7. 20	釧路刑務支所において、水性ボールペンを購入できるようにするよう要望する。	「全国統一取扱物品」として取り扱われている水性ボールペンについて、釧路刑務支所においても受刑者が自弁購入できるようにした。
12	網走刑	R2. 7. 10	入浴場の衣類とサンダル入れの間の仕切り板に鋭利な箇所があるので対処してほしいとの意見があるため対応すべきである。	御指摘を頂いた入浴場の仕切り板に鋭利に見える箇所が認められたため、該当箇所の面取りを行い、丸みを持たせるなどして対処した。 あわせて、仕切り板が脱衣箱に収まるよう調整し、利用者が負傷しないように対処した。
13	網走刑	R2. 9. 1	屋内運動場における新聞の閲覧方法について、被収容者同士で手渡しをして閲覧しており、新型コロナウイルスの感染防止上良くないので、屋内運動場に掲示するように改善してほしいとの意見があったことから、検討すべきである。	現在、屋内運動場における新聞の回覧は、工場備え付けの新聞を運動場に持参し、運動場内の椅子にて工場就業者に順次回覧させている。 御指摘を踏まえ検討したところ、新聞を壁に掲示する方法で両面を閲覧させるには新聞購入を毎日2部増やさなければならず、予算上困難である。また、新聞をつるすことで両面が読めるようにすると、職員からの死角が増えることとなり、保安上の支障が生じることから、新聞の閲覧方法は現状のとおりとしたい。
14	網走刑	R2. 10. 2	被収容者が配食時に使用する紙マスクを一度使用する度に使い捨てていることについて、環境保全への配慮から、洗って再使用できる布マスクに変更すべきではないかとの提案があったため、検討すべきである。	資源の節約の観点からは有効な方法だと考えるが、保健衛生上の観点を優先して、当面は随時交換できる不織布マスクの使用を継続する。
15	網走刑	R2. 10. 2	第63回管内被収容者美術・文芸コンクールの書道部門に応募するに当たり、半切サイズの用紙が購入できず応募できなかったとの意見があったため、対応を検討すべきである。	被収容者が購入する日用品を扱う業者において、半切サイズを取り扱っていなかったため、購入することができなかったが、現在は購入可能である。
16	網走刑	R2. 10. 2	新型コロナウイルス等感染防止対策として運動器具の利用が停止されていたが、再び利用してほしいとの意見があり検討すべきである。	運動器具の消毒に努め、令和2年10月から利用を再開している。
17	網走刑	R2. 12. 1	テレビ視聴アンケートの得票数が1位となった番組を視聴させていないので調査してほしいとの意見があるため調査すべきである。	被収容者に対し、集会で視聴したい番組及び指定チャンネルとして土・日に視聴したい番組についてアンケートを実施し、少なくとも、集会で視聴したい番組については、アンケート結果第4位まで、指定チャンネルは、土曜日は第2位まで、日曜日は第3位まで、既に視聴させている。 なお、集会で視聴したい番組は、特定の対象者のみが視聴可能となっており、それ以外の者は視聴できないことから、その点で誤解されたものと考えられる。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
18	網走刑	R2.12.1	意見・提案書の用紙の入手方法や意見・提案箱の設置場所に問題があるので調査をしてほしいとの意見があったため、検討すべきである。	広く意見を集められるよう、意見・提案書の提出に係る内規を改正し、令和2年2月26日から、屋内運動場にも提案用紙及び筆記用具を備え付け、運動時間中に意見・提案書の記載・投かんができるよう対応した。
19	月形刑	R2.7.6	リップクリームの使用を認めるよう検討されたい。	関係各所と調整し、令和3年2月分から購入が可能となった。
20	月形刑	R3.3.17	自弁購入物品の価格が高いという意見が多数出されているので、改善できないか検討願いたい。	自弁物品購入の指定事業者として全国的に運営できる事業者が公募で定められており、具体的な商品の種類や価格も基本的には全国統一とされていることから、当所限りでの対応は困難である。頂いた御意見については上級官庁に報告する。
21	月形刑	R3.5.14	入浴回数に制約がある中、身体の清潔さを保つため、居室内での身体の清拭等を検討されたい。	入浴のほか、衣類、寝具の洗濯等を定められた回数の中で公平に実施しており、身体の清潔さの保持に努めているところであるが、引き続き被収容者の衛生面の向上に取り組んでいく。
22	月形刑	R3.5.14	散見される優遇措置についての不満は、被収容者が手続の内容について十分理解していないためと判断されるので、被収容者に対し分かりやすく説明する機会を設けることを希望する。	入所時や優遇区分変更時など、機会あるごとに告知、説明しているところであるが、今後もより一層分かりやすい告知、説明に努めていく。
23	函館少刑	R3.3.29	視察委員会と函館少年刑務所との質疑応答事項のうち、被収容者への周知が必要と認められる事項について、函館少年刑務所の所内誌への掲載による周知を要望する。	会議の席上等における質疑応答事項のうち、被収容者への周知が必要と認められる事項について、その都度視察委員会と協議の上、所内誌に掲載することとする。
24	青森刑	R3.3.5	刑務所職員から被収容者に対し「お前」と呼ばれたとの意見が散見されたことから、これを止めるよう要望する。	職員は、職務の性質上、状況に応じて、被収容者に対し、厳しく注意・指導をしなければならない場合もあるが、そのような場面においても被収容者の人権に配慮した言動を徹底するよう、各種研修・教育を通じて職員の人権意識の向上に努める。
25	青森刑	R3.3.5	テレビ視聴について、視聴時間が他の刑事施設に比べて短いとの意見が散見されたことから、視聴時間を長くするよう要望する。	テレビの視聴時間について、管内の他の刑事施設と比べて視聴時間に大きな差は見られないところであるが、御意見を踏まえ、視聴時間を延長することについて検討する。
26	青森刑	R3.3.5	テレビ視聴について、共同室に比べて、単独室の視聴時間が短いとの意見が散見されたことから、単独室の視聴時間を共同室の視聴時間に合わせるよう要望する。	単独室と共同室の視聴時間の差について、管内の他の刑事施設においても、視聴時間に差を設けている施設はあると承知しているが、単独室においては視聴する番組を自由に選ぶことができる一方で、共同室においては同室の人間とテレビを共有しており、自由に好きな番組を見ることができない状況に鑑み、現在の取扱いとしているものであることから、現状のままとした。
27	青森刑	R3.3.5	VTR視聴の際のVTRの質が悪く、古い内容のものがあるとの意見が散見されたことから、内容の改善を要望する。	ビデオの内容については、古いものもあり、限界があるものの、頂いた御意見を踏まえ、改善を図っているところである。
28	青森刑	R3.3.5	集団で移動する際のいわゆる軍隊的行進をやめるよう要望する。	施設内で被収容者を集団で移動させる際は、人数を確実に把握して逃走等の事故を防止し、互いの接触による事故を防ぐなどの必要性から、整然と行動させる必要があるが、当該目的を達成しつつ、軍隊的行進と評価されることのないように適切に指導していく。
29	青森刑	R3.3.5	昼食の汁物の回数が減らされたこと、パン食の際のジャムの個数が減らされたことに関し、改善をするか、あるいは変更の理由とその相当性について被収容者へ十分に説明するよう要望する。	令和元年度において、当所では、厚生労働省から示されている成人男性の1日当たりの塩分摂取量の目標値を上回っていたことを踏まえて、これらの変更をしたものである。 なお、本変更に当たっては、令和2年7月に職員から被収容者に対し告知したところであるが、頂いた御意見を踏まえ、令和3年4月、再度、掲示等をもってその目的の周知を図った。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
30	青森刑	R3.3.5	施設内で新型コロナウイルス感染者が発生した場合のゾーニング等のシミュレーションを含め、新型コロナウイルス感染症対策を徹底するよう要望する。	当所においては、令和2年度に、スクリーニング訓練、ゾーニング訓練、防護服着脱訓練を実施しているところであるが、今後も継続して各種訓練を実施し、新型コロナウイルス感染症対策を徹底していく。
31	宮城刑	R3.3.31	被収容者の体重減少について、食事のカロリーや栄養の不足が理由として考えられ、その検討と調査を求めるとともに、残飯の量が増えている原因を含め、その問題点や対策についての検討を求めるとともに、体重減少が著しい昼夜間居室処遇者の体重管理や健康面での配慮が必要であり、検討と対応を求めるとともに、	食事の給与熱量及び各栄養素については規定に基づき適正に給与しているが、成人病予防として減塩対策を行っている。この対策が原因か否かは判然としないものの、残飯の増加が認められており、これが、体重減少の主因であると考えられるところである。出汁を効かせるなど、食事の旨味を向上させて食べ残しを減らすよう工夫しているところではあるが、引き続き改善を図りたい。
32	宮城刑	R3.3.31	食事について、徐々に塩分を減少させる方法を検討するとともに、被収容者へのアンケートに基づいた意見を参考とした献立の改善、食事量や配膳方法の不公平感を無くす工夫を求めるとともに、食中毒対策など衛生面に関する対策も引き続き徹底するよう要望する。	食事については、被収容者へのアンケートなどを参考に、調味料や献立を工夫するなどして、減塩対策を継続しつつ、引き続き満足度の向上に努める。また、衛生管理については、食品衛生管理及び職員への衛生教育の徹底を引き続き実施する。
33	宮城刑	R3.3.31	職員を含め、被収容者の徹底した新型コロナウイルス感染防止対策を引き続き実施するよう求める。	職員及び被収容者に対する新型コロナウイルス感染防止対策については、引き続き、新型コロナウイルス感染症感染防止対策ガイドラインのほか上級官庁からの指示等に基づき、必要な対策を実施する。
34	宮城刑	R3.3.31	被収容者の自殺防止対策として、これまでも被収容者に対するカウンセリングを順次実施しているところ、人的制約等により実施状況は必ずしも改善されていないため、人的補充を含めた予算措置を講じるよう求める。また、定期巡回が適正に実施されるような措置を求めるとともに、監視カメラでの監視が許容されるとしても、被収容者の人権上等の観点から告知や同意が必要と考えられ、現状の調査と対策の検討を求めるとともに、	職員に対しては、適正な巡回を行うよう内規の発出や研修を実施し、自殺事故等の防止に努めている。なお、監視カメラによる視察については、規律秩序の維持や自殺自傷行為の防止等、合理的な理由に基づき実施しているものである。
35	宮城刑	R3.3.31	職員が適正にその職責を果たせるように、しかるべき研修・教育の実施及び深夜の長時間労働に対する配慮や対策を要望する。	職員に対しては、各種研修の実施のほか、ストレスチェックや職員面接により状況を把握し、必要な助言等を行っている。また、勤務環境の配慮、超過勤務の縮減、年次休暇の取得促進等により職員のストレス軽減に努めている。
36	宮城刑	R3.3.31	被収容者の個別的な健康状態に応じた冬季の寒さ対策の充実を求めるとともに、	防寒対策や低体温症発症防止のため、居室棟の採暖時間を延長した。
37	宮城刑	R3.3.31	被収容者の訴訟の準備のための資料の所持、代理人との打合せ、郵便のやり取りが十分にできるように配慮する必要がある。	裁判を受ける権利が最大限保障されるよう、必要性、緊急性を考慮して個別判断しているところ、引き続き必要な配慮を行う。
38	宮城刑	R3.3.31	意見・提案書の数が例年よりも少なくなっていることから、意見・提案箱の設置場所や設置数など回収方法について、工夫や改善を求めるとともに、	意見・提案箱の設置場所や設置数は、被収容者が提出しやすい位置に必要な数量を設置しているところ、新しい居室棟の運用開始にあわせて設置場所を変更するとともに、昼夜間居室処遇者が速やかに意見・提案書を投かんでできるよう、移動式の意見・提案箱を準備して改善を図った。
39	秋田刑	R3.3.18	意見・提案書の申出内容検討は、視察委員会が施設運営の状況を検討する上で重要である。今後も速やかなる説明・回答を励行するよう要望する。	視察委員会から提出された意見・提案書に係る申出内容については、これまで同様、速やかに説明、回答等の対処ができるよう努める。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
40	秋田刑	R3. 3. 18	食事の内容、量、メニューに意見があるが、予算及び規則等を考慮し、希望に添えるよう努力することを求める。	当所においては、毎月の献立会議において、被収容者に対するアンケート調査の結果を参考に、管理栄養士の指導の下、可能な限りし好を考慮して献立を決定しているものであるが、今後もより良い献立になるよう努めていく。
41	秋田刑	R3. 3. 18	テレビ視聴については、時間、内容等に改善が見受けられるところ、今後も可能な範囲で被収容者の希望に添うように要望する。	被収容者の余暇時間におけるテレビ視聴は自由チャンネルに変更するなど改善を図ってきたところであり、今後も適切に実施していく。
42	秋田刑	R3. 3. 18	暖房等による室温については、地域性もあるところ、可能な範囲で適切に運用することを求める。	当所においては、冬季は、工場、居室等廊下にストーブを設置するほか、居室設置のパネルヒーター及び廊下空調を稼働させるなどして適切な室温の維持に努めているところ、今後も適切な室温管理に努めていく。
43	秋田刑	R3. 3. 18	職員の言動等について被収容者から一部不満があったが、研修会を実施したとの報告を受けた。今後も職員の研修・教育を継続することにより、人権を考慮し、改善できるところは改善して不満や行き違いを少なくするよう求める。	職員は、職務の性質上、状況に応じて、被収容者に対し厳しく注意指導をしなければならない場合もあるが、そのような場面においても、被収容者の人権に配慮した言動を徹底するよう各種研修・教育を通じて職員の人権意識の向上に努めており、今後も継続して実施していく。
44	秋田刑	R3. 3. 18	配電盤からの火災事故があったが、緊急時における十分な対応を要望する。	年1回の電気保安点検に加え、毎月1回、電気技官による配電盤の点検を実施することとしたほか、職員に対しては、所長指示「火災事故の防止について」を発出して各種機器から異音や警報が鳴った場合には、直ちに上司や監督者に報告するよう徹底することとし、冷暖房空調機器等の電気設備については、前回使用時から期間を開けて使用する場合には、用度課職員による点検及び試運転を実施するなど、日常の火気点検の徹底を図り、再発防止に努めていくとともに、緊急時に迅速に対応するための訓練を継続して実施していく。
45	秋田刑	R3. 3. 18	新型コロナウイルス感染症対策を適切に行い、今後も感染が発生しないように注意されたい。	これまでの感染防止対策を更に徹底し、職員及び被収容者から感染者を出さないよう対応を継続していく。
46	山形刑	R3. 3. 15	被収容者に対する対応の改善を図るため、グループワークやロールプレイなどの方法を取り入れた研修を定期的実施し、職員の指導力を高めることを検討されたい。	頂いた御意見を踏まえ、引き続き各種研修を実施し、被収容者への対応技術の向上に努めていく。
47	山形刑	R3. 3. 15	職員によるハラスメント防止のための研修や、職員に対してメンタルケアの面接を行うことについて検討されたい。	ハラスメントや職員に対するメンタルケアなどについては、研修、上司による面接、ストレスチェック等を有効に活用しているところ、今後も継続していく。
48	山形刑	R3. 3. 15	上級官庁に対し、自弁物品の品目、品質及び価格の改善を働き掛けるよう求める。	全国の矯正施設において共通して取り扱われる自弁物品については、矯正局が公募により選定した事業者が取り扱っており、具体的な商品の品目や価格も基本的に全国统一とされていることから、当所限りでの対応は困難である。頂いた御意見については上級官庁に報告する。
49	山形刑	R3. 3. 15	衛生管理のために、被収容者へのマスクの貸与数や洗濯回数を増やすこと、正しいマスク着用方法を指導することについて検討されたい。	衛生管理上の観点から被収容者のマスクの洗濯機会の増加、更新及び増貸与を実施した。着用方法については、指導に努めているところ、今後も継続していく。
50	山形刑	R3. 3. 15	被収容者が工場内において、石けんで手を洗う時間を確保することについて検討されたい。	被収容者の石けんによる手洗いについては、食事前、運動等で工場を出入りする際、用便時、その他申出時等に機会を設けているところ、今後も継続していく。
51	山形刑	R3. 3. 15	新型コロナウイルス感染症に関し、ワクチン接種の実施に向けた課題等について検討されたい。	ワクチン接種については、当所限りの対応は困難であるが、早期に接種できるよう上級官庁の指針等に基づいて検討していきたい。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
52	山形刑	R3. 3. 15	新型コロナウイルス感染症対策を講じることに より、被収容者の処遇環境が悪化することがないよ う十分に配慮されたい。	ガイドラインに基づく換気時においても室温に 配慮するなど、引き続き、処遇環境に配慮しながら 新型コロナウイルス感染症対策を実施していく。
53	山形刑	R3. 3. 15	備付けの書籍等について、現存の書籍の内容や冊 数を適切に検証した上で、十分な予算を措置し、充 実させることを求める。	寄贈や譲受けのほか、需要が多い分野や冊数が不 足している分野について検討の上、引き続き限られ た予算の範囲で可能な限り、継続して備付書籍の充 実を図っていく。
54	福島刑	R3. 3. 29	暑さ、寒さ対策について、インフラ整備のため に上級官庁と協議を進めることを求める。	暑さ、寒さ対策のうち多額の予算を要するもの等 については、必要性等も踏まえながら引き続き上級 官庁に要望していきたい。
55	福島刑	R3. 3. 29	居室の暑さ、寒さ対策を一層工夫することを求め る。	令和2年度において、居室棟の一部に空調機器を 設置したところ、引き続き、居室の暑さ、寒さ対策 を進めていきたい。
56	福島刑	R3. 3. 29	職員が受刑者に対して適正・公正な接し方をす るよう指導し、その研修を充実させることを求める。	令和2年度においては、被収容者に対する適正な 接し方に関する研修を複数回にわたり実施しており、 今後も継続的に実施していきたい。
57	福島刑	R3. 3. 29	新型コロナウイルス感染症対策として、受刑者に 対する不織布マスク配布をするか、それが不可能な 場合は布マスクの配布枚数を増やすことを求める。	「矯正施設における新型コロナウイルス感染症感 染防止対策ガイドライン」に基づき、全ての受刑者 に対して布製マスクを貸与しているところ、スムー ズに洗濯が行えるよう、令和2年度途中において、 一人当たりの貸与枚数を2枚から3枚に増加させ た。
58	福島刑	R3. 3. 29	洗濯物生乾きの防止のため、洗濯ネットに入れる 洗濯物を少なくするとともに、乾燥機に投入する洗 濯物自体の量を少なくすることや、生乾きの場合は あらかじめ居室内で洗濯物を干す場所を指定し、乾 くまで干すことを認めるよう求める。	洗濯ネット及び乾燥機に入れる1回当たりの洗 濯物の量を少なくすることは、設備の現状に照ら し、洗濯の頻度を減らさざるを得なくなることから 困難である。 なお、洗濯物が生乾きの場合は、申出があれば、 居室内で干すことを認めている。
59	盛岡少刑	R3. 3. 30	炊事工場について、就業者の人員補充などの負担 軽減の対策を求める。	炊事工場就業者の人員補充は容易ではないもの の、他の工場からの就業者の移動などにより、就業 者の負担軽減に努めていく。
60	盛岡少刑	R3. 3. 30	静穏室の廊下にラジオを設置して聴取させてい るが、静穏室内にラジオを設置することを求める。	静穏室内へのラジオ設置には予算措置が必要で あり、当所限りでは対応できないため、頂いた御意 見については上級官庁に伝達したい。
61	盛岡少刑	R3. 3. 30	ナイロンタオル（いわゆるアカスリタオル）を自 弁物品として認めるよう求める。	現状では未決拘禁者にのみ自弁物品としての使 用を認めているが、他施設の実情を勘案しつつ、そ の他の被収容者についても使用に向けて検討した い。
62	盛岡少刑	R3. 3. 30	献立アンケートと同様に集会菓子のアンケート を実施するよう求める。	食事献立のアンケートの中に集会菓子のアンケ ートを含めることとしたい。
63	盛岡少刑	R3. 3. 30	職員の言動に対する提案・意見が散見されたこ とから、引き続き、職員に対する指導・監督を徹底 されたい。当然、職員による不適切な言動は処分さ れるべきであるが、必ずしも不適切と評価されなく とも、被収容者から誤解を招く言動がないよう指導 ・監督するよう求める。	職員は、その職務の性質上、状況に応じて被収 容者に対し厳しく注意指導しなければならない場合 もあるが、被収容者から誤解を招くような言動がな いよう、冷静を旨とし、適切な距離を保ちつつも、 厳格な中にも温かみをもって対応するよう、引き続 き、指導していく。
64	盛岡少刑	R3. 3. 30	令和2年度も視察委員会ニュース（こずかたニ ュース）を発行した。今後も掲示板への掲示のほか、 第一号以降全てのこずかたニュースを各居室に備 え付けるよう求める。	視察委員会ニュース（こずかたニュース）につ いては、職員向けには庁舎掲示板に掲示し、被収容 者向けには各居室にも備え付けているところ、今後 も引き続き、同様の取扱いを継続することとしたい。
65	盛岡少刑	R3. 3. 30	「釈放時アンケート」について、盛岡少年刑務所 における分析結果について、毎年、視察委員会へ報 告されたい。	「釈放時アンケート」については、今後、その内 容の分析結果を視察委員会に報告することとしたい。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
66	水戸刑	R2. 3. 31	新型コロナウイルス感染症対策について、今後も施設にウイルスを持ち込まないための職員の対応及び仮に持ち込まれた場合にクラスター化させないための対応を継続的かつ改善して実施いただきたい。	新型コロナウイルス感染症対策については、指示等を発出して全職員に対し周知徹底を図っているところ、令和3年度も引き続き、新型コロナウイルス感染症感染防止対策ガイドラインに基づいて様々な感染防止対策を講じていくこととする。
67	水戸刑	R2. 3. 31	水戸・土浦両拘置支所の施設老朽化が顕著であり、当該老朽化のため、処遇が他施設と比して著しく劣るということは望ましくなく、被収容者を収容する施設全体についても、順次改修や建て替え等の検討・協議を進めていただきたい。	当所に対応可能な修繕等については、予算事情を勘案して順次実施しているところであるが、予算上の問題等、当所限りでは対応が困難な事情については、今後も上級官庁へ働き掛けていきたい。
68	水戸刑	R2. 3. 31	令和3年度も引き続き熱中症等の暑さ対策を講じ、万が一にも死亡事例等が生じない対応を要望する。	令和2年度から水戸刑務所及び水戸・土浦両拘置支所の居室棟にエアコン設置工事を実施し、居室棟における熱中症等の対策を講じており、令和3年度も引き続き被収容者の熱中症予防対策を講じていくこととする。 なお、下妻拘置支所については、既に全館エアコン設置済みである。
69	水戸刑	R2. 3. 31	令和2年度も救急搬送後に病気等が原因での死亡事例が報告されているので、平時から被収容者の体調等の配慮及び動静の把握に努めるとともに、自殺事案についても配慮されたい。	被収容者から体調不良の申出等があった場合は、速やかに医師の診察等を行い、症状等によっては外部医療機関の診察を受診させるなど、適切に対応している。今後も引き続き被収容者の適正な健康管理や動静把握に努める。また、自殺事案については、未然防止についても努めていくこととする。
70	水戸刑	R2. 3. 31	現在、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、面会室の仕切り板等の穴が塞がれているところ、面会人・被収容者双方の声が聞き取りにくい状況にある。面会は被収容者の更生に当たっても重要な意味を有するものであるため、会話が聞き取りやすいように、水戸刑務所本所のみならず、全ての支所の面会室にも可及的速やかにマイクを設置するよう要望する。	令和2年度において、水戸刑務所面会室の1室にマイクを設置したところ、残りの2室及び各支所面会室へのマイクの設置についても、予算事情を勘案して順次設置を行うこととする。
71	栃木刑	R3. 3. 31	受刑者が視聴するテレビの一部のチャンネルに不具合があり、視聴できなかった件を改善することについて、受刑者に対し何らかの説明が必要と考えるので、今後、施設運営に支障を生じない程度に情報提供をする等柔軟な対応を検討されたい。	テレビ放送のシステムを新たに整備したため、今のところ不具合は発生していないが、今後も不具合が生じた場合は、受刑者に対し、施設運営に影響のない範囲内で情報提供を行う。
72	栃木刑	R3. 3. 31	受刑者に対する職員の言動については、複数の受刑者から様々な苦情の申出が出ているが、受刑者及び職員共に何らかの問題行動があるのではないかと懸念される。今後、視察委員からの問題提起があった場合には、職員全体に注意喚起するなどの対応を求める。	受刑者に対する適正な処遇の実施については、各種研修や日々の業務を通じて職員に周知徹底している。また、受刑者から不服申立制度に基づく申立てがなされたときは、上級官庁等からの指示に従い、適切な調査を実施しており、職員に不適切な言動が認められた場合は、注意喚起をするなど適切に対応することとする。
73	栃木刑	R3. 3. 31	精神障害等により処遇が困難な受刑者に対する心理的ケアを検討されたい。	精神障害、突発的な精神変調等や長期間保護室に収容されている受刑者に対しては、精神科専門医を招へいし、心理的ケアを含めた定期的な診察を行っているほか、処遇部門と情報を共有し、必要に応じて常勤医師が診察を実施している。
74	栃木刑	R3. 3. 31	例えばいわゆる処遇困難者など、それぞれの受刑者の特性に応じて受刑者の環境改善のための収容施設の変更等を検討されたい。	収容施設の変更については、上級官庁や他の女子施設と協議をするなどして積極的に検討したい。
75	栃木刑	R3. 3. 31	職員の健康維持や心理的負担の軽減を目的とした相談窓口を整備するなどの検討を求める。	各種相談窓口を整備しているところ、相談しやすい体制とするため、今後は心理職等の職員を配置するなど相談窓口を充実させることを予定している。
76	黒羽刑	R3. 3. 31	今後、廃庁に向けた更なる職員の減員が見込まれるところ、それによって被収容者の処遇等の水準が不当に低下することのないように努めるとともに、被収容者の権利が侵害されることのないよう、適切に体制構築していくことを求める。	被収容者の権利を侵害しないよう、法令等に基づく施設運営をしている。 なお、閉庁に向けて業務が縮小していく中においても、処遇水準が低下しないよう努めている。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
77	黒羽刑	R3. 3. 31	新型コロナウイルス感染症対策について、被収容者や職員の健康のため適切な対応がなされるよう要望する。	施設内へのウイルスの持ち込み防止に注力し、感染防止対策を強化しており、令和2年度末までに感染者は発生していない。今後も状況の変化に応じた適切な対策を講じていく。
78	喜連川セ	R3. 3. 24	センター長におかれては、視察委員会が開催されたときには、毎回出席されるよう要望する。	今後は、特段の事情がない限り、視察委員会会議にセンター長が出席する。
79	喜連川セ	R3. 3. 24	当視察委員会が意見・提案書の内容をまとめて提出した質問事項について、会議の席上で書面を配布の上説明されたものの、会議終了後に書面は回収されていたため、回収しないことを要望する。	調査事項回答書については、事前に文書で各委員に送付しており、会議の席上に配布している文書は、既に送付している文書と同一のものであることから回収していたが、頂いた御意見を踏まえ、視察委員会当日に配布した文書も回収しないこととする。
80	喜連川セ	R3. 3. 24	職員及び被収容者が行っている掛け声、号令、その他の発声は、音量及び調子その他において社会生活上通常行われているものと同様の態様のものに改められたい。職員同士の敬礼及び伝達についても同様である。	職員及び被収容者の行う号令やその他発声については、室外又は室内などその場面に応じ適切な声量で実施しており、全ての場面において大きな声を出すよう要求することはしていない。 なお、職員が反則行為を現認した場合などには、大きな声を発して制止することはやむを得ず、職務の範囲内での行為であると認識している。
81	喜連川セ	R3. 3. 24	被収容者に対し、職員の号令により、足並みをそろえて整然と整列・行進することなく、社会生活上通常行われているものと同様の態様のものに改められたい。	当センターでは、1300名以上の被収容者を収容しているところ、限られた職員数で被収容者の行動を管理し、適正な規律秩序を維持するためには、被収容者に対し、職員の号令に従い、整然と整列・移動するよう指示せざるを得ない。また、災害時等有事の際には、迅速に避難して人員点検を行うことが不可欠であることから、現在の運用は必要なものと考えている。
82	喜連川セ	R3. 3. 24	被収容者に対して行っている健康診断の結果について、健康診断を受診した全ての被収容者に知らせよう検討されたい。	健康診断については、法令に基づき実施しているところ、当センターにおいては、被収容者に対し、異状のない場合は告知を行わず、異状が発見された場合に限り告知を行う旨を事前に説明している。被収容者に健康診断の結果を告知する義務は課せられていない上、少数の医療従事者で運営している当センターにおいて、全ての被収容者に対し診断結果を告知するとなれば、業務量が膨大となり管理運営上支障が生じるおそれがあることから、現状の取扱いを継続したい。
83	喜連川セ	R3. 3. 24	被収容者の健康状態について、退所時に情報提供できるよう方策を検討されたい。	被収容者に対する出所時の診療情報の提供について、出所後にも医療機関への通院が必要な場合など、本人からの求めに基づき、当センター医師が医療上必要と判断した場合は、出所時に「診療情報提供書」を交付している。
84	前橋刑	R3. 3. 31	新型コロナウイルス感染症対策は、おおむね適切になされたものと考えられるが、被収容者へのマスクの支給については、感染防止効果の高い不織布マスクへの切替えやアルコール消毒液を建物出入口に設置するなど、更なる感染防止対策ができないか、先手先手で検討し、感染対策の取組を引き続き速やかに進めていただきたい。	全被収容者に対し、布マスクの貸与を行っていたところ、令和3年2月1日から、全被収容者を対象に、1日1枚分の不織布マスクを1週間おきに支給する運用を試行的に開始した。 また、同月4日から、刑務作業の休憩前後に、職員が被収容者の手指にアルコールスプレーを噴霧し消毒させるなど、感染症防止対策を進めている。
85	前橋刑	R3. 3. 31	眼科等のやや専門性の高い診療科で診察を長期間待たされた、必要な薬を出してもらえないなど、医療体制、診療内容への不満が寄せられている。充実した医療体制を確保することは非常に重要であることから、可能な限り診療日を多く設け、充実した医療体制を確保するように、引き続き努めていただきたい。	眼科及び歯科治療については、専門医を招へいして定期的実施しており、また、常勤医師等による診察において、緊急性・必要性が高いと認められる者については、外部通院を行うなどして対応している。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
86	前橋刑	R3.3.31	<p>医務担当の職員の対応に対する不満が少なからずあり、受刑者の誤解に基づく苦情もあると思われるが、不満を訴える者には、可能な限り事情を説明していただきたい。</p>	<p>毎週、准看護師の医務巡回により申出状況等を確認した上で必要性・緊急性の高い者から順次診察を実施し、医療等に対する不満の申出があった場合、その場で説明を行っている。また、診察の申出件数も多く、診察までに日数を要する場合があるため、実情について被収容者に対し、できる限り丁寧に説明している。</p>
87	前橋刑	R3.3.31	<p>暑さ寒さ対策として、保温性のある素材などの機能性下着の使用制限について、規制の必要性を再検討し、可能なものは使用を許可できないか検討していただきたい。</p>	<p>受刑者の衣類の自弁については、指定事業者から購入及び指定事業者経由の差入れのみを認める取扱いとしているところ、全国の刑事施設で共通して取り扱われる自弁物品（全国統一取扱物品）については、矯正局が公募により選定した事業者と矯正局の間での協議により決められており、当所の受刑者の趣向・希望のみに応じてこれらの商品を取りそろえることは困難と思料される。</p> <p>なお、当所では、物干場のスペースが限られていることなどから、衣類乾燥のため乾燥機を使用せざるを得ず、他施設で使用が認められていた衣類であっても、乾燥機の使用禁止が指定されている衣類については、使用不許可としている実情がある。</p>
88	前橋刑	R3.3.31	<p>暑さ寒さ対策として、前橋刑務所からエアコンの導入を進めていく旨の説明がなされているが、更にエアコンの設置、建物の断熱改修、施設の建て替え等を進める必要があることから、予算措置を講じるよう、引き続き法務省に強く働き掛けていただきたい。</p>	<p>暑さ対策として、令和2年度に病棟の全居室及び病棟以外の収容棟の全廊下にエアコンを設置した。今後、エアコンの稼働時間等を定めた上、予算の範囲内で運用を開始する予定である。施設の建て替え、改修等当所限りでは対応が困難な事情については、今後も上級官庁へ働き掛けていきたい。</p>
89	前橋刑	R3.3.31	<p>貸出用の備付書籍が古い、資格取得のためのテキストが古くて使い物にならない、種類が少ない等の意見が見受けられた。予算の足りない中でできる限り努力していることは理解できるが、被収容者の知る権利や読書の自由を保障することは重要であるので、引き続き、書籍購入予算を確保し、被収容者もできるだけ新しい本に接することができるように努めていただきたい。</p>	<p>被収容者の要望等を踏まえた上で、書籍を購入しているところ、今後も有意義なものを整備していきたい。また、寄贈図書の寄贈者についても新規開拓に努めていきたい。</p>
90	前橋刑	R3.3.31	<p>職業訓練を受講できなかったことに対する不満の意見が寄せられている。受刑者の経済的更生の観点から、職業訓練の充実は極めて重要であるので、引き続き、職業訓練を受講できる人数の増加や、職業訓練の種類・内容の充実を求める。</p>	<p>職業訓練の訓練生の選定については、平成18年矯成訓第3327号「受刑者等の作業に関する訓令」第11条に規定された「訓練生の選定基準」に基づき、処遇審査会で審査し、適正に選定している。</p> <p>また、当所の職業訓練は、フォークリフト運転科は定員10名を年4回、溶接科は定員4名を年3回、ビジネススキル科は定員5名を年4回で実施しているところ、同訓練の定員、種類及び内容については、あらかじめ、上級官庁に予算上申した上で決定されるものであり、容易に変更できるものではないが、引き続き、受刑者の経済的更生の観点から、処遇審査会において、できる限り多くの受刑者が訓練を受講できるよう柔軟に審査を行うとともに、同訓練の充実に向けて努めていきたい。</p>
91	前橋刑	R3.3.31	<p>職業訓練を受けられなかった理由について、職員から受刑者に対する説明が不十分であるがゆえに、受刑者に誤解を与え、その結果、不満を抱いていると思われる意見が複数認められたことから、受講できなかった受刑者に対しては、可能な限り丁寧な説明をしていただきたい。</p>	<p>職業訓練の可否の結果については、工場担当職員へ可否の結果を伝達した後、工場担当職員から当該受刑者へ可否のみ結果を告知し、希望する者に限り、その理由についても説明を行うこととしていたが頂いた御意見を踏まえ、今後は可能な限り丁寧な説明を行うよう努める。</p>
92	前橋刑	R3.3.31	<p>職員の言葉遣いや態度に対する不満は常に一定数見受けられる。職務上、き然とした態度が必要なことは否定できず、時には強めの口調、態度で指導する必要があることは理解できるが、必要な限度を超えれば人権侵害となるので、この点は、引き続き職員に対して意識させるよう指導していただきたい。</p>	<p>職員は、事案に応じて厳しく注意指導を行うこともあるが、今後も職員研修等を通じ、機会あるごとに監督者から職員に注意喚起するなど、引き続き被収容者の人権に配慮した対応を行うこととする。</p>

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
93	前橋刑	R3. 3. 31	喫食会の菓子・飲み物に対する不満・改善の要望が多く寄せられているので、引き続き改善できる点がないか検討していただきたい。	喫食会に配布する菓子及び飲み物については、納入業者との間で購入限度額を勘案しながら適宜品目等について決めているところであるが、今後も引き続き内容等についてより良いものとなるように検討していきたい。
94	前橋刑	R3. 3. 31	食事の質が低下しているとの意見が出ている。食料品の価格が上昇傾向にあるため、予算の制約があって食事の質が低下している面があるように思われる。予算の確保を法務省に働き掛けていただきたい。	予算については、法務省において全国の矯正施設別に副食に充てる予算（1人1日当たりの額）を定めており、当所限りで変更することはできない。安価で美味しい旬の食材の調達を推進し、管理栄養士の指導の下、良質の食事を支給するよう引き続き努めていく。
95	前橋刑	R3. 3. 31	宗教上の理由で特定の食品が食べられないことにより提供される代替食の種類が少ない、他のメニューと合わないといった問題があるから改善されたいとの提案について、前橋刑務所側の報告によれば、提案者の申告により多様な食品を提供しているとのことであるが、宗教上の食事については、可能な限り尊重し対応していただきたい。	宗教上の代替食を選定する際は、原材料中に支給できない食品のエキスのみ含まれる場合であっても除外することとなるため、支給できる品目が限定されている実情にある。そうした中でも、同一の品目を続けて給与することがないよう複数のメニューを設定するなどして対応しており、代替食の品目を増やすよう努めている。
96	前橋刑	R3. 3. 31	刑事施設内の娯楽について、囲碁大会などの要望があるものの、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、現時点では実施が困難であると思われるが、引き続き検討されたい。	新型コロナウイルス感染症対策について、上級官庁の指示等を確認しながら一般社会での感染状況を踏まえつつ、可能な範囲で被収容者の要望に応えられるよう検討していきたい。
97	前橋刑	R3. 3. 31	前橋刑務所内のラジオ・テレビ視聴の制限について、相応の合理的理由があって制限されていることが通常であると思われるので、受刑者に不満を訴える者がいれば、その都度理由を説明されたい。	ラジオ、テレビ視聴の制限について、不満を訴える受刑者への理由の伝達方法等について検討していきたい。
98	前橋刑	R3. 3. 31	鼻毛切りについて使用を認めていない旨の回答があったが、希望がある場合に、月1回など使用頻度を制限して使用させれば、必ずしも多額の予算は必要なく、時間や手間も掛からないと思われるので、検討されたい。	鼻毛切りについては、同一の鼻毛切りを使い回すことによる感染のおそれなどの理由により、使用させていない。今後、感染症防止対策その他の衛生保持上の観点を踏まえつつ、使用の可否について検討する。
99	前橋刑	R3. 3. 31	保湿クリームなどは、人により肌に合う合わないといった問題もあるので、可能な限り多くの種類の中から購入できるようにしていただきたい。	現状では、購入可能な保湿クリームは1種類であるが、医療上の問題があれば、診察等で必要性を検討の上、肌に適した物品を購入させることも可能である。
100	前橋刑	R3. 3. 31	体重を週1回測定したいので、風呂場に体重計を設置してほしいという要望が出ており、体調管理上の必要性は理解できるので、検討されたい。	入浴場脱衣場は、裸体又は脱衣中の被収容者が限られたスペースや時間内に入浴や着替えを行う必要があることから体重計を設置していないが、運動場には体重計を設置しており、自身による測定の機会を与えている。
101	千葉刑	R3. 3. 30	自殺企図リスクがある被収容者に対する対応として、巡回視察の頻度を増やすという程度の対応にとどまるのではなく、適切な医療上の措置を講ずる必要があるので、引き続き、自殺企図事案発生状況の報告を要望する。	新たに入所した被収容者については、すべからく自殺危険性判定表によりスクリーニングを実施し、必要と認められた者については、精神科医師による診察を受診させている。また、自殺の危険性のある者については、職員による面接と精神科医師の診察を積極的に実施して心情の安定を図るとともに、面接結果や精神科医師の意見を処遇に反映させることに努めており、今後も継続していく。 なお、自殺企図発生状況の報告についても、引き続き実施していく。
102	千葉刑	R3. 3. 30	視察委員会が報告を受けた新型コロナウイルス感染拡大の経緯からは、被収容者への拡大の端緒は、職員の感染によることが明白であり、被収容者への感染が本件具体的経過の中で阻止できたものであったのではないかと考えている。 そこで、令和2年末（本件感染拡大が実際に発生する前までの段階で）被収容者に接する職務を行う職員に対して、被収容者への感染を阻止するためにどのような指導、措置が執られていたのかの報告を要望する。 また、令和3年1月に被収容者への感染拡大が実	職員に対する指導及び措置については、全職員に対し、不要不急の外出や旅行などは避けること、「三つの密」に該当するような食事会、懇親会への企画・参加は行わないこと等、外出を自粛させ、出勤前及び午後の2回、体温を確認し、直近の非番、週休日等における発熱などの症状の有無、咳、息苦しさ、のどの痛み、鼻水、頭痛などの風邪症状の有無及び倦怠感、関節痛、嘔吐、下痢、味覚障害などの有無をチェックカードに記載の上、報告させていた。また、出勤前に、発熱などの症状の有無、咳、息苦しさ、のどの痛み、鼻水、頭痛などの風邪症状の有無、

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
			際に認められた以降の時期に、被収容者の生活にどのような制約が及んだのか、また、その制約の理由について報告を要望する。	倦怠感、関節痛、嘔吐、下痢、味覚障害などの症状等が認められる場合は、出勤することなく電話連絡により監督者に報告させていた。 なお、勤務中は、マスク、手袋、フェイスシールド又はゴーグルを着用させた上、常に手指消毒用アルコールが入った携行ボトルを貸与し、複数の職員が触れる箇所に触れた場合は、その都度、アルコールでの手指消毒（手袋着用時は手袋の上から）を実施させ、施設内共有部分（ドアノブ等）については、適宜アルコールでの消毒を実施させたほか、毎朝行われる職員整列を、事務所職員と処遇部門職員に分散して行い、整列時、職員間が密にならないよう距離を確保して実施させていた。 被収容者への生活上の制約については、令和3年1月8日、当所職員が新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明し、その後、他の職員や被収容者にも同感染症の感染が認められたことから、同感染症拡大防止のため、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第64条（感染症予防上の措置）に基づき、同月14日以降の①入浴、②屋外運動、③理髪、④回覧新聞、⑤官本の交換、⑥衣類洗濯を停止し、⑦食事を非常食又は弁当に切り替える制約を実施していた。これら制約の理由として、①入浴は、入浴時は裸となるため、手指以外の身体の部位に脱衣室などで直接ウイルスに接触する可能性があり、また、入浴中にマスクをすることができないため無防備となることから、感染リスクが極めて高く、②屋外運動については、運動中の会話はもとより、運動によってエアロゾルが発生し、ウイルスが拡散する可能性が高く、③理髪は、散髪した髪に付着したウイルスを完全に防ぐことが技術上困難であり、理髪を実施する衛生係受刑者が他の者にウイルスを媒介する可能性があり、④回覧新聞及び⑤官本の交換については、新聞及び官本は一つの物を多数の被収容者が接触することとなるため、物を介してウイルスが拡散するおそれがあり、⑥衣類洗濯を停止したのは着用後の衣類を介しウイルスが拡散するおそれがあり、⑦食事を非常食又は弁当に切り替えたことについては、刑事施設の機能として、受刑者に行わせている自営作業によるウイルス拡散のおそれがあるからであり、いずれの制約も、同法第64条及び刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則第31条に基づく、感染症まん延防止の措置に基づくものである。
103	千葉刑	R3.3.30	被収容者の意見の中には、職員の被収容者に対する言動が必要以上に支配的である等の趣旨のものが多く含まれているところ、一定の指導的対応が必要であることは否めないが、同種の訴えが続くようであれば当該訴えを受けている職員との面談を求めるとなるので、その際は協力を要望する。	随時、研修等により被収容者の人権に配慮した処遇の徹底に努めており、今後も継続していく。 なお、視察委員会からの要望があれば必要な協力は行っていく。
104	千葉刑	R3.3.30	空調設備の導入について、被収容者の居室区画について、一定の空調設備が導入されることとなったとの報告を受けたが、その実際の稼働状況や今後の予定について、具体的な報告を要望する。	空調設備については、現在、令和3年5月末を工期として設置工事を進めている。設置工事が完了すれば、温度設定、時間帯等具体的な運用基準等を定め、稼働していく予定である。
105	市原刑	R3.3.31	意見・提案書の中では、新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する要望が2件みられた。どちらも外部通勤者（施設外で作業するため相対的に感染リスクが高いと考えられる。）に関するものであるが、不安解消のためにも、受刑者に対する丁寧な説明等きめ細かい対応をされるよう希望する。	新型コロナウイルス感染症感染防止対策については、これまでも受刑者に対し、関係する指示を各寮に掲示したり、工場担当又は寮担当職員から説明したりして告知し、周知を図っているところ、今後も引き続き必要な対応を行うこととしたい。
106	市原刑	R3.3.31	令和2年度も受刑者からの面接希望はなかった。埋もれた面接希望者がいないか、受刑者に対して視察委員会の存在や意義を丁寧に説明されるよう、改めてお願いしたい。	視察委員会については、受刑者に貸与している「所内生活の心得」において、その内容を記載しているほか、特に新入時教育においては、職員が当該制度について説明している。頂いた御意見を踏まえ、引き続き丁寧に説明することとしたい。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
107	東日本成人医セ	R3.3.31	就寝から起床までの時間が長いので、静かに過ごすことを条件として、読書や書き物をするなど、起きていることを許可すべきである。	当センターにおいて、起床前の読書等は禁止していないが、令和3年4月1日現在、当センターの被収容者の約85パーセントを占める休養患者にあっては、療養のために作業を行う義務を特別に免除され、医師の指示を遵守して安静に努め、心身の回復を図る必要があることから、原則として、起床前の筆記等は認めていない。
108	東日本成人医セ	R3.3.31	資格取得やクラブ活動の奨励など、休養中の患者が時間を有意義に使うための施策をより充実させるべきである。	資格取得については、休養中の患者は治療に専念させる必要があるが、クラブ活動については、休養中の患者であっても、医療上及び処遇上問題なければ参加可能である。
109	東日本成人医セ	R3.3.31	グラウンドの状態が悪いので整地すべきである。	グラウンドの不備を発見した場合は、その都度速やかに対応しているところ、今後、より地面が荒れにくいグラウンドにするための方法等について検討する。
110	東日本成人医セ	R3.3.31	被収容者に対して、頭ごなしに怒るのではなく、きちんと話を聞いて対応すべきである。	職員は、職務の性質上、被収容者に対し厳しく指導しなければならない場面もあるが、そうした状況においても、被収容者の人権への配慮を欠くことのないよう、職員研修や日々の監督者等からの指導を通じ、被収容者の人権に対する意識の向上を図り、適切に対応できるようにしている。
111	東日本成人医セ	R3.3.31	被収容者に貸与される官本である「ポケット六法」が平成25年版と古すぎる。その後民法も刑法も改正されているので、新しいものを備え付けるべきである。	備付書籍「ポケット六法」は2冊あるものの、いずれも平成25年版であるため、最新版を調達する手続きを開始した。
112	東日本成人医セ	R3.3.31	矯正管区の長に対する事実の申告の申告用紙や作成要領を入れておく保管用封筒が小さいので、角型2号封筒が収まる、より大きいものにすべきである。	矯正管区の長に対する事実の申告を含め、不服申立てに係る用紙及び作成要領（以下「保管用紙等」という。）のサイズは、全てA4であるのに対し、保管用封筒のサイズは、角型2号封筒（A4サイズが折らずに入るサイズ）であることから、保管用紙等以外を保管することが想定されない封筒を大きくする必要性は低いと考える。
113	東日本成人医セ	R3.3.31	センター長に対する苦情の申出について、作成要領が設けられておらず、「生活の心得」に記載されている情報だけでは申出の方法が明らかでないので、法務大臣や監査官に対する苦情の申出と同様に、作成要領を設けるべきである。	センター長に対する苦情の申出については、被収容者に「苦情申出書」を交付する際に、作成期間、作成時間、保管方法及び作成が終了した場合は職員に申し出ること等を説明している。また、同申出書には、項目ごとに記載すべき事項を特定した記載欄（枠）を設けているので、センター長に対する苦情の申出に係る作成要領を別途作成する必要性は認められない。
114	東日本成人医セ	R3.3.31	センター長に対する苦情の申出についても、法務大臣や監査官に対して行う苦情の申出と同様、申出書の作成中は保管用封筒を貸与すべきである。	センター長に対する苦情の申出以外の苦情の申出について、当センターが保管封筒を貸与している根拠は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第169条に基づく必要な措置として講じているものであるところ、刑事施設の長（センター長）に対する苦情の申出については、同条の規定は適用されず、保管封筒を貸与しなければならない義務はなく、現在の運用に特段の問題も生じていないものの、秘密申立ての保障の趣旨に鑑み、書面によるセンター長に対する苦情の申出においても保管封筒を貸与する運用変更を検討する。
115	東日本成人医セ	R3.3.31	便箋について、売店からの差入れのみでなく、窓口又は郵送での差入れをできるようにすべきである。	便箋については、その形状から検査をする困難性、検査・引取り等の業務負担等を踏まえると、指定業者以外の差入れによる運用は管理運営上支障が生じるおそれが高い。また、他の刑事施設においても差入れを認めていない施設が多く、当センターが指定業者以外の差入れを認めた場合、当センターは医療専門施設のため全国の刑事施設と移送が行われている状況から、移送先施設との処遇格差を生じさせる原因となり得るため、今後、他の刑事施設の運用を踏まえながら運用変更が可能か検討する。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
116	東日本成人医セ	R3.3.31	官物のチューブ歯磨きの使用期間が3か月とされているが、それほど長持ちさせることはできないと思料されるので、2か月とすべきである。	歯磨きチューブの使用期間の目安は、他施設での取扱いを参考として定めているところ、現状として、明らかに歯磨きチューブが足りない状況は認められない。また、仮に必要と認める場合は、同期間によらず給貸与をしていることから、運用変更の必要性は認められない。
117	東日本成人医セ	R3.3.31	毎食の配茶を、現状の500ミリリットルではなく、他の刑事施設と同様に1リットルにすべきである。	厚生労働省が後援している「健康のため水を飲もう」推進運動で推奨されている1日の水分摂取量は、2.5リットル（食事1リットル、体内で作られる水0.3リットル、飲み水1.2リットル）であることから、現状の1日当たり1.5リットルから増量する必要性は認められない。 なお、水道水の飲水は、原則として制限しておらず、また、夏季期間中は、熱中症対策として、別途麦茶及びスポーツ飲料を給与している。
118	東日本成人医セ	R3.3.31	黒色のゲルインクボールペンの自弁購入の上限を現状の月1本ではなく2本にすべきである。	黒色ボールペンの毎月の定期購入の上限として月1本としているが、必要性が認められる場合は、2本以上の購入を個別に受け付けており、現状において、原則として月2本にする必要性は認められない。
119	東日本成人医セ	R3.3.31	被収容者の提出した願箋について、担当者がこれをよく読まず、適切な対応がなされなかった。十分に読んだ上で、応答義務のあるものについては適切に対応するなど、施設として対応すべきである。	具体的な対応内容が定かではないが、出願に対しては、応答義務の有無によらず、適切に対応していく。
120	東日本成人医セ	R3.3.31	不服申立書の作成及び発送のために必要な差入れを依頼するための信書については、定数外発信を認めるべきである。	不服申立書の作成及び発送に係る物品については、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第40条の規定により官給品を貸与し、信書の発信に要する費用についても、同法第131条の規定により国費で負担することができることから、定数外発信を認める必要性は乏しく、取扱いの変更は不要と考えている。
121	東日本成人医セ	R3.3.31	願箋について指印を廃止したことに伴い、訂正印も押させない運用となったが、それでは施設側に都合のよい内容に改変されるおそれもないとはいえないので、訂正印に関しては指印を押す運用に戻すべきである。	願箋について、原則として、指印を徴しないこととしているものの、不服申立て等、被収容者の権利に係る重要なものについては従前どおり指印を徴することとしているほか、その他の願箋についても、被収容者から個別の申出があれば、指印を押すことは妨げていない。
122	東日本成人医セ	R3.3.31	休養中であっても、一日中強制的に横になっていなければならないのはかえって体調が悪くなるので、医師が適切と認め、被収容者本人も希望する場合には、軽作業をすることを認め、生活リズムを保てるようにすべきである。	精神科患者については、その者の病状に応じて医師の指示により治療作業を実施しており、身体科患者については、原則として軽作業が可能な状態となれば、病状が軽快したとして一般の刑事施設へ還送されることとなるが、身体科患者のうち、当センターで治療をフォローする必要がある者については、医師の意見を踏まえながら刑務作業を実施している。 なお、当センターでは、患者に対し、安静にしなければならない時間（1日当たり4時間）を設けているが、一日中強制的に横になるよう指示している事実はない。
123	東日本成人医セ	R3.3.31	現状、休養中の被収容者は仮釈放の対象にならない運用であるが、病気は被収容者本人の責任ではないから、移送前の施設における受刑態度や受刑期間などを考慮し、仮釈放の対象とすべきである。	休養処遇中の被収容者についても、仮釈放の対象として運用している。 なお、仮釈放の決定は、地方更生保護委員会の権限に属する事項であるため、実施すべきか否かについて、当センターは回答する立場にない。
124	東日本成人医セ	R3.3.31	体育館や屋外での運動の際に使用する器具やボールなどを整備すべきである。	現在、体育館には卓球台を、運動場にはヨガマットを整備しているところ、新たな運動用具を整備することを検討したい。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
125	東日本成人医セ	R3. 3. 31	掃除に使う雑巾について、バケツに掛けてその上に洗面器を重ねるように指示されているが、雑巾が乾かず衛生上良くないので、雑巾掛けを整備すべきである。	自殺防止等の保安上の観点から雑巾掛けを整備することは検討していないが、雑巾の衛生保持のため雑巾の整頓場所の変更について早急に検討する。
126	東日本成人医セ	R3. 3. 31	日本弁護士連合会の人権救済申立てに関する情報を、入所者に対して書面で配布するなどの方法で周知されたい。 なお、人権救済申立てに関する手続（申立方法、手続の流れ等）については、日弁連のホームページに情報が掲載されており、問合せ窓口等も記載されている。	法律・人権相談を行っている機関は複数あることから、特定の機関についてのみ情報提供を行うことは考えていない。受刑者から個別に問合せがあればその都度対応している。
127	東日本成人医セ	R3. 3. 31	法テラスの出張法律相談について、利用に必要な情報を入所者に分かりやすく記載された書面を配布したり、法テラスの発行している資料を閲覧に供する等の方法で周知されたい。	法律・人権相談を行っている機関は複数あることから、特定の機関についてのみ情報提供を行うことは考えていない。受刑者から個別に問合せがあればその都度対応している。
128	東日本成人医セ	R3. 3. 31	今後発行される視察委員会ニュース「もくせいの杜通信」について、既に各居室に備え置かれている「所内生活の心得」とともにファイリングの上、被収容者が必要なときに自由に参照できるよう各居室に備え付けることを、令和元年度に引き続き求める。	「もくせいの杜通信」を各居室に備え付けることについて、検討することとしたい。
129	東日本成人医セ	R3. 3. 31	矯正管区ごとに毎年医療対策協議会を開催されているとのことであるが、従前同協議会においては議題が準備されるのみで議事録が作成されておらず、同協議会において管区内の刑事施設における医療水準の向上のためにどのような議論がなされたのか客観的検証ができない状態にあるので、同協議会において議事録を作成し、これを適正に公開、少なくとも矯正管区内の刑事施設の視察委員会において閲覧可能な状態にするよう、東日本成人矯正医療センター出席者より同協議会の開催に先立ち提言されたい。上記協議会が開催された後の最初の東日本成人矯正医療センター視察委員会会議においては、上記協議会の内容を視察委員会に対して文書で報告されたい。	頂いた御意見については、上級官庁に伝達したい。また、協議会開催後には、当センター視察委員会会議において、概要を報告する。
130	東日本成人医セ	R3. 3. 31	東日本成人矯正医療センターにおいては、一般刑事施設からの速やかな移送（受入れ不可の場合はその旨の振り分け）に尽力されているとのことであり、被収容者の健康・生命維持のため引き続き一層の努力をされたい。	他の刑事施設からの受刑者の移送については、週1回の移受送会議において提供された移送受刑者情報を施設内で共有している。また、入所後の迅速な対応のため、移送元施設から検査結果等を事前に入手し、入所後に速やかに治療に当たれるよう準備しており、今後も継続していく。
131	東日本成人医セ	R3. 3. 31	健康診断における二次検査の十分かつ迅速な実施と、被収容者が不調を感じてから受診できるまでの受診待機期間の短縮について、引き続き重点的に改善に取り組まされたい。	健康診断における二次検査や被収容者が新たに体調不良を訴えた場合、速やかに医師の診察を実施して迅速に対応しており、今後も継続していく。
132	東日本成人医セ	R3. 3. 31	被収容者に対する適切な処遇のためには、施設職員の労働環境の維持・改善を図ることが重要との観点から、職員を対象に実施したヒアリングの結果、部署によっては、人員不足から有給休暇を取得しにくい、言い出しにくいという声があった。シフトを組む際におおむね希望どおりになるのであえて有給休暇を取得しなくても済んでいるという職員もいたが、取得可能な有給休暇の半分も取得していない職員が大半を占めている様子であり、取得していても年間当たり数日にとどまっているようであるので、東日本成人矯正医療センターとして積極的に有給休暇を取得するように奨励すべきである。	当センターにおいて交代制勤務に従事する職員の令和2年度における年次休暇の平均取得日数は12日以上であり、令和元年度実績と比較しても増加しているところ、男性職員の育児休暇の取得を推進するなど、今後も休暇取得の拡充に努めたい。
133	東日本成人医セ	R3. 3. 31	部署によって程度の差はあるものの、慢性的な人員不足となっている部署もあり、それが有給休暇の取得のしにくさや、夜勤の頻度増加を招いている。東日本成人矯正医療センターにおいて各部署の職員から実情を丁寧に聴取し、必要に応じ人員を補充・増加されたい。	処遇部門においては、慢性的な人員不足を原因とした夜勤頻度増加の事実はない。また、看護課においては、令和3年度に看護師の定員が4名増員されているところ、引き続き、上級官庁に対し、増員を求めべく働き掛けていきたい。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
134	東日本成人医セ	R3.3.31	シフトについて、当該期間の始まる1週間前、部署によっては更に直前にならなければ発表されないという部署が多かった。職員が私生活上の予定を立てやすくし、充実した日常生活を送れるようにするため、当該期間の少なくとも2週間前には勤務予定を決定するようすべきである。	職員の希望を聴取した上で勤務シフトを決定し、決定後であっても職員間での交代を認めるなど、一定の配慮を行っている。他方、希望聴取の締切りが早まることに抵抗を感じる職員もいることから、より多くの職員にとって、より公平な運用となるよう配慮している。
135	東日本成人医セ	R3.3.31	夜勤の頻度について、若手職員の方が多いとの声があった。夜勤の可否や頻度については、個々の職員の事情（身体的事情、育児や介護の必要等）が考慮されるべきはもちろんであるが、純粋に年功序列的な観点から差を設けることは不合理であり、もしそのような傾向があるのであれば平等な配分になるよう改善すべきである。	夜勤班の構成や勤務配置については、職員の経験や能力を考慮して偏りなく適材適所に職員を配置しており、年功序列を理由として夜勤の頻度に差を設ける運用は行っていない。
136	東日本成人医セ	R3.3.31	職員宿舎について、希望しても入れないという声があった。可能な限り職員宿舎を充実すべきであり、また、入居者選定の基準が公平なものとなるよう検討されたい。	職員宿舎については、入居選定基準に基づき、入居対象者を選定している。なお、現状においては、入居希望者全員入居することができている。
137	東日本成人医セ	R3.3.31	被收容者と職員全員に対する、定期的で可能な限り頻繁なPCR検査を実施するとともに、被收容者に対する入所時の検査の徹底をされたい。	予算上の制約もあり、被收容者及び職員全員に対し、定期的にPCR検査を実施することは困難であるものの、当センターでは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当センターに入所する被收容者については、入所前の被收容者本人の生活実態、行動履歴等を踏まえ、必要に応じて抗原検査やPCR検査などのウイルス検査を実施し、職員についても、出勤前に体温計測を実施し、少しでも新型コロナウイルス感染が疑われる職員については、直ちに外部病院に通院させるなど、感染対策の徹底に努めている。
138	東日本成人医セ	R3.3.31	今後も東日本成人矯正医療センターは他施設から高齢者等重篤化のおそれのある患者を受け入れることが想定され、その受入れ体制を整備しておくべき立場にあるから、他施設の新型コロナウイルス感染症の状況について、適時適切な情報共有を受け、把握に努めるべきである。	他施設における感染患者の発生状況については、上級官庁と連絡を密に取り、状況を適切に把握し、平素から受入れ体制を整備している。
139	東日本成人医セ	R3.3.31	被收容者及び職員に対するワクチン接種開始時期についての適切な情報収集と接種体制の整備を求める。東日本成人矯正医療センターはその実態からすれば医療機関であって、職員、被收容者共に、一般に優先して接種を受けられてしかるべきである。また、特に被收容者については、刑事施設に收容されていることによって速やかな接種を受ける権利が害されることがあってはならない。他方で、被收容者のほとんどは東日本成人矯正医療センター所在地に住民票がない点において、一般とは異なる接種の枠組みを要する。東日本成人矯正医療センターにおかれては、近隣の病院に比して接種が遅れることのないよう、接種開始時期について上級官庁に問い合わせるなどして、接種の準備と実施に遺漏のないようにされたい。	被收容者のワクチン接種については、当センター所在自治体に住民票がない被收容者に対しても柔軟な供給が受けられるよう、自治体との調整を行っている。職員である医療従事者についても、円滑な接種に向けて自治体と調整を行っている。
140	府中刑	R3.3.17	視察委員会ニュースの閲覧について、府中刑務所では、工場の食堂に掲示する方法と昼夜間単独室棟での閲覧により行われている。昼夜間単独室棟以外の全居室棟への備付け及び余暇時間の閲覧については、管理運営上実施が困難であるとされているが、居室棟に備え付けておき、受刑者からの要望を受けて、閲覧のため貸し出すという運用が、著しい業務負担を招くとは思われない。受刑者が過去の視察委員会ニュースを閲覧し、施設側の方針を知り、理解することは、無用な不服申立て等を減らす効果もあると思われる。運用の見直しについて、改めて検討を求めたい。	視察委員会ニュース（以下「同ニュース」という。）について、工場就業者は、各工場食堂内の適宜の場所に2週間掲示した後、過去3年間のバックナンバーをファイルに編てつし、就業日の休憩時間に同ファイルを開読できる取扱いとしており、居室就業者は、回覧新聞紙と同様の取扱いで回覧した後、過去3年間のバックナンバーをファイルに編てつし、申出があれば、就業日の休憩時間に同ファイルを貸与できる取扱いとしている。 各工場、各昼夜居室棟には過去3年間のバックナンバーを編てつしたファイルを備え付けており、就業日の休憩時間に被收容者から申出があれば、随時、担当職員等から同ファイルを貸与しており、被收容者が施設側の方針を知り、理解する目的は達成

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
				<p>しているものと思われる。</p> <p>一方、全ての居室棟に同ニュースを編てつしたファイルを各居室に備え付け、余暇時間帯に閲覧させることについて検討したところ、夜間及び休日の少ない職員で対応している時間帯に同ファイルを貸与した都度、夜間勤務職員が同ファイルの欠損、書き込みの有無等について確認する必要が生じるなど、業務負担が大きいことに加え、本来の目的である動静視察に疎漏が生じたり、非常時対応に支障を来すおそれがあると考えられるので、現在の運用の変更は行わない。</p>
141	府中刑	R3. 3. 17	<p>視察委員会の意見を踏まえ、購入できる新聞の種類を増やすことを検討するということがあったが、検討の結果を報告するよう求める。</p>	<p>令和2年12月に実施した被収容者アンケートの結果に基づいて、既に自弁で購入が可能である読売新聞及び朝日新聞に次いで閲覧希望者数が多かった日本経済新聞を、令和3年6月分から自弁で購入できる通常日刊新聞紙に追加した。</p>
142	府中刑	R3. 3. 17	<p>昼夜間単独室の食器は、各自の責任で洗浄することにしており、使用者を明確にするために食器に居室番号を書いているとのことである。しかし、そのために配膳時に誰が食べるものかが特定されてしまう結果、嫌がらせのために特定の受刑者の食事だけを減らしているのではないかと疑念を招くことになっている。昼夜間単独室の食器についてだけ特別な扱いをする合理性がないのであれば、使用者が特定できない食器を用いることを検討されたい。</p>	<p>昼夜間単独室は、調査や閉居罰により収容されている者のほか、心身の状況等により工場における就業が困難な者が収容されているところ、居室内の汚損が著しい者や食器を洗うことが困難な者も多数収容しており、こういった者の食器を回収した際、その多くが汚れたままの状態である。</p> <p>過去、食器に番号を記載せずに運用していたところ、受刑者から汚れた食器が入ったとする苦情や不潔な他の受刑者の食器は使用したくないといった苦情が散見されたことから、現在では、食器には番号を付し、十分に洗浄することのできない受刑者の食器については、回収した上で居室衛生係が再度洗浄しているのが実情であり、配膳時には必ず職員が立ち会っていることから、配食係が特定の受刑者の食事を減らすなどの行為はできないようになっている。</p> <p>上記のことから、今後も食器に番号を付す取扱いを変更する予定はない。</p>
143	府中刑	R3. 3. 17	<p>受刑者からは診察願箋を出してもなかなか診察してもらえないとの訴えが多数寄せられている。現在の運用では、看護師等が当該受刑者の観察状況や症状を医師に報告した後、報告を受けた医師が診察の必要性や症状の軽重、緊急性を考慮して診察実施の可否を判断しているため、初診については極力早急に実施しているものの、再診については、一定期間経過観察をする必要があるため、個々の受刑者の状況に応じて適切に実施している、とのことである。しかし、このような医療体制は、一般社会とは大きく異なるものである。確かに、一般社会のようにいつでも医師の診察を受けられる機会を保障することは、現状の刑務所では難しいと思われるが、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第56条の「社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし適切な保健衛生上及び医療上の措置を講ずる」という規定からしても、可能な限り、それに近い体制を目指す必要があると思われる。そのためには、医師が即時の診察を要しないと判断した場合には、受刑者に単に経過を観察すると伝えるのみではなく、即時の診察を要しないと判断した根拠と経過観察の期間を伝える運用とすべきではないかと思われる。検討されたい。</p>	<p>不定愁訴も含めて心身の不調を訴える受刑者が多く、中には短い期間に何枚も同様の趣旨の診察願箋を提出する受刑者もいるため、診察願箋により順次計画的に診察するだけではなく、毎週、看護師等（看護師又は准看護師をいう。）が工場や居室棟を巡回して、受刑者の症状を確認し、同看護師等が医師の意見を聞きながら、当該受刑者に対し、次回のお診察までに症状に変化が出たらすぐに申し出るよう指示したり、現在処方されている薬剤を飲み切った後に改めて症状を申し出るよう指示している。</p> <p>また、看護師等の巡回以外で医療従事者以外の職員（刑務官（24時間体制で受刑者の動静を視察している。））が受刑者の不調を認めた場合は、症状に応じて常備薬の投与や前記同様に看護師等が症状を医師に報告するなどして、必要に応じて診察につなげている。当所における診察の実情は上記のとおりであり、医師に報告の上で即時に診察を要しないと判断した場合は、適宜、看護師等を通じて当該受刑者に対し、その理由等について説明を行っている。</p> <p>なお、夜間、休日には、看護師等が常駐している上、当直医師もほぼ日常駐しており、急に症状を訴える受刑者への診察等も実施している。</p>
144	府中刑	R3. 3. 17	<p>運動時間は30分間とされているところ、工場就業者については移動時間を含め40分間を確保しているとのことである。この運用によれば、工場との往復のための時間がそれぞれ5分間しか予定されていないため、移動に手間取った場合、結果的に30分間を確保することが困難になってしまうことがあり得ることになる。工場ごとの運動を計画的に実施する必要性から、移動時間を含めて1工場当</p>	<p>運動時間については、工場就業者、居室就業者共に運動場に到着後、運動開始から30分間を確保している。</p> <p>工場就業者の運動については、運動場数の制約から、各運動場、40分毎に運動を開始することとしているが、「移動時間を含めて運動時間を40分」としているものではない。運動終了後の連行と運動開始前の連行は、別の職員で行っているため、状況に</p>

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
			<p>たりの運動時間が設定されているものと思われるが、そのようにするのであれば、例えば移動時間をそれぞれ10分確保して、1工場当たりの運動時間を50分間とするなどにより、移動時間に余裕を持たせるべきではないかと思われる。検討されたい。</p>	<p>よっては、移動に時間の掛かる工場については、移動時間を含めると50分掛かることもあるものの、被収容者に不利益となるものではないので、現在の取扱いで引き続き運用する予定である。</p>
145	府中刑	R3. 3. 17	<p>信書の発信のために作業報奨金を用いることの申請について、送付先を記入させる場合があるとのことである。作業報奨金は更生のために出所時に用いることが原則であるため、例外的に所内で用いる場合には作業報奨金を使用する必要性を見極めなければならないことが理由だとされており、一般論として作業報奨金の用途を尋ねる必要性はあると思われるものの、信書を送付する必要性まで考慮するのは、法律上、「適正な外部交通が受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰に資する」とされ（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第110条）、特定の制限事由に該当する場合以外は「信書を発受することを許すものとする」とされていることからすると（同法126条）、信書発信の過剰な制約になっている疑いがある。信書の発信には典型的に作業報奨金を使用する必要性が認められるものと扱うことにして、発信先まで申請させる運用は改めるべきだと思われる。検討されたい。</p>	<p>作業報奨金は、釈放後の当座の生活資金としての性質を有していることから、当所においては、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第98条第4項に基づき、原則、日用品等の購入に当たっては領置金を使用させ、領置金所持額が僅少で購入する日用品等の金額が領置金所持額を超える場合は、作業報奨金を使用させることができることとしている。</p> <p>領置金が僅かであれば、作業報奨金を使用させることができるところ、これを無条件に認めて使用させることは相当ではなく、その使用目的が相当なものであると認められる場合に限り、使用を認める扱いとしており、その使用目的の相当性の判断のため、発信の相手方の記入を求めている。</p> <p>したがって、記入を求める目的は、飽くまでも前記の相当性の判断のためのものであり、発信を制限する目的で行っているものではなく、平成18年矯正成訓第3343号「作業報奨金に関する訓令」第16条では、作業報奨金の支給を受けたい旨の申出を行う場合には、その理由及び金額を記載した書面の提出を求める旨が定められており、同規定に基づき、作業報奨金を利用して信書発信する場合、発信の相手方の記入を求めることとしている。</p>
146	府中刑	R3. 3. 17	<p>発信が差し止められた信書に使用した切手について、差し止められた信書は施設において保管し釈放時または死亡時に引き渡すと規定されていることから（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第132条）、当該信書を返還する法的根拠はなく、在所中に切手を返還する法的義務を施設は負っていないとされるものの、資力がなく、差入等の見込みもない場合には裁量的に切手の返還を許すこともある、とされている。しかし、差し止め時に施設長が保管するとされている「信書」には、貼付した切手は含まれないと考えることも十分可能である。受刑者の立場からすれば、貴重な領置金や作業報奨金から費用を捻出して入手した切手は、在所中に使用できてこそ意味があるのであるから、差し止め時に保管する「信書」には貼付した切手は含まれないと扱って、貼付した切手については切り取って受刑者本人に返還する運用とすべきだと思われる。検討されたい。</p>	<p>刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第132条に基づき、当所が保管する信書の切手部分を切り取ることに付いて、まず、職員が行うことについては法令等に根拠はなく、飽くまで便宜的に行うこととなる所、被収容者の同意を受けていたとしても、法令によらず信書をき損することとなり、かつ、誤処理等のリスクがあることも踏まえると、職員が切り取ることは適切ではないと考えられる。そうすると、被収容者自身に切り取らせることとなるが、釈放時交付のため適正に保管している信書について、保管場所から取り出し、信書の封皮部分のみ受刑者に交付して切手を切り取らせ、また封皮を保管することとなる所、当所は全国でも最大規模のB指標受刑者を収容する施設であり、暴力団関係者も多数存在することもあって、発信書に係る禁止等の措置は相当数あり、そうすると、一律にこのような取扱いを認めた場合、これらの手続に当たって、確実に職員の事務負担が増加することとなるほか、誤処理や物品の亡失にもつながりかねず、ひいては同法132条に基づく引渡しに支障を生ずる可能性があることから、当所においては、同一人物に対して再発信を希望する場合や、切手を購入する資力が無い等の個別の事情が認められる場合には、裁量的に切手を返還する取扱いとしている。したがって、現運用を継続する予定である。</p>
147	府中刑	R3. 3. 17	<p>視察委員会宛ての意見・提案書の交付・投かんについて、令和元年度意見書への回答において、体育館等における運動時、願箋を提出することなく、同所に備え付けている提案書を使用して、その場で提案を記載して、同所に設置した意見・提案箱に被収容者自らが投かんする制度を試行的に導入することとされていた。意見提案書の交付・投かん時に願箋を不要とする運用を検討されたことは高く評価したいと思う一方で、30分しかない運動時間において、意見・提案書を記入する場合、運動を実施する時間がほとんどないことにもなりかねない。視察</p>	<p>視察委員会宛ての意見提案書の交付・投かん要領については、令和2年度、視察委員会からの御提案を受け、試行的に体育館等における運動時に願箋を提出することなく、同所に備え付けている意見・提案書を使用した上、被収容者自らがその場で提案を記載し、同所に設置した意見・提案箱に自らが投かんする制度を導入することを検討している。</p> <p>現時点で更なる運用の変更をすとなれば、職員、被収容者共に混乱を来すので、現状ではこれ以上の運用の変更は検討していない。</p>

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
			委員会としては、意見提案書はじっくりと内容を吟味した上で記入してもらうことを希望する。運動時間以外の時間帯で、願箋を徴することなく意見提案書の交付・投かんを認める運用について、引き続き検討されたい。	
148	府中刑	R3. 3. 17	昼夜間単独室収容者の意見提案書の投かんについては、職員が意見・提案箱を居室前まで持ってきて投かんさせられることとなっており、自由な投稿が妨げられているとの意見があるが、意見・提案の内容を確認しているわけではなく、自由な投稿を妨げていることにはならないとされている。しかし、職員の目の前で投かんすることに心理的な抵抗感があるという主張にも理由があると考えられるところであり、工場就業者と同様、運動に行く際に意見・提案箱に投かんすることができるようにするなど、心理的な抵抗感を払拭する方法を検討されたい。	当所の昼夜間単独室は、全国から保安上で移送された精神状態が不安定な被収容者を多数収容しているため、居室勤務職員が頻繁に巡回するなどし、被収容者の動静に注意して異常の有無を確認しなければならず、工場就業者と同様に運動時に意見・提案書を作成させることになれば、貸与したボールペンを使用して自傷行為に及んだり、意見・提案書等の紙片を密書として不正に使用するなどの反則行為をじゃっ起したりすることが容易に想定できることから、現状の要領を変更する予定はない。
149	府中刑	R3. 3. 17	刑事施設の長に対する苦情の申出（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第168条）は、直接職員に口頭又は書面で申し出ることになっており、内容が職員に知られるところとなり、それにより職員の対応が変わったりすることがあるという。確かに法的には、審査の申請や事実の申告に定められている秘密申立の保障は設定されていない（同法169条）。しかし、その内容が処遇に対する苦情である以上、秘密性が確保されていない限り、申出にちゅうちょを感じるようになる可能性は否定できない。現に、林眞琴ほか「逐条解説刑事収容施設法（第3版）」は、運用に当たって「秘密申立の保障の趣旨は及ぶから、基本的には、刑事施設の長及び口頭での苦情の申出を聴取する職員以外の職員には秘密にすることができるように必要な措置を講じるべきである」（890頁）としているのであり、書面の申出には、保管袋を提供することができるようにするとともに（この点を規定していない通達の改正を要望するので検討されたい。）、口頭の申出には、普段処遇に接しない職員が聴取することを確実に確保することを検討されたい。	当所では、被収容者から刑事施設の長に対する苦情申出書の作成に係る申出があり、同申出の用紙を交付する際、その他の不服申立てにおいて貸与している保管用封筒を貸与していない実情にある。これは、同苦情の申出については、当該刑事施設の職員において申出を処理するという制度上、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第169条の規定に基づく秘密申立てのための措置、すなわち、具体的には作成中の書面を収納するための保管用封筒を貸与することまでは、関係する訓令や依命通達上も求められていないためであり、現状、この取扱いを改める予定はない。 通達改正に係る要望があった旨は、上級官庁に報告する。
150	府中刑	R3. 3. 17	本の宅下げのためにレターパックライトの使用が認められていないことについて、令和元年度意見書への回答では、「厚さ3センチメートルの制限の確認作業により業務が煩雑化すること、配達証明がないことから、受取状況の追跡調査を郵便局等に委ねることになり、その作業が容易でないこと、補償問題等のトラブルが危惧されることから使用の予定はない。」とのことであった。しかし、厚さ制限の確認には、郵便局で使用されている厚さ3センチメートルの空間が空いた定規を用いれば、業務が煩雑化することはないと思われる。また、レターパックライトについても追跡サービスで配達状況は確認できる。確かにレターパックプラスと異なり、対面での配達でないため受領の有無を確認することはできないが、その点については、事前に受刑者から受領に関する異議は申し出ない旨の確認を取れば問題にならないと思われる。費用がより安価で済むレターパックライトを用いることは受刑者にはメリットがあると思われるので、導入の可否について、再度検討されたい。	計測用専用器具によるレターパックライトの厚さ計測は、その作業だけであれば容易であるが、刑事施設における発送作業は、多種多様な送付物が混在する中、発送者、発送物並びに異物等混入及び破損等の有無等、同施設の規律及び秩序の維持に支障が生じないよう、多角的な視点をもって確認を実施していることから、郵便局における外形確認と比較すると、相当の人員及び時間を要する作業である。また、発送者から事前に受領に関する異議は申し立てない旨の確認を取るという方法について、発送者が意向を覆した場合、施設に収容されているがゆえに、発送手続を事実上行った刑事施設が、発送者に代わり受領確認等の作業を請け負うよう、訴えがなされる事態が容易に想定される現状では、より安価となる受刑者のメリットを考慮しても、対面受領が保証されず、刑事施設の負担及びリスクが大きく増加するレターパックライトの導入は、現在のところ困難であり、導入予定はない。
151	横浜刑	R3. 3. 24	新型コロナウイルス感染症のクラスター発生についての原因究明及び感染拡大防止策の検討を求める。	当所で発生した新型コロナウイルス集団感染事案の主な原因としては、個別具体的には、手指や共用使用部分の消毒の徹底、感染を疑う症状のある職員の出勤停止及びスクリーニング、感染を疑う症状のある被収容者の個室処遇及び収容区域のゾーニング等の不備・不徹底が主な要因と考えられるとこ

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
				<p>る、施設全体の感染防止に関する危機意識の低下及び最初に感染が判明した時の初動対応の不備に集約される。</p> <p>今後は、クラスターを発生させないという共通意識の下、職員については、日々の検温、フェイスシールド等の防護具の使用、手指消毒等、基本的な感染防止症対策を徹底するとともに、発熱等が生じた場合は直ちに勤務から外し、感染拡大を最低限に抑えるようにしている。また、被収容者については、感染を疑う症状が認められたときは速やかに健康観察者専用フロア（単独室）に一定期間収容して経過を観察するなどの措置を講じている。</p>
152	横浜刑	R3. 3. 24	<p>新型コロナウイルス感染症のクラスター発生の際に、り患した職員や濃厚接触者として自宅待機となった職員に不利益が発生しないよう求める。また、感染した職員に対する公務災害の適用を検討するなどの対応を求める。</p>	<p>新型コロナウイルスに感染した職員や濃厚接触者として自宅待機となった職員については、特別休暇又はテレワーク勤務とすることにより、不利益とならないよう配慮している。</p> <p>また、同ウイルスにり患した職員については、順次、公務災害の適用を上申する予定である。</p>
153	横浜刑	R3. 3. 24	<p>新型コロナウイルス感染拡大が収束していない現状において、他の施設でのクラスター発生を防止するため、また、クラスターが発生した場合の被収容者及び職員に対する適切な対応を行うため、横浜刑務所におけるクラスター発生に係る調査・検討の結果を適切に情報公開されることを求める。</p>	<p>今後、他の施設において集団感染が発生した場合は、当所で発生した集団感染事案を教訓とし、適切な対応が執れるよう、調査・検討の結果について上級官庁を通じて共有していくとともに、今後も、適切に情報を公表することとしたい。</p>
154	横浜刑	R3. 3. 24	<p>令和2年12月の保護室における被収容者の死亡事案について、当該被収容者は精神疾患の既往症があり、複数回保護室に収容されていることから、そもそも横浜刑務所に収容することが適切だったかという点を含め、本件死亡事案を改めて検証し、その結果が公表されるよう求める。</p>	<p>本件の事故者（以下「事故者」という。）の収容施設の選定に当たっては、事故者の犯罪傾向のほか、心身の状況、既往症の有無、生活姿勢等を総合的に考慮した上で選定されたものであり、その選定に特段の問題はないものと認識している。また、事故者に対しては当所の医師が診察を行い、薬を処方するなど適切に対処しており、処遇に特段の問題はなかったと認識している。</p> <p>なお、事故者が保護室収容中に心肺停止状態となり、外部医療機関において死亡が確認されたことは既に公表済みである。</p>
155	横浜刑	R3. 3. 24	<p>職員の被収容者に対する高圧的・侮辱的な言動について、特に若い職員に対して、職員が被収容者に対し優越的な地位にいることを自覚させ、威圧的な言動によらずに被収容者を統制できる新たなスキルの研究及び更なる研修等の対策を求める。</p>	<p>被収容者に対する言動については、職員点検又は部署単位で行うミーティング等の時間を活用し、指導の過程で感情的になって不適切な言葉を使うことがないよう注意喚起しているほか、特に、勤務経験の浅い職員には、他の刑事施設で発生した不適正処遇事案等を題材とした伝達研修を行うなど、様々な機会を捉えて指導している。今後も、不適切な言動等をすることがないよう、全職員に対する指導を徹底し、適正な職務執行に努めていく。</p>
156	横浜刑	R3. 3. 24	<p>苦情の申出や視察委員会宛意見を提出しようとする被収容者に対して、提出を見合わせるよう促すような不適切な対応を行う職員がいるため、被収容者が行使する苦情等の権利性について、職員の認識を深めることができるよう、職員研修等を行うことを求める。</p>	<p>全職員に対する研修等を通し、被収容者が行使する苦情等の権利性等を正しく理解させ、不服申立書や意見・提案書の提出を控えさせる働き掛けであると誤解される発言をしないよう、注意喚起及び指導を徹底する。</p>
157	横浜刑	R3. 3. 24	<p>被収容者が移送元施設の視察委員会宛てに意見書を発送する場合、現在収容中の施設の視察委員会宛てに意見書を発送する場合と同様に、信書の検査を行わないことを求める。</p>	<p>他の刑事施設視察委員会宛ての発信については、当所に関する意見・提案ではないことから、一般信書の発信としての検査を行っているところ、信書の趣旨に照らし、外形上の検査にとどめ、記載内容は検査を省略するなど、一定の配慮をしている。</p>
158	横浜刑	R3. 3. 24	<p>被収容者の「休め」の姿勢について、両手を後ろに回し腰の高さで手を重ねる形であるが、そのような姿勢を取らせる合理的な理由がなく、特に高齢者にとっては、このような姿勢を苦痛に感じる場合もあるので、再検討を求める。</p>	<p>当所の被収容者の諸動作を定めた内規は、文部科学省の「学習指導要領」を参考にして作成したものであり、不体裁になることなく、楽な姿勢で体勢を維持できるようにしていることから採用しているものである。また、受刑者を一定期間施設内に収容して矯正処遇を行うものであること及び少数の職員で多数の被収容者を集団として管理しつつ、施設</p>

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
				<p>の規律及び秩序を維持し、適切に運営する必要が求められることを踏まえれば、「休め」の姿勢を指示していることには一定の必要性や合理性が認められるものと考えている。</p> <p>なお、疾病や高齢などの事情により「休め」の姿勢ができない被収容者については、可能な範囲で行うよう指導している。</p>
159	横浜刑	R3. 3. 24	<p>被収容者から作業報奨金の教示の申出があった場合、作業報奨金基帳の該当部分の写しを書面で交付すべきである。</p>	<p>当所においては、作業報奨金の残額のみを教示する場合は、会計課の職員が願箋の余白等に金額のみを記載して当該受刑者の処遇を担当する処遇部門の職員を通して当該受刑者に告知し、使用履歴を教示する場合は、印刷した作業報奨金基帳を処遇部門に回付して当該受刑者に提示又は雑記帳に書き写させており、現状の運用に特段の問題はないと認識している。</p> <p>なお、印刷した用紙を個々の受刑者に配布することについては、職員の業務及び資材の負担のほか、反則行為の未然防止の観点から検討すると、対応は困難である。</p>
160	横浜刑	R3. 3. 24	<p>歯科治療の申出から治療まで1か月ないし2か月を要しているが、近隣の歯科医の協力を得るなどして、診察待の期間が短くなるよう改善を求める。</p>	<p>当所における国費による歯科治療については、定期的に歯科医師を招へいして実施しているところ、医師の確保等の問題もあり、現状ではこれ以上歯科診察を増加させることは困難である。</p> <p>なお、今後も現在招へいしている歯科医師の理解を得ながら、優先度の高い者を選別するとともに、より円滑に歯科診察を実施できるよう努めていく。</p>
161	新潟刑	R3. 3. 9	<p>職員の職場環境における衛生面の改善及び職務上のストレスを緩和するため、これまで以上に職員の勤務環境の充実及び職員に対するメンタルヘルス対策の充実を求める。</p>	<p>夜勤者の使用する風呂については、令和元年度改修工事を行ったところであるが、事務当直者が使用するシャワーブースを新たに設置するなど、積極的に環境整備に取り組んでいるところ、今後全体改築工事の進捗に合わせ、可能な限り勤務環境の充実に取り組む。</p>
162	新潟刑	R3. 3. 9	<p>女性被収容者が増加傾向にあることに伴い、女性職員が不足し、女性職員の職場環境及びメンタルヘルスに不備が生ずるおそれがあるため、そのようなことがないように女性職員特有の対策の充実についても求める。</p>	<p>令和3年4月1日付けで女性刑務官1名を新規採用した。所定の初任科研修で必要な知識等を習得させた後、女性被収容者の処遇にも当たらせることとしており、人員不足は改善されつつあるものと思料する。</p> <p>なお、メンタルヘルスについては、引き続き、幹部職員と女性職員との座談会を通じて幅広く意見を聴取し、勤務しやすい環境を整備するとともに、勤務年数が短い職員に対しては、メンター制度の導入等も検討していきたい。</p>
163	新潟刑	R3. 3. 9	<p>高齢被収容者が今後も増加することを踏まえ、高齢被収容者特有の処遇上の問題点の抽出及びその対策の検討を他施設と連携して更に進めていくことを求める。</p>	<p>高齢被収容者の生活上の問題を抽出して介助マニュアルを整備し、認知症の進度低下を目的とした社会復帰支援指導の受講者数を増加させ、高齢被収容者の処遇の充実を図るなどの対策を進めているほか、今後、更なる高齢被収容者の処遇の充実に向け、他施設の高齢被収容者の処遇状況を視察するなどの取組を行うことを検討する。</p>
164	新潟刑	R3. 3. 9	<p>高齢被収容者対策に必要な予算措置について、上級官庁に要望していくことを求める。</p>	<p>予算上の問題等、当所限りでは対応が困難な事情があるため、各種協議会等を通じ、高齢被収容者処遇に必要な予算措置を上級官庁へ働き掛けていきたい。</p>
165	新潟刑	R3. 3. 9	<p>各刑事施設における遵守事項及び所内生活のルールの不統一による苦情が多いことを踏まえ、上級官庁に対し最低限統一すべき遵守事項等の運用基準の策定を要望することを求める。</p>	<p>被収容者の資質及び人的・物的制約等により、各刑事施設の「遵守事項」及びいわゆる「所内生活の手引き」に多少の差異が生じるのはやむを得ないものと承知しているところ、施設間で大きく異なった運用とならないよう、頂いた御意見を踏まえた上で、施設内で検討し、改善が必要なものは改善を図りたい。</p>

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
166	新潟刑	R3.3.9	建て替え工事に伴い、グラウンドが使用できないため、代替措置を講じることを求める。また、屋内の運動器具が著しく不足した状態となっているため、予算措置を講じて、著しく不足した運動器具を増やすよう措置を求める。	屋外の仮設運動場において運動を実施しており、歩行、ジョギング、筋力トレーニング、ストレッチ、インディアカ、囲碁、将棋、オセロ、備付新聞の閲覧が実施可能である。屋内運動場における運動器具においては、現在の運動器具を更新し、新たな運動器具を整備することとしたい。
167	新潟刑	R3.3.9	予算の都合上、自室でのタオルを洗うための「洗剤」を購入することができないとして、自室で「洗剤」を使用したタオルの洗濯を禁止しているところ、「洗剤」でタオルを洗うことは、被収容者が衛生的に生活する上で、必要性が高いことであることから、自室で「洗剤」を使用して行うタオルの洗濯を許可することを求める。	居室用及び工場用の2種類のタオルのうち、「工場用のタオル」は入浴時に洗うことを認めており、「居室用のタオル」は1週間に1回の頻度で被服工場において洗濯を実施し、夏季は拭身時に居室内で洗うことを認めているところ、今後は、更に入浴実施後、居室に還室した際に、居室用タオルを石けんで洗わせる機会を設けることとしたい。 なお、洗剤については、法令で被収容者に貸与し、又は支給する日用品等には指定されていないため、石けんで洗濯することに衛生上の問題は無い現状において、新たに洗剤を支給又は自弁の洗剤を使用させる予定はない。
168	新潟刑	R3.3.9	新潟刑務所では、受刑者のテレビ視聴は、平日は午後7時から午後9時まで、休日は午前9時30分から午前11時30分まで、午後1時から午後3時までとなっているとのことであるが、他施設では、平日は午後6時から午後9時まで、休日は午前9時30分から午後4時までであることが多いと聞いている。テレビの視聴時間について、他施設の状況を調査の上、他施設と同様のテレビの視聴時間となるよう改善を求める。	当所のテレビ視聴時間については、平日は1時間54分、休日は5時間54分のところ、他施設（5施設）の平日の平均テレビ視聴時間は約2時間23分、休日は約5時間36分であり、平日は当所の視聴時間が29分短く、休日は当所の視聴時間が18分長い。このため、当所のテレビ視聴時間は他施設と同等であると思料する。
169	新潟刑	R3.3.9	各施設において、購入できる物品とできない物品があり、各施設において不公平な状態となっている。他施設と連携して、可能な限り購入物品の種類を統一することを求める。仮に全国各地の気候・風土上の理由で購入物品を統一できない場合には、定期的に受刑者に対して購入物品の種類についてのアンケートを実施し、アンケート結果に基づいて物品購入の種類の変更を行うことを求める。	当所における購入物品は、全国統一取扱物品として指定業者が取り扱っているものの中から、価格や品質等を勘案して決定しており、他の刑事施設と比較して不公平な状態ではないものと考えていることから、特段アンケート等を実施する必要性はないものと考えているが、頂いた御意見を踏まえ、施設内で検討し、改善が必要なものは改善を図りたい。
170	新潟刑	R3.3.9	金属製のスプーンは、凶器になり得ることを理由として、カレーライス等を食べる際にも、金属製スプーンではなく、プラスチック製レンゲを使用しているとのことであるが、プラスチック製のレンゲや箸などでも同様に凶器になり得るものであり、金属製スプーンのみを禁止する合理的理由がないものと思料されることから、金属製スプーンを使用することを求める。	金属製スプーンは、凶器としてだけでなく、設備の損壊等にも供されるおそれがあることから、保安上、全ての被収容者に使用させることは適当ではないところ、今後、仮釈放前の者等、保安上のリスクが少ない被収容者に使用させることは検討したい。
171	新潟刑	R3.3.9	歯科治療の診察待ちの者は常時50名前後おり、歯科治療願を提出してから平均して2～3か月待ちとのことであるが、歯科疾患は、全身の健康に影響を与え、様々な病気の原因となることから、早期に治療が受けられるように改善を求める。	歯科診療を行う招へい医師の人数及び招へい医師が診療を行える日数は限られているため、診察待ち人数が多くなった際には、一日当たりの診察人数を増やすなどして対応する。
172	長野刑	R3.3.25	長野刑務所において、令和3年2月25日、男性受刑者が自殺により死亡する事故が発生している。この自殺事故発生を踏まえ、以下のような自殺事故防止策を講じるよう求める。①被収容者の精神面や健康状態を適切に把握するためのカウンセリング等を実施すること、②合理性・相当性を有する基準・方法による自殺危険性のチェックをすること、③被収容者に対する適切な巡回の仕方を検討すること、④自殺企図者への適切な対処法について、事前に要領等を作成するなどして、職員に対して教育・研修を実施することを検討されたい。	①被収容者については、必要に応じて、職員による面接を実施しているほか、少年鑑別所職員によるカウンセリングを実施している。②自殺危険性判定表により、レベル別に区分けするなどして、自殺の危険性を判断している。③令和3年4月28日から、夜勤者を増員するとともに、巡回方法を見直している。④自殺のおそれが高い者については、個別に処遇要領等を定めた指示を発出するなどして、各職員に周知させているほか、年に1回以上、救急法訓練を実施している。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
173	長野刑	R3. 3. 25	令和元年に発生した新型コロナウイルス感染症は引き続き感染が拡大しており、終息が見えない状況である。そこで、令和元年度も申し入れたが、引き続き被収容者及び職員等に感染者が生じないよう十分な予防対策を講じられるよう検討されたい。	新型コロナウイルス感染症予防のため、①職員及び被収容者のマスク着用、②職員及び被収容者の手洗い、手指のアルコール消毒の励行、③ドアノブ等の消毒、④公共交通機関を利用して入所した者等を他の被収容者の収容区域と離して収容する等の対策を講じているほか、発熱等の症状のある被収容者については休養させる等の医療措置を講じているところ、令和2年度から、留置場からの移送者及び検察庁からの入所者に対して、当所医務課職員が護送車内で抗原検査を実施し、陽性となった場合は、多くの職員が接触しないよう即時に病棟へ収容するなどの措置を行なっている。今後とも、引き続き、地域の感染状況等を踏まえ、必要な対応策を講じることとしたい。
174	長野刑	R3. 3. 25	新型コロナウイルス感染症対策として、簿記検定試験をはじめとして、様々な余暇活動が中止又は制限されているが、必要以上の制限がなされないよう求めるとともに、やむを得ず中止又は制限する場合でも、代替的な余暇活動の機会を与えるよう検討されたい。	受刑者の余暇時間の援助については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を見極めつつ、必要な感染症対策を講じながら、可能な範囲で実施していく予定である。 なお、簿記検定試験については、令和3年度は実施する方向で調整中である。
175	長野刑	R3. 3. 25	視察委員会では、毎年のように職員の被収容者に対する対応改善を求める旨の意見を述べているところであるが、依然として職員の言動を問題にする意見が多数あり、特に職員の被収容者に対する態度が威圧的、横柄であるといった指摘が繰り返さされている。そこで、職員に対してより実効的な教育・研修を実施するなどして、職員の人権意識の向上を図るよう検討されたい。	職務の性質上、被収容者への対応を厳格に行わなければならない場面が多々あるが、人権意識の向上を図るため、外部の講師を招へいし、全職員を対象として人権研修を毎年実施するなどしている。今後も機会あるごとに、職員の人権意識向上を図るための研修等を実施することとしたい。
176	静岡刑	R2. 7. 2	「工場の担当技官がフォークリフトを運転中、鉄材を転倒させた。けが人はなかったが、同技官が過失を認めず、作業員（受刑者）のラップの巻き方が不十分であると注意してきた。また、同技官は、フォークリフトの運転を誤って工場壁に穴を開けた。」との意見があったが、事実を確認の上、個人の注意や気を付けるといった資質のみに頼らない改善方法を検討願いたい。	同技官が、工場の壁にフォークリフトを接触させて穴を開けたこと及び解体した鉄材を転倒させたことは事実であるため、同技官に対して、改めて上司が指導を実施した。また、解体した鉄材を転倒させた件について、受刑者の責任にした事実はないものの、同種事案による事故防止のため、フォークリフトは工場内に入れず、原材料等はハンドリフトを使用してストックヤードまで運ぶ方法に改めた。加えて、同技官を含むフォークリフト運転業務を行う職員に対しては、毎日実施しているミーティング及び職員面接の機会をとらえて、細心の注意を払って運転するように定期的な指導を継続していく。
177	静岡刑	R2. 11. 19	浜松拘置支所では、夏季においても食事の時に熱いお茶が出されているとのことであるが、給与するお茶の温度変更ができないか検討願いたい。	浜松拘置支所においては、夏季においても、食事時に熱いお茶を給与しているのは事実であるが、1日1回、冷麦茶又はスポーツドリンクを給与しており、猛暑日には、棒アイスを1本給与している。現在の炊事工場の冷蔵庫では、1日1回の冷麦茶等を給与するための製氷しか対応できないのが現状であることに加え、新たな冷蔵庫の整備を検討したものの、設置場所がない上、電力不足の関係から、諸問題を解決する必要がある。しかしながら、昨今の猛暑への対応は不可欠であることから、お茶を作る時間を早め、給与時にお茶の温度を低くするよう改めた。今後、コロナ対策などの影響下による予算執行状況を踏まえながら、可能な限り冷蔵庫の整備などによる製氷の製造機能を上げることに取り組むことで、食事の際、冷茶の支給ができるよう努力する。
178	川越少刑	R3. 3. 30	ノートの所持を一人2冊までと一律に規制するのは妥当かどうか検討されたい。	他の被収容者のノートに記載してある個人情報などを盗み見て、自分のノートに書き写したり、ノートを不正に授受したりするなどの行為が頻発することから、管理運営上制限している。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
179	川越少刑	R3. 3. 30	ノートの冊数制限について、規制の通知から宅下 げ又は廃棄までの期間が1週間というのは短い という意見があるので検討されたい。	ノートの冊数制限の指示は令和元年度末に発出 しているが、運営上は、以前から申出による所持を 認めており、極端に短いということはないもの と考えている。
180	川越少刑	R3. 3. 30	矯正指導に係るVTR放送の際、テレビが設置 されていない居室について、VTRの音声をラジオ 放送で流しても、音声だけでは内容が理解しにく く伝わらないことから、ラジオのみの居室には テレビを設置するか、プログラムの内容を変える よう検討されたい。	居室棟同一階でテレビを設置している居室とラ ジオ放送のみの居室があることから、別々のプロ グラムを放送すると、居室内での放送の聞き取 りが困難になり、教育効果が著しく下がることが 懸念される。多種多様な時流に沿った教養番組 を中心にプログラムを作成しているため、音声 だけでもあったとしても、内容は伝わり有益 であると考えられることから、音声のみの放 送としている実情にあるが、今後、予算状 況を見ながら、テレビの設置について検討し ていきたい。
181	川越少刑	R3. 3. 30	優遇区分第5類の者について、週1回テレビの 視聴ができることになっているが、実際のところ 視聴できていないとの意見があるので改善を 検討されたい。	予算上、全ての居室にテレビを整備できてい ないので、今後予算の執行状況を見ながら、 順次整備していきたい。
182	川越少刑	R3. 3. 30	入浴場の椅子や洗面器が汚いとの意見がある ので、改善を要望する。	入浴場について、定期的に清掃は行っている が、備品が経年劣化している部分もある。今 後計画的に更新していきたい。
183	川越少刑	R3. 3. 30	作業時間、戸外運動の回数、入浴の回数・時 間及び漫画の閲覧等に、工場就業者と居室 就業者に差があり、不平等であるとの意見 があるので改善を検討されたい。	作業時間、入浴回数・時間に関して、工場 就業者と居室就業者の違いはない。戸外運 動については、被収容者の健康を保持する ため、定められた時間に適切に実施してい る。 漫画本は備付書籍の中に取りそろえている ため、閲覧は可能であり、自弁書籍につ いても漫画であるという理由で不許可に なることはない。
184	川越少刑	R3. 3. 30	若い受刑者が多いことを考えると、備付書 籍に漫画本や娯楽本などのバリエーション を増やすことを検討されたい。	令和2年度は新たに235冊の備付書籍、 うち35冊は漫画本を整備した。
185	川越少刑	R3. 3. 30	苦情の申出に対する回答告知が1か月以上 経過してもないという訴えがあったため、 なるべく速やかな回答を要望する。	内容によっては調査に時間が掛かり、回 答が遅れる場合もあるが、およそ1か月 以内には回答できるよう処理している。
186	川越少刑	R3. 3. 30	新型コロナウイルス感染症対策については、 入所者及び職員両面から万全を期されたい。	職員に対し、朝出勤前に発熱の症状等が 少しでもある場合は、出勤しないよう にとの指導を徹底するとともに、出勤 時は手指等を消毒してから施設内に入 る取り決めをしている。担当職員等 には消毒液をスプレーボトルに入れて 所持させ、必要の都度消毒させてい る。 警察署や検察庁から入所してくる被 収容者については、入所後は2週間、 他の被収容者と接しないよう、所 定の区域に収容し、感染拡大を防ぐ 対策を講じている。
187	川越少刑	R3. 3. 30	熱中症対策として、居室棟に大型扇風機 の設置台数を増やすことを検討されたい。	令和2年度に各居室棟廊下に空調設備 （エアコン）を設置し、令和3年度 から使用を開始する。
188	川越少刑	R3. 3. 30	自殺の経緯や原因を分析し、今後の 対策を講じられたい。	常日頃から、被収容者の動静視察を 綿密に行い、的確な心情把握に努 めて希死念慮を察知し、必要に 応じた保安上の措置を迅速に講 じるよう注意喚起等を行った。
189	川越少刑	R3. 3. 30	自殺事故が発生した場合は、視察委員 会に報告していただくよう要望する。	自殺事故が発生した際、報道機関に 公表を行っており、それに合わせ て、視察委員に報告する。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
190	松本少刑	R3. 3. 11	<p>視察委員会は、被収容者が遵守すべき生活等の決まりごとについて、不合理で過度な規制になっていると思われるものには、松本少年刑務所に対し、見直しや柔軟な対応を求め、また、過度な規制になっていると誤解を与えることのないよう職員から適切な説明をするなどの配慮を求めてきたところである。</p> <p>令和2年度も私物の衣類（ランニングシャツ）の着用期間、居室内でのスクワット運動の可否等に関し、受刑者が誤解していると思われる事例や、生活心得等の文書に明示されていないのに規制がなされているのではないかと考えられる事例があった。引き続き、見直しや柔軟な対応、配慮を求めたい。</p>	<p>被収容者が遵守すべき事項については、遵守事項及び生活心得に記載された事項のほか、所内例規に基づく職員の口頭による指示等が考えられるところ、これらの規制は、当所の規律及び秩序を維持するため、又は多人数が集団生活を送る上での管理運営上必要な措置である。しかしながら、過度に被収容者の人権を制限したり、社会通念上、不合理な規制であってはならず、検討した結果、居室内でのスクワット運動は運動に関する所内例規がスクワット運動について何も触れられていなかったため、スクワット運動の方法を所内例規に明記することで職員及び被収容者の誤解を生じないようにした。また、私物のランニングシャツについては、令和3年3月に視察委員会からのお知らせにより、着用期間が制限されていない旨が明記され、被収容者に周知されている。</p>
191	松本少刑	R3. 3. 11	<p>節水等を理由に、入浴回数が制限されるのはやむを得ない面がある。ただ、特に、猛暑が続く昨今の状況を考えれば、夏場に、入浴に代わる足洗いや拭身の回数を増やすことを検討していただきたい。</p>	<p>もともと予算事情が厳しいことに加え、施設の老朽化に伴って、令和元年度及び令和2年度に水道配管の漏水も発生している事情や、作業時間を確保することも考慮に入れた上で、足洗いや拭身の回数又は時間を増加できるか検討していきたい。</p>
192	松本少刑	R3. 3. 11	<p>令和2年3月、当視察委員会で求めた体育館に意見・提案箱等を設置することは、受刑者間での不正連絡に供されるおそれなどの理由でできないとのことであった。しかし、他施設では、体育館に意見・提案箱等を設置しているところもあり、受刑者が不正連絡をするという蓋然性はないものとする。そこで、再度、体育館に意見・提案箱、用紙及び筆記用具を設置することを検討していただきたい。</p>	<p>当所における意見・提案箱は、居室棟出入口及び単独室運動場出入口に設置し、刑務作業を実施するための居室からの入室時又は連行時に気兼ねなく投かできるように配慮しており、特段体育館に設置しなくてはならない必要性は低いものと思料されるが、引き続き検討事項として留意しておく。</p>
193	松本少刑	R3. 3. 11	<p>令和2年度中に居室の廊下に冷暖房設備が設置されるということであるが、冷暖房の効果が居室に行き渡らなければ意味がない。松本少年刑務所は、食器口を適切に開閉することで冷暖房の効果を居室に行き渡らせることを考えているようであるが、実際の効果は不明である。実際の運用が開始された後、冷暖房の効果が居室に行き届いているか、検証していただき、問題があるようであれば、適切な改善措置を採ることを求める。</p>	<p>冷暖房設備の稼働の際は、効果的な運用となるよう適宜、見直していきたい。</p>
194	松本少刑	R3. 3. 11	<p>備付書籍について、古くなった本の入れ替えや、受刑者のニーズに合致したものをそろえる工夫を求めたい。</p>	<p>一般社会での書籍の人気状況を踏まえ、施設予算等を考慮しつつ、書籍の入れ替えを実施しているところ、今後とも、積極的に書籍の入れ替えを行っていきたい。</p>
195	松本少刑	R3. 3. 11	<p>1回に借りることができる備付書籍の冊数や借り換えの頻度が適切なものであるかどうか、検討することを求める。</p>	<p>当所は1回に借りることのできる備付書籍の冊数は2冊、貸与期間は2週間であるところ、年末年始等の連休期間中においては、状況に応じて増冊貸与を実施しており、今後とも、増冊貸与時の冊数を増やすなど、より多くの書籍を貸与できるよう検討していく。</p>
196	松本少刑	R3. 3. 11	<p>自弁物品で購入できる物品や食品（レクリエーション時の菓子等を含む。）について、できるだけ被収容者のニーズに合ったものが選択できるよう、見直しを求める。</p>	<p>購入物品の選定に当たっては、被収容者からのアンケートを実施するか否かを含め、課題としたい。</p>
197	東京拘	R3. 3. 17	<p>令和元年度の意見書において、死刑確定者からの面会の許可申請があった場合には、可能な限り保留ではなく、許可を出すべきであるという意見を出したところ、「外部交通の相手方については、法律上、権利的に認められる者と施設長の裁量で認められる者に区別され、裁量で認められる者については、一定の要件を満たした者が許可されることとなるが、死刑確定者が、新たに親族以外の者との外部交通を申請した際、その相手方と当該死刑確定者との外部交通をしてから日が浅く、実績が乏しい状況に</p>	<p>死刑確定者の拘置は、外部交通の遮断を含む社会からの隔離を本質としているのであって、面会も信書の発受も、許される範囲は制限され、親族などとは基本的に保障されるものの、それ以外の者とは一定の要件がある場合に限り、刑事施設の長の裁量で許すことができるとされている。よって、死刑確定者から外部交通の許可申請がなされていることのみをもって、許可することはなく、詳細を調査した上で、許否判断については慎重に行っている。</p>

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
			<p>あるなど、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の規定する、交友関係の維持その他面会（信書の発受）を必要とする事情までは認められない場合があることから、許否判断については慎重に行っている。」という回答を得た。</p> <p>しかし、新たに外部交通の許可を申請する場合には、その相手方は許可されていない者なので、そもそも外部交通の実績が乏しく、交友関係の維持その他面会を必要とする事情を認めるための判断材料が少ないのは当然である。この点、「外部交通を許可する方針としないこととしても、実際に、面会等の申出があれば、個別の事情等を勘案して、その許否判断をしている」と回答されているが、外部交通を許可していない相手方であっても、それが外部交通の許可申請がなされている者であれば、特段の事情がない限り、面会及び信書の発受を認めるべきである。また、この点については、現場の職員にも通知し、外部交通が許可されていないという一事をもって面会及び信書の発受を禁じることのないように指示してもらいたい。</p>	
198	東京拘	R3. 3. 17	<p>令和元年度の意見書において、面会の重要性に鑑み、面会の許否について慎重に対応し、被収容者に誤解が生じないように努めてもらいたいという指摘をしたところ、「面会の申請があった場合、接見禁止等決定など、法令上、面会を実施することが許されない場合以外、被収容者が面会に応じるか否かの意思確認の上、実施の有無を判断しており、当所側の理由をもって、面会を不許可にすることはなく、また、被収容者が明確に面会を拒否していないにもかかわらず、当所職員が面会者に対し、面会拒否と伝えることはない」という回答を得た。身体拘束を受けている被収容者にとって、面会は社会とのつながりを維持するために極めて重要であるため、引き続き、適切な運用に努めてもらいたい。</p>	<p>内規に基づき、一般面会の回数は1日1回と定められているところ、面会の申請があった場合、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律等関係法令に基づき、適切に判断している。</p> <p>なお、被収容者が面会を拒否していないにもかかわらず、当所職員が面会者に対し、面会拒否と伝えることはない。</p>
199	東京拘	R3. 3. 17	<p>令和2年度も、再審のための弁護士との面会の重要性に鑑み、平成25年12月10日の最高裁判所の判決の趣旨を踏まえた運用に努めてもらいたいということを、改めて指摘しておく。</p>	<p>死刑確定者と再審請求に関する打合せ等を行う弁護士との面会について、引き続き、平成25年12月の最高裁判決の判示等を踏まえ、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第121条等の関係法令に基づき、職員の立会いの有無について適正に判断している。</p>
200	東京拘	R3. 3. 17	<p>現在、東京拘置所においては、他の刑事施設及び弁護士会との申合せに基づき、月曜と木曜の週2回、弁護士とFAX通信を行うことができる運用となっている。しかし、FAXの通信用紙の裏面には、平日1日1回1通まで送信できる旨が表示されており、このような用紙を目にする被収容者としては、平日1日1回のFAX送信ができることが原則的な運用と認識するはずであるし、実際に、未決被勾留者と弁護士との通信の重要性を考えれば、1日1回のFAX送信を認めるような運用がなされてしかるべきである。東京拘置所におかれては、改めて、申合せの対象となっている他の刑事施設や弁護士会との間で協議し、平日1日1回のFAX通信という運用に近づける努力をしてもらいたい。</p>	<p>ファクシミリ通信の運用については、平成22年2月1日付け東京拘置所、立川拘置所、東京少年鑑別所及び八王子少年鑑別所並びに東京弁護士会、第一東京弁護士会及び第二東京弁護士会の申合せに基づくものであるところ、当所収容中の未決拘禁者に対しては、弁護士へのファクシミリ発信日が週2回である旨を明記した書面を各居室に備え付けて周知しており、毎平日の通信が可能であるとの誤解を生じるおそれはなく、また、現在の運用において不都合は認められないことから、当所から改めて協議を求める予定はない。</p>
201	東京拘	R3. 3. 17	<p>令和2年度も、多数の意見・提案書が投かんされた。今後も引き続き被収容者が意見・提案書を投かんしやすい環境を整えるべく努力をしてもらいたい。令和元年度の意見書において、「女子被収容者から、意見・提案書の作成・投かん方法について職員に問い合わせたところ、自分の答えるべきことではないと返されたという苦情があった。」と指摘したところ、東京拘置所から、「意見・提案書の投かん方法については、達示を発出し、全職員に周知している」という回答を得た。</p>	<p>当所では、視察委員会への意見・提案書の作成要領等について、所内生活の心得に記載して各居室に備え付けて被収容者に周知しているところ、被収容者から視察委員会に関する質問があった場合、職員は、視察委員会に対する協力について定めた内規に基づき、「所内生活の心得」に記載していない範囲のことについても、可能な限り丁寧に説明するなどしており、被収容者が意見・提案書を投かんしやすい環境を整えるよう配慮している。</p>

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
			しかし、令和2年度も同様の意見が被収容者から聞かれた。東京拘置所からは、「意見・提案箱への提出方法など含めて視察委員会に関する質問があった場合は、まずはそれらが記載してある所内生活の心得を読むように指導し」、「その上で分からないことがあれば質問するように指導して」という回答があったが、職員と被収容者の間でのコミュニケーションギャップが生じないように、指導方法を今一度確認してもらいたい。	
202	東京拘	R3. 3. 17	<p>令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大という特殊な状況にあり、東京拘置所も法務省の「矯正施設における新型コロナウイルス感染症感染防止対策ガイドライン」に基づき、努力して感染対策を講じてきたことを認識している。視察委員会に対しても、2021年2月9日、委員長に対し、ガイドライン【改訂第3版】（概要）を交付して情報提供がなされた。</p> <p>しかしながら、東京拘置所においても、職員及び被収容者に複数の感染者が出ていること、また、他の施設ではクラスターと考えられる事態も発生していることを考えると、より一層、新型コロナウイルスの感染対策を強化してもらいたい。</p> <p>法務省が作成した上記ガイドラインを遵守し、感染の予防、感染者が判明した場合の対応を徹底し、積極的にPCR検査を実施し、感染拡大を封じ込めてもらいたい。また、ガイドラインより一歩進み、共同室で生活する被収容者のうち自弁で用意できない者には公費でマスクを配布し、着用を義務付けることも検討すべきである。</p>	<p>当所においては、新型コロナウイルス感染症対策として、各事務所の分室化に加えて、職員の他、当所への来訪者、被収容者に対する検温等の体調確認を実施して体調管理を徹底し、必要に応じて職員への抗原検査を当所で行い、新型コロナウイルス感染者を早期に発見することで、所内における感染拡大の防止に努めている。</p> <p>また、被収容者が使用するマスクについて、自弁や差入れによりマスクを入手することができず、マスクを所持していない者に対しては、定期的にマスクを支給するなどして対応しており、常に全被収容者がマスクを所持している状況となっている。</p> <p>なお、共同室収容中の者や、被収容者が職員と会話する際などには、マスク着用を励行するよう繰り返し指導し、必要な感染対策を講じている。</p>
203	東京拘	R3. 3. 17	近年夏季の気温が非常に高くなっており、東京拘置所においても、特にA棟及びB棟の被収容者から居室が暑いとの意見が多数寄せられている。東京拘置所では冷房が導入されているが、通路では一定の温度に保たれているものの、居室内では冷気が十分届いていないとの不満が大きい。室温が30度以下であっても熱中症は起こりうるので、スポーツドリンクの配布、熱中症指数計による管理等、熱中症予防のための十分な予算措置を講じ、適切な予防策をとってもらいたい。	<p>当所の夏季における熱中症対策は、室温を原則28度で運行するとともに、被収容者にうちわを貸与したり、濡れタオルでの清拭を認めたりするなど処遇内容を変更することで、熱中症予防対策を講じている。</p> <p>なお、空調の使用期間においては気象状況等を勘案して、適切に室温調整を行うなどしており、建物内の適正な室温管理に努めている。</p>
204	東京拘	R3. 3. 17	令和2年度、松戸拘置支所に新たに空調設備が設置されたので、今後の同支所内の室温の状況についても、検証してもらいたい。	令和2年度、松戸拘置支所の各居室棟に空調機器が設置されたため、令和3年度夏季には、同機器を冷房運転するとともに、各居室内の温度測定等の効果検証を行うなどして、引き続き、適正な収容環境の維持に努める。
205	東京拘	R3. 3. 17	現在医師は11名いるとの報告を受けているが、診療待ちの期間が長いという意見や、医師の診察に至る前に職員から診察は不要だと判断されて申込みさえも受け付けてもらえないとの意見も相変わらず多い。令和2年度は新型コロナウイルスの感染防止対策の問題もあり、医務部職員の負担が非常に大きかったと考えられる。新型コロナウイルスの感染の流行はしばらく続くと考えられるため、医務体制が現在の状況で十分なのかということを一たび検証し、医療スタッフや医療機器の充実に向けた努力をしてもらいたい。	当所は常勤医師に加え、非常勤及び招へい医師がいるものの、診療科目によっては、診察を申し込んでから実施されるまでの待ち時間が長くなっている状態である。令和2年度は新型コロナウイルス感染症への対策のために業務負担が増加したことから、年度途中に非常勤看護師等を新規に採用した。令和3年度は、常勤看護師を増員するなど、診療体制の拡充を図っているところであるが、感染症防止に加え、待ち時間短縮の方策も引き続き検討していきたい。
206	東京拘	R3. 3. 17	歯科診療についても、引き続き、充実を図るべく努力をしてもらいたい。令和2年度も、歯科診療を申し込んでも診療してもらえないという不満が出ている。1週間当たりの診療の回数を増やすなど、歯科診療の充実に向けた努力を継続してもらいたい。	現在、常勤歯科医師1名のほか、非常勤の歯科医師2名で歯科治療を毎平日実施しているが、歯科診察は手技上、飛まつが飛散しやすいため、令和2年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に留意し、従前よりも機材等への消毒、被収容者の健康観察を厳重に実施していることから、1件の診察に係る時間が増大することで、その分1日の診察件数が少なくなっているところ、緊急性及び治療の必要性の高い者には優先的に治療を行っており、引き続

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
				き感染防止対策に取り組みつつ、診療体制の維持及び診察の早期実施に取り組んでいきたい。
207	東京拘	R3. 3. 17	薬の投与についての令和元年度の意見書に対し、「症状に合わせて処方しているため、必ずしも本人の希望どおりの処方が行われるわけではないが、被収容者に病状を説明し、処方内容へ理解を得るよう努めている」という回答を得た。しかし、被収容者からの苦情は、毎年出されているのも事実なので、引き続き、被収容者の理解を得るべく、柔軟な対応をしてもらいたい。	薬の処方、医師が被収容者の症状に合わせて処方しており、その後薬が合わない等の申出があれば、診察などをその都度実施し、再処方するなど適切な処置を執っている。 症状に合わせて、被収容者の病状の改善、安定を優先して処方を行っており、希望に沿うことを優先しているわけではないので、常に被収容者の希望どおりの処方が行われるわけではないが、被収容者の理解を得られるよう引き続き説明を重ねていく。
208	東京拘	R3. 3. 17	令和元年度の意見書において、骨粗しょう症などの更年期障害類似の症状や、脂質異常、動脈硬化などの症状が出ると専門医から意見されていることを理由に、性別適合手術を受けた被収容者には、外部の専門的な医師の診断を受けさせ、その判断に従い、ホルモン投与を認めるべきであるという指摘をした。これに対し、東京拘置所は、東京地裁平成31年4月18日判決が、ホルモン療法が特に必要な事情が認められない場合にこれを実施しなかったことは刑事施設の長の合理的な裁量の範囲を逸脱し、又はその乱用に当たるものとは言えないと判示したことを根拠に、ホルモン療法を実施しないことを正当化している。しかし、ホルモン療法を実施しないことが刑事施設の長の裁量の範囲内であっても、その裁量によって、実施することは可能である。そもそも、法務省矯正第3212号平成23年6月1日付通知では、性同一性障害の診断は、診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する2人以上の医師の診断に基づき行うこととされており、そのような医師による診断を経ずして、ホルモン療法の要否を判断することが妥当であるとは思われない。性同一性障害についての専門医が所属する日本精神神経学会からも専門医による診断をするよう要望書が提出されていることに鑑み、性別適合手術を受けた性同一性障害の者については、少なくとも、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第63条の指名医による診療を認め、その判断に基づく処遇を行うべきである。指名医による診療については、裁判所も否定していない。	性同一性障害を有する被収容者に対するホルモン療法の実施については、社会一般において保険診療の適用外であることはもとより、極めて専門的な領域に属すること等を踏まえ、平成23年6月1日付け法務省矯正第3212号矯正局成人矯正課長・矯正医療管理官通知「性同一性障害等を有する被収容者の処遇指針について（通知）」に基づき、引き続き個々の被収容者の状態に応じて適切に対応していきたい。 なお、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第63条の指名医による診療であれば、その実施を直ちに否定するものではないが、いずれにしても病状を勘案して医師が必要と判断した上で実施するものであると考えられる。
209	東京拘	R3. 3. 17	令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策の関係で、被収容者のマスクの着用が許可されたが、同年度の運用状況を見ると、特に問題になるような事態が発生しなかったようなので、今後も引き続きマスクの着用を認めてもらいたい。特に冬季のマスクの着用は、新型コロナウイルスだけでなく、インフルエンザウイルス対策にもなり、医務部職員の負担も軽減することができるという利点もある。	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策として、職員に加え、被収容者がマスクを着用することの重要性を認識しており、マスク着用の要否については、今後の感染拡大の状況を踏まえて、適切に判断していく。
210	東京拘	R3. 3. 17	令和元年度の意見書において、居室棟の観葉植物を増やすことを求めたところ、「巡視路等自体が狭くなってしまい、同場所を通行する際に、支障を生ずるおそれがある。」としつつ、「死刑確定者が収容されている居室前巡視路において、見える位置に設置している。」という回答を得た。死刑確定者の中には日々の植物の変化を観察することを非常に楽しみにしている者もあり、心情の安定に資する効果があると考えられるので、観葉植物の設置を続けるとともに、観葉植物が枯れたままになってしまって寂しいという意見も寄せられているので、適切な世話も継続してもらいたい。	観葉植物については、職員が定期的に水やりをしており、枯れてしまった場合には、他の鉢と交換し、緑の状態を保つよう配慮しているところではあるが、引き続き観葉植物の管理を適切に行っていく。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
211	東京拘	R3. 3. 17	令和2年度も、被収容者との面接や意見・提案書の意見で度々、職員の態度や言葉遣いへの不満が挙げられている。特に特定勤務箇所の職員の言動についての不満が多く見られた。異なる複数の筆跡の者から、職員の個人名を特定して、粗暴若しくは不適切な言動をしていることを具体的に表現した意見も寄せられている。この点について当視察委員会が指摘したところ、東京拘置所は、そのような事実は認められないとしているが、複数の被収容者から具体的な不満が出されていることも事実である。被収容者による誤解や、職員への悪意を持った投書である可能性も否定できないが、いずれにせよ、職員に対する研修を実施して注意喚起するとともに、処遇能力と処遇環境の向上に努めてもらいたい。	職員研修については、毎年度、適切な被収容者対応の在り方や人権をテーマとしたものなど、各種内容の研修を複数回実施しており、令和3年度においても、引き続き、各種研修を企画実施して、被収容者処遇能力及び処遇環境の向上を図り、適切な被収容者処遇に努める。
212	東京拘	R3. 3. 17	令和2年度は、東京拘置所の職員定員が増やされ、本所の定員は831名になったとのことであるが、引き続き現在の定員で十分なのか検証してもらいたい。特に同年度は新型コロナウイルスの感染防止対策の問題もあり、医務職員を中心に職員全体に通常以上の業務負担があったと思われる。今後もしばらくは同対策に係る業務を継続的に行わなければならない状況にあるので、増員後の職員の業務量が適正な範囲に収まっているかを検証し、場合によっては更なる増員も検討してもらいたい。	現有の職員事情において、更なる業務効率化等を図り、業務量の縮減に努めてまいりたい。また、今後も必要に応じた増員要求を継続していく。
213	東京拘	R3. 3. 17	令和元年度の意見書において、宗教教誨を申し込んでも、許可されないとの意見が少なくなく、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第68条第1項に反すると考えられるので、今後は、そのような運用がなされないように、慎重に判断してもらいたいという指摘をしたところ、「個人教誨の機会が一切ないということはないよう配慮しているところであるが、例えば一人の者が複数の教誨を受けたいと希望したような場合に、教誨師の負担や本人の教誨等の状況を勘案して許可しないというケースもあると考えられるところ、許可判断については、慎重に判断していきたい。」との回答を得た。しかし、複数の宗教教誨を希望した場合に、それらのうちのいずれについても許可しないというのは明らかに行き過ぎであり、いずれか1つを選択させるなどして、許可するように運用するべきである。	現在は、新型コロナウイルス感染症の発生状況等により、宗教教誨の実施を見合わせたり、参加人数に制限を設けたりせざるを得ない状況にあるため、希望どおりとはならない場合もあるが、引き続き宗教教誨の機会付与に努めていきたい。
214	東京拘	R3. 3. 17	令和2年度においても、テレビやラジオの番組、備付けの新聞の種類等についての意見が散見されたことから、引き続きアンケート調査についての工夫を求めたい。	令和2年7月に実施したラジオ番組のアンケートでは1593名から、同年11月に実施した備付新聞紙のアンケートでは1679名から回答があり、それらの回答を踏まえて、ラジオ番組の編成や備付新聞紙の決定を行っているところ、テレビ番組については、地上波7局の中から受刑者自らが選択して視聴することができるため、そのアンケートは実施していない。
215	東京拘	R3. 3. 17	東日本大震災の余震がいまだに発生しており、また、東京拘置所は荒川のすぐそばにあり、台風やゲリラ豪雨による浸水被害が想定されることから、防災計画について、不断に見直すなどして、被収容者が安心して生活できるように努めてもらいたい。	当所においては、防災週間や火災予防運動の機を捉え、定期的に防災訓練を実施しているところ、災害に関する最新の情報や現在の社会情勢を踏まえた訓練内容とし、同訓練を通じて、防災意識の高揚、防災知識の普及及び防災体制の強化を図っている。また、被収容者に対しては、同訓練を通じて、消火器具の操作方法とともに、水害時の避難方法を訓示するなど、緊急時の行動について指導している。
216	東京拘	R3. 3. 17	意見・提案書の様式が現在のままでよいのか検討するよう、上級官庁に働き掛けてもらいたい。近時、意見・提案が長く具体的になってきているのに対し、自由記載欄が小さいため、同欄内で収まらなくなってきている。「意見・提案の分類」が必要以上に細かい反面、内容によっては、示されている分類のうちのいずれにも分類できず、結局、その他のうち	上級官庁に意見を伝えることとしたい。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
			の「その他」に分類せざるを得ないものも多い。分類の欄は不可欠なものとも思われないので、分類欄は思い切って整理・縮小し、「希望する対応」欄も削除するなどして、自由記載欄を大きくしてもらいたい。むろん、意見・提案書の様式は法務省の法令に基づく全国統一のものであり、全国の刑事施設の意見も踏まえる必要があるのは理解しているので、法務省に東京拘置所視察委員会からの提案として連絡し、改善の検討をしてもらいたい。	
217	東京拘	R3. 3. 17	<p>現在、東京拘置所では、被收容者について、死刑確定者、受刑者及び未決拘禁者を区別せずに、一律に氏名を呼び捨てで呼称しているが、小学校でも男女共通の「さん付け」呼称を指導する時代になってきているため、東京拘置所においても、番号で呼ばれることを希望する者等を除き、原則として被收容者の氏名に「さん」の敬称を付して呼ぶべきである。被收容者の中には、被收容者に対する人権意識を欠いているという不満を職員に対して抱いている者もあり、無罪推定のはたらく未決拘禁者に対してまでも、一般社会で通常呼ばれない呼び捨て呼称をすることへの違和感は払拭されてしかるべきである。被收容者の氏名に敬称をつけることで、被收容者に対する人権意識も喚起される効果が期待できるので、呼称の改善を検討すべきである。</p>	<p>当所には、年齢や在社會時における社会的地位や国籍など、多種多様な者を收容している施設であり、職員は、それらの区別なく「さん付け」せずに氏名のみを呼称しており、平等に対応している。</p> <p>また、刑事施設は学校ではないことを御理解いただきたい。呼称を「さん付け」に変更する予定はなく、検討もしていないが、職員に対しては、今後も引き続き、研修等を通して人権意識のかん養を図っていく。</p> <p>なお、未決拘禁者に対する「無罪推定」とは、有罪とするための挙証責任を検察官が負うとする挙証責任に関する刑事訴訟法上の法則を意味するのであって、直接、刑事施設における未決拘禁者の処遇に関わるものではなく、これによって、御指摘のような具体的な処遇上の配慮事項は何ら導かれないものであることを御理解いただきたい。</p>
218	東京拘	R3. 3. 17	<p>いじめや嫌がらせを受けた被收容者が、その事実を訴え出した結果、別の部署に異動させられたという不満が寄せられた。また、職員面接の際、被收容者間のいじめを訴え出られても、事実調査した場合には必ず行為者は否定し、かえって状況が悪化することになるので、事実調査はしないという趣旨の説明もなされた。しかし、いじめ・嫌がらせ・パワーハラスメントは人権問題であり、いじめを訴え出た者が不本意に異動させられるという二次被害が起きたり、いじめの訴えを受けても調査しない扱いをしたりすることは、ハラスメントを助長する対応との批判を免れない。</p> <p>パワーハラスメントについてなすべき対応は一般に周知されているのであるから、施設においても、いじめを受けたと訴え出た者が事実確認を希望した場合には、事実確認を行うなどの迅速かつ適切な対応をすること、また、被收容者間においても、あらゆるハラスメントを許さないという施設の方針を周知し啓発する努力を徹底してもらいたい。</p>	<p>当所では、被收容者が安全かつ平穏な共同生活を維持できるよう、規律秩序の適正な維持に努めており、被收容者に対しては、他人に対し粗野若しくは乱暴な言動をしたり、他人に迷惑を及ぼす行為をしたりしてはならないこと、所内の風紀を害する行為をしてはならないこと、自ら不正な行為を行ったり、それらを他人に強要してはならないこと、弱い者いじめは絶対にしてはならないこと等を定め、それらを遵守事項や所内生活の心得等に記載し、職員が口頭で指導するなどして周知している。</p> <p>また、被收容者がそのような被害にあった場合には直ちに職員に申し出るよう指導しており、被收容者から自己又は周囲の者がそのような被害に遭っている旨の申出があった場合は、当所職員が事実関係を調査・確認等しており、その内容が遵守事項に違反していると認められる場合には、法令等の手続に基づいて加害者に懲罰を科すなどしているほか、状況に応じた生活指導を行い、特に受刑者に対しては、円滑な社会復帰に向けて、対人関係の問題点や社会人として適切な行動を考えさせるなど、社会生活に適應する能力の育成を図るために様々な場面で指導している。</p>
219	東京拘	R3. 3. 17	<p>毎年、職員の勤務態度についての不満が多く寄せられている。</p> <p>近年特に、職員の香水や柔軟剤の匂いがきついという不満や、夜間の見回りの際の足音や鍵を開ける音が大きくて眠れないという不満が多い。香りに対する感覚には個人差が大きく、職員本人は、毎日使っているため強い香りを発しているという自覚がなくなっている可能性が高いが、「香害」、「スメルハラスメント」という言葉も生まれているように、人によっては、化学物質に由来する香りにより著しく苦痛を覚える場合もあるので、香りの強い柔軟剤・汗拭きシート、香水類を使用しないように注意喚起してもらいたい。また、夜間勤務の職員には、靴の上から履く防音カバーの着用を見回りの際にチェックすること、収容棟の鍵を開ける際にもできる限り音を立てないよう、今一度指導してもらいたい。</p>	<p>当所では、香料入りの柔軟剤や香水の使用及び居室棟巡回時の靴カバーの着用に関する内規を定めていないが、「刑務官の職務執行に関する訓令」等においては、「刑務官は、その職務にふさわしい品位の保持に努めなければならない」とされ、当所の職員にこれを遵守させており、引き続き、適正な服務に留意していく。</p>

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
220	東京拘	R3. 3. 17	<p>視察委員会として刑場視察を求めたが相変わらず拒否回答がなされている。東京拘置所はその理由として、「刑場は、厳正なる刑の執行の場所であり、施設の運営状況を把握することを目的とする視察になじまない箇所」であることを視察の対象外とする理由としている。また、令和2年9月9日の視察委員会において、視察委員会制度の発足当初の視察委員には刑場の視察を認めていることを指摘した際には、その後に『逐条解説刑事収容施設法』も出されていることから、視察の対象外とする旨の説明があった。しかし、令和元年度も指摘したが、施設の運営の状況を把握するのに必要かどうかは、視察委員会が判断することであること、また、視察の対象は刑事施設全域に及び、法律上特に限定がないことから、当然刑場にも及ぶと考えるべきであって、東京拘置所側の判断により視察の対象が限定されることは視察委員会が設置された趣旨に合致しないことから（刑場は視察の対象外とする解釈があるようであるが、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に刑場を対象外とする規定がない以上、そのような解釈には問題がある。そもそも視察は「運営の状況を把握する」ために行われるのであり、「処遇の状況を把握する」ためだけではない。運営と処遇を同義に理解することは不可能なのであって、死刑の執行も「運営の状況」に含まれる。）、当局の判断により視察の対象外とすることを可能とするのは、視察委員会制度が設けられた趣旨を没却するものである。また、刑場はすでにテレビでも放映されているため、視察の対象から外す理由はない。</p>	<p>刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第9条第2項において、委員会は、刑事施設の運営状況を把握するため、委員による刑事施設の視察をすることができる」と規定されているところ、刑場は、厳正なる刑の執行の場所であり、施設の運営状況を把握することを目的とする視察にはなじまない箇所であることから、視察の対象外とさせていただいている。</p>
221	東京拘	R3. 3. 17	<p>毎年、視察委員会の意見書は3月に提出し、それに対する東京拘置所長からの回答は、夏になされていた（平成26年は7月6日付け、平成27年は8月4日付け、平成28年は8月9日付けで回答されている。）が、令和元年度は、夏から何度か督促したが、法務省との調整に時間がかかっているとの理由で、例年より2カ月遅れた10月7日付けで回答書が作成され、同日郵送されたため、各視察委員はその翌日以降に受領した。そして、令和2年度に至っては、9月9日の視察委員会の席上で未定稿として配布されたものの、正式に回答がなされたのは、法務省のホームページに各施設への回答を掲載した後であることが必要という理由で令和3年2月2日とされた。令和2年度は新型コロナウイルスの感染の拡大もあって、法務省においても、様々な業務が増加し多忙であったことは理解できるが、意見書の提出に対する回答が1年近く後に出されたのでは、視察委員会と施設との対話が成り立っているとは言えない異常な事態である。</p> <p>法務省のホームページに各施設への回答を掲載することは、法令に基づく業務ではないのであるから、ホームページへの掲載が未了の段階であっても、東京拘置所長として視察委員会に回答することに何ら法的な支障はないはずである。</p> <p>令和元年度の意見書に対し、「速やかに委員会宛て提出するように努める。」との回答をしたのであるから、ホームページへの掲載を待たず、速やかに正式回答を出すよう上級官庁にも働き掛けるなどの努力をしてもらいたい。</p>	<p>上級官庁に視察委員会からの意見を伝えるとともに、当所においてもできるだけ速やかに回答書を提出することができるよう努める。</p>
222	立川拘	R3. 3. 31	<p>例年、職員の被収容者に対する言葉遣いや態度に対する不満が出ていることから、職員に対するアンガーマネジメント研修の実施を要望する。</p>	<p>職員が被収容者を注意・指導する際、必要に応じて強い口調を用いる場合があるため、これに不満を抱く被収容者もいるものと思料される。令和3年度において、職員に対するアンガーマネジメント研修の計画はないものの、不適切な発言等をすることがないように、他施設で発生した不適正処遇事案等を研修材料として、職務研究会を実施する予定である。</p>

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
223	立川拘	R3. 3. 31	歯科診察の申込みから実施されるまでに2か月を要するのは時間が掛かり過ぎであるため、診察待ち日数の大幅な改善を検討されたい。	予算の都合上、歯科医師の確保の問題があり、当所限りでは対応が困難な事情もあるため、上級官庁へ働き掛け、状況の改善に努めたい。
224	立川拘	R3. 3. 31	布団乾燥の頻度は、内規により「3か月に1回」とのことであるが、回数として非常に少ないため、検討されたい。	経理係の人的制限、職員配置の都合により、屋外での布団乾燥の頻度を増やすことは困難であるが、布団乾燥機を整備し、可能な限り布団乾燥を実施する予定である。
225	立川拘	R3. 3. 31	居室内清掃のための洗剤として、トイレ用と食器用が分別されていない旨の指摘をしたところ、「食器用洗剤とは別に、清掃用洗剤を整備することを検討する。」との回答であったが、検討結果について回答を求める。	食器用洗剤を飲用した反則行為が発生したことから、清掃用洗剤の整備には至っていないが、同一の洗剤を「食器用」、「清掃用」として区別して整備する予定である。
226	富山刑	R3. 3. 31	取扱いや運用を変更して被収容者に新たな制約や負担が生じる場合は、富山刑務所の規律秩序等の維持に支障がない限り、職員がその理由を被収容者に説明する体制を整えるよう検討されたい。	被収容者に対する説明等を適時適切に行い、引き続き円滑な施設運営を進めていきたい。
227	富山刑	R3. 3. 31	新型コロナウイルス感染症については、富山刑務所においても十分警戒し、状況に応じて策定済みの感染防止対策を見直すなど、適切な対応を要望する。	富山県内の感染状況に注視しながら、上級官庁から発出される通知等を踏まえ、社会の情勢等に応じて、迅速かつ柔軟な対応を講じていきたい。
228	金沢刑	R3. 3. 9	未決拘禁者は、刑の執行として刑事施設に収容されているわけではなく、警察署内の留置施設には冷暖房設備が完備していることから、収容場所が違ふことで居住環境が異なることは不適当なので、未決拘禁者の収容棟にも冷暖房設備を完備されたい。	令和2年度予算により収容棟空気循環換気設備等整備工事を実施し、全居室棟の2階及び3階の廊下に冷暖房設備を整備した。
229	金沢刑	R3. 3. 9	未決拘禁者は刑事裁判が確定するまでの間は、無罪推定が働いている地位にあり、氏のみで呼称するのは適当でないため、一般社会において最もよく用いられる敬称である「さん」を氏の後に付けて呼称されたい。	当所においては、未決拘禁者について氏のみで呼称しているが、同呼称だけをもって直ちに人権上適正を欠いているとは考えていないことから、現行の氏のみでの呼称方法を変更する予定はない。
230	金沢刑	R3. 3. 9	受刑者の釈放後の生活支援を円滑に行うため、福祉関係機関との連携強化が必要であり、出所後支援が必要となる受刑者の個別具体的なケースについて、これら関係機関が参加する支援調整に関する会議を開いて支援方針を定めるといった取組を実施されたい。	平成30年度から毎月1回「支援会議」を開催し、出所後の福祉的支援又は就労支援が必要な者を選定するとともに、支援の方針及び経過等について共有している。 また、必要があれば関係機関の職員にも同会議に参加していただいている。
231	金沢刑	R3. 3. 9	令和2年度に発生した被収容者の自死事案について、同様の事案を防止するため、自死の兆候を見逃さず、カウンセリングなど医療的な対応が必要な場合には早急に措置を講ずるとともに、今回発生した事案を十分に検証し、再発防止策を講じられたい。	被収容者の自死の兆候を見逃さず、かつ、早急に医療的な措置を講じるため、特に、問題行動や保安上の危険性を有する被収容者については、きめ細やかな動静視察の強化及び情報共有の徹底に努めている。また、必要があれば早期に医療的な措置につなげることとした。
232	金沢刑	R3. 3. 9	反則行為に対する対応が被収容者によって異なり不公平であるとの意見が散見され、施設側の対応が公平・公正さを欠いた場合には被収容者に刑務所ないし職員に対する不信感が募り、改善更生の意欲を阻害される悪影響も生じかねないので、反則行為に対する施設側の対応が公平・公正になされることを求める。	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律及び関係規則に基づき、反則行為の調査、懲罰の手続等については、その者の心身の状態、行状、動機、改善更生に及ぼす影響等を考慮しなければならないこととされており、当所においても内規を定めて適正に運用している。被収容者に対する科罰手続の公平性及び公正性が担保されるよう、今後とも一層留意して運用することとしたい。
233	金沢刑	R3. 3. 9	視察委員会に対する意見は、被収容者からの意見だけではどうしても一面的なものとなり、施設の運営改善に向けた取組みを推進するためには職員からも意見を募り、多面的な見地から検証する必要があるため、視察委員会宛て意見・提案書を受け付ける職員専用の意見・提案箱を設置されたい。	当所では、職員の施設運営に対する参画意識の高揚と職務に関する積極的な改善意欲の増進を図ることを目的として、職員の提案制度を設け、所内各所に職員専用の提案箱を設置しているため、新たに職員用の視察委員会宛て意見・提案箱を設置することは検討していないが、視察委員会が職員の意見を聴取したい場合には、必要に応じてアンケート等で対応するよう協力したい。
234	金沢刑	R3. 3. 9	令和元年度の意見・提案書で病的な拘禁反応を軽度の段階から拾い上げて対応し、早期の診断、治療が必要との意見の回答で「心理技官や篤志面接委員など民間のノウハウを用いた面接の導入など取り組んでいきたい。」としていたが、実現していないのであれば早急に実施されたい。	心理技官や篤志面接委員などの民間のノウハウを活用して面接の導入に向けて、篤志面接委員の増員について取り組んでいる最中である。 また、病的な拘禁反応に対して、軽度段階から対応するため、現場担当職員等から意見を拾い上げて、招へい医師（精神科）による診察、治療を行っ

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
			また、臨床心理士又は精神科医を常勤勤務させることを検討されたい。	ている。 なお、臨床心理士又は精神科医を常勤職員として採用することについては、定員管理上、当所限りでは対応できない実情にある。
235	金沢刑	R3. 3. 9	被収容者の対応において、職員の横柄な態度や不適切な言葉遣いがみられる旨の意見が相当数寄せられている。職員が被収容者の人権に配慮した対応をすることに加え職員自身の人権意識を向上させる対応策が必要である。令和元年度の同様の意見に対して、金沢刑務所からは、「刑務官としての誇りの高揚策や研修実施の効果測定、自らが考える参加型の研修など人権教育に取り組んでいきたい」と回答を得ているが、同取組の効果を検証し、十分な効果が得られていないのであれば、令和3年度において効果的な人権教育を実施されたい。	毎年、人権研修を実施した上、不定期で被収容者の処遇に関する研修も実施しているところ、頂いた御意見を踏まえて、今後も効果的な研修の実施について検討したい。 ただし、被収容者が職員から厳しい言葉で注意を受けることについては、それ相応の理由がある場合があることも御理解いただきたい。
236	福井刑	R2. 7. 29	視察委員会に対する意見・提案書について、所定の用紙が活用されておらず、便箋などに記載されているため、所定の意見・提案書を備え付けるよう検討されたい。	視察委員会からの意見を受けて、意見・提案書の用紙を意見・提案箱の横に設置した。
237	福井刑	R3. 3. 17	自弁購入品のし好品（菓子）の量が少なく値段が高い。また、その他の購入可能な自弁物品も品質が悪いという意見が多いので、法令の範囲内で迅速かつ真摯な対応を心掛けていただきたい。	優遇措置の一環として自弁購入させているし好品（菓子）については、これまでに選定した品名と同じものにならないように配慮しているほか、季節性も勘案しながら選定している。 また、自弁物品については、全国統一取扱物品の価格及び取扱品目は統一されているため当所限りでは対応することはできないが、指定業者が取り扱っている物品の中から価格、品質等を勘案して決定するようにしたい。
238	福井刑	R3. 3. 17	新型コロナウイルス感染症対策が執られたことに起因する意見と思われるが、入浴時の窓が開いて寒いなどの意見があり、施設内における寒さ、暑さ対策について、被収容者の健康に直接関わる要素であるため、必要な措置を要望する。	施設内の寒さ・暑さ対策として各収容棟に空調設備を設置した。引き続き、新型コロナウイルス対策を講じた上で、状況に応じた必要な措置を講じるよう努める。
239	岐阜刑	R3. 3. 18	新型コロナウイルス感染症対策について、引き続き適切な対応をされたい。	基本的な感染防止対策を徹底し、「矯正施設における新型コロナウイルス感染症感染防止対策ガイドライン（改訂第3版）」に基づく対策を講じているほか、マスクや消毒用アルコール等の物資を確保するなどの措置を講じており、現状における感染症対策に改善の余地がないか模索しつつ、引き続き適切な対応を行って、感染防止に努めていく。
240	岐阜刑	R3. 3. 18	医師の欠員解消について、抜本的な対策を検討されたい。	令和3年4月1日付けで常勤医師1名が採用予定となっているところ、引き続き適切な医療体制の確保に向けて取り組んでいく。
241	岐阜刑	R3. 3. 18	被収容者が適時に適切な医療措置が受けられるよう、臨機応変な対応を検討されたい。	非常勤医師の採用、外部医療機関における診察の実施や医療刑務所への移送等の措置を講じるなど、臨機応変な対応を継続していく。
242	岐阜刑	R3. 3. 18	視察委員会において、過去と同様の質疑応答が繰り返されることを回避し、効率的かつ充実した質疑応答の実施が可能となるよう質疑応答集の作成・配付を検討されたい。	過去の視察委員会における質疑応答の結果については、行政文書の保存期間である3年間に遡り、質疑応答集として整理・作成し、視察委員会へ情報提供できるようにする。
243	岐阜刑	R3. 3. 18	被収容者からの意見・提案の内容をよりよく理解するために、施設視察を積極的に行うことに協力されたい。	視察委員会の決定した目的にかなう視察となるよう、視察委員会からの求めに応じて対応する。
244	岐阜刑	R3. 3. 18	視察や質疑応答のときに、直接職員から事情を聴く機会を設けるよう要望する。	これまで勤務中の職員を配置箇所から外して視察委員会に参加させる運用は行っておらず、管理運営上の問題があるため対応いたしかねる。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
245	岐阜刑	R3. 3. 18	職員に匿名のアンケート調査を実施することについて検討されたい。	匿名の職員に対するアンケート調査については、有意なものになるよう視察委員会と協力して実施することを検討する。
246	岐阜刑	R3. 3. 18	視察委員会に対する意見・提案書に記載されている申出内容をあらかじめ伝えていただき、書面審査した上で、面接の可否を決することができないか検討されたい。	意見・提案書に記載される事項は、視察委員以外には秘密を保持すべきものであるため、対応いたしかねる。
247	岐阜刑	R3. 3. 18	被収容者との面接時間を10分～15分程度で定め、所定の時間が経過した場合は、職員から制限時間を伝えていただきたい。	被収容者が視察委員会に対し意見を述べる機会を職員が遮るものと捉えかねないため、面接終了を職員が伝えるなどの対応はいたしかねる。
248	岐阜刑	R3. 3. 18	視察委員会の委員の定数を4名から5名に引き上げられたい。	視察委員会の委員の定数を増員することは、施設長限りで措置を講じることはできないため、頂いた御意見については上級官庁に伝達したい。
249	笠松刑	R3. 3. 11	診察の申出がなされてから実際に診察が行われるまで相当期間を要しているなどとの意見があったので、改善されたい。	診察日を増やすことなどを検討するとともに、検討の間においても、看護師等に疾病等の申出の状況を細かく聴取させるなどして正確にその状況を把握させ、当該看護師等が診察の緊急性等を判断した上で医師等に報告することを徹底させたい。
250	笠松刑	R3. 3. 11	季節の寒暑が辛いなどとの意見が多く、冷暖房設備が十分とはいえないと思われるので、改善されたい。	令和2年度、一部の収容居室棟廊下に新たに冷暖房設備を設置したが、季節ごとの処遇内容が実効性のあるものとなるよう、引き続き検討するなどして寒暑対策を行うこととした。
251	笠松刑	R3. 3. 11	図書室の書籍等が50音順に並んでいないことが多く、短時間で書籍等を探せないとの意見があったので、改善されたい。	著者名の頭文字のみ50音順に並べていたが、順次、著者名の二文字目も50音順となるよう並べていくこととした。
252	笠松刑	R3. 3. 11	共同室において、回覧用の日刊新聞紙を一人で長く閲覧する被収容者がいると、所定の時間内では、同室者全員が閲覧できないことがあるとの意見があったので、改善されたい。	5日前までの日刊新聞紙を1部ずつ工場に備え付け、作業の休憩時間中及び運動時間中にも閲覧できるようにした。
253	笠松刑	R3. 3. 11	使用済みのノートを保管私物として居室で所持することなどを許してもらいたいとの意見があったので、改善されたい。	使用済みのノートを保管私物として所持することを許すこととした。
254	笠松刑	R3. 3. 11	便箋を月に2冊まで購入できるようにしてもらいたいとの意見があったので、改善されたい。	便箋を月2冊まで購入することができるようにした。
255	笠松刑	R3. 3. 11	工場で使用している座布団が経年劣化しているとの意見があったので、改善されたい。	就業者用の座布団を購入して貸与した。
256	笠松刑	R3. 3. 11	食器等の回収時、納豆の容器等について、何個あるかが分かりやすいように置いておくよう指導されたり、回収しやすいようにまとめて置くよう指導されたりするなど、職員間で指導方針に差があるとの意見があったので、改善されたい。	職員に統一した回収方法を周知するとともに、被収容者にその方法を説明した。
257	笠松刑	R3. 3. 11	工場と居室間の移動時、石けんを携帯できず、石けんで手を洗えないことがあったなどとの意見があったので、改善されたい。	これまでも被収容者から申出があれば、工場と居室間の移動時に石けんを携帯することを認めていたところ、頂いた御意見を踏まえて、被収容者に対し、石けんを携帯する必要があるれば、職員に申し出るよう周知した。
258	笠松刑	R3. 3. 11	支給されているマスクについて、汚れがとれないなどとの意見があったので、改善されたい。	被収容者一人に2枚ずつガーゼマスクを支給していたが、4枚ずつ支給することとした。同4枚については、被収容者の健康を保持するに足り、かつ、国民生活の実情等を勘案し、被収容者としての地位に照らして適正と認められる交換頻度となるよう検討していきたい。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
259	笠松刑	R3. 3. 11	面会後に差し入れてもらいたい物品を書き留めてもらうため、同申出者が、仕切り室（面会の場所）に文房具を持ち込めるようにしてもらいたいとの意見があったので、改善されたい。	面会の申出者には、原則として、手荷物の持ち込みを禁止しているが、必要があって文房具を持ち込む場合には、事前に申し出るように面会待合室に掲示して周知することとした。
260	岡崎医刑	R2. 7. 22	被収容者からの意見・提案書において、単独室で生活している者は、マスクの着用は必要ないのではないか、マスクの交換が1週間に1回というのは、衛生面で問題はないかという意見があったので、施設の運用状況を踏まえて必要があれば対応していただきたい。	当所は、精神疾患を有する被収容者を多数収容しており、新型コロナウイルス等の感染症に罹患した場合は、重症化するリスクがあるため、マスクを着用させている。 また、被収容者が暴れるなど突発的な行動に出る可能性もあり、対応する職員への感染を防止するためにもマスクを着用させている。 マスクの支給については、予算事情、職員負担等の事情を考慮して毎週火曜日を支給日としているが、使用中のマスクが汚損、破損した場合は、速やかに交換することとしており、衛生面で問題が生じないよう配慮している。
261	岡崎医刑	R2. 11. 18	居室内就業者から、寒いので余暇時間帯等のみではなく、作業時間中にも膝掛け毛布の使用を許可したい旨の意見・提案書があった。なぜ、作業時間帯においては、膝掛け毛布を使用してはいけないのか理由をうかがいたい。 また、近隣の他施設の実情等を確認・比較した上で、許可できるのであれば、検討してもらいたい。	居室内作業中に膝掛け毛布の使用を認めていない主な理由については、作業に集中させるため及び作業安全の確保のためである。 なお、冬季においては、通常の下着に重ねて防寒用肌着を着用させることで、作業中に膝掛け毛布をしなくても済むように配慮しているが、今後も近隣施設の実情等を確認しながら、検討していきたい。
262	名古屋刑	R3. 3. 25	名古屋刑務所においては、新型コロナウイルス感染症への徹底した対策を講じられた結果、施設内において大きな感染拡大に至ることは防止できたと思われる。 ただし、職員3名及び受刑者1名が感染したことから、今後も、職員及び受刑者への感染防止対策と職員への注意喚起等の徹底した措置を講じられたい。	新型コロナウイルス感染症については、今後も引き続き、職員や受刑者への感染防止対策と職員への注意喚起を徹底したい。
263	名古屋刑	R3. 3. 25	令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、施設内の視察は控えめにせざるを得なかった。 同年度は、豊橋刑務支所の被収容者の中に当視察委員会の面接を希望する者がいたか不明であるものの、豊橋刑務支所の被収容者との面接は実施しなかった。豊橋刑務支所の被収容者との面接を行える機会は、当支所視察の際にしか事実上困難であると思われることから、時間の制約があることも理解しているが、面接希望者がいる場合は、視察の際に面接を実施できるように配慮されたい。	豊橋刑務支所視察に際し、事前に面接希望を提出した被収容者がいる場合は、同視察の日程に合わせて面接を実施できるよう対応していくこととした。
264	名古屋刑	R3. 3. 25	岡崎拘置支所については、施設が老朽化していることは、毎年指摘しているところであるが、一向に改善される兆しは見られない。当視察委員会としては、予算上の都合があることは理解するものの、職員の働くスペースも狭く、職員らの精神衛生上も問題があることから、速やかに改築や新築をする必要性があることを強く指摘する。 なお、改築、新築の予定の概要が作成されるときには、当視察委員会及び愛知県弁護士会に開示されることを要望する。	施設の老朽化が顕著であることは認識しており、上級官庁宛てに施設新営に係る要望書を提出した結果、岡崎拘置支所の現地建て替え工事に係る調査費が予算措置された。今後、建て替え工事に係る仮移転などの準備等もあることから、上級官庁と連携し、可能な限り早急に現地建て替え工事を行うことができるよう対応していくこととし、施設で知り得た情報については、視察委員会等に情報提供することとした。
265	名古屋刑	R3. 3. 25	職員の言動や対応等に対する不満を述べる意見・提案書が相変わらず相当数見られ、その中には、職員の具体的な氏名を指摘するものや、特定の工場の担当職員を指摘するような同じような意見が複数見られた。 この点、意見・提案書に記載されている職員の具体的な氏名や担当している工場名等では、被収容者からの意見等の対象となっている職員は若干名の特定の者に限られているところ、当視察委員会からの指摘を受けて名古屋刑務所で行われた調査では、いずれもそれらの職員から被収容者への不当な言	全職員を対象に、被収容者に対して指示、注意、指導を行う際は、職員自らが常に厳正な勤務姿勢を保持しつつ、言葉の選び方、語調、内容等に注意し、いたずらに感情的にならず、指導者としての立場を守り、相手の人格や尊厳を傷付ける言葉は用いず、矯正職員としてふさわしい言葉を遣うよう研修を行うこととした。 また、職員の言葉遣いについては、事あるたびに職域単位での研修等を通じて注意喚起しており、被収容者に注意、指導等を行う場合には、人をとがめるのではなく、行為をとがめ、被収容者に教えると

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
			<p>動や対応等はなかったとの回答であった。しかし、同所内部での調査には自ずと限界があると思われ、また職員の被収容者に対する不相当な言動や対応等が発生し得る可能性も完全に否定することはできないことからすると、客観的な第三者による調査等一定の対策を講じることも必要と考えられる。</p> <p>令和2年度は、令和元年度以降の職員研修の実施状況や職員の言葉遣いに関する指示等の書面の開示を受けた。開示を受けた研修の実施状況からは、職員の被収容者に対する言動や対応等に関して一定の研修がなされていることが確認できたものの、より一層、被収容者の人権等に配慮した言葉遣いや対応等の研修がなされることを要望する。また、開示を受けた資料では、職員の被収容者に対する号令等のやり方、指示・注意・指導の行い方、昼夜単独室処遇での処遇方法等が記載されているが、研修と同様、被収容者の人権等に配慮した言葉遣いや対応などに関する処遇方法についても、職員への指導等がなされることが望ましい。</p>	<p>いう気持ち（言葉や態度）を持ち、相手の知能や理解度、性格に応じた言葉を選び、被収容者になぜ注意を受けているかを理解させ、人権等に配慮した言葉遣いや対応等を行うよう説示していくこととしたい。</p>
266	名古屋刑	R3. 3. 25	<p>医療に関する不満を述べている意見・提案書が相当数見られる。そのため、名古屋刑務所に対して、各施設の診察件数及び薬剤購入費用の統計を照会したところ、名古屋刑務所から平成31年度（令和元年度）及び令和2年度の統計資料の開示を受けた。</p> <p>名古屋刑務所から開示を受けた統計資料からは、各施設において相当数の診察件数を実施しており、投薬も相当の費用を要していることが理解できたが、引き続き、適切な診察、投薬等を実施されたい。</p>	<p>引き続き、適切な診察、投薬等を実施していくこととしたい。</p>
267	名古屋刑	R3. 3. 25	<p>居室内の流しの排水溝が目詰まりして流れが悪い、下水からゴキブリ等の害虫が居室に入ってくるなどの意見も複数見られることから、居室内の衛生管理に不備等がないかを随時確認されたい。</p>	<p>適宜、居室内の衛生管理に努め、適切に対応していくこととする。</p>
268	名古屋刑	R3. 3. 25	<p>名古屋刑務所においては、当視察委員会からの意見書を受けて、被収容者の行進要領を含む動作要領等に係る内規を変更して（令和元年9月25日所長指示第74号）、軍隊式行進と指摘されないような行進要領としたとのことであるが、意見・提案書の中に、行進での指示が復活したとの意見が複数見られた。当視察委員会としては、上記変更した内規に基づいた職員の指示が軍隊式行進と指摘されないように実施されることを要望する。</p>	<p>令和元年9月25日所長指示第74号に基づく行進等をさせることについて、職員に対し再度、周知した。</p>
269	名古屋刑	R3. 3. 25	<p>豊橋刑務支所収容棟2階の北側の壁に大量のカビが発生して不衛生との意見があり、実際にカビが発生している現状があるとのことであったため、引き続き、居室棟の衛生管理等を徹底されたい。</p>	<p>居室内壁のカビ発生原因については、室内湿気による結露等によるものが考えられるところ、室内の清掃等をこまめに実施させ、引き続き、居室棟の衛生管理等に努め対応していくこととしたい。</p>
270	名古屋刑	R3. 3. 25	<p>令和2年度の意見・提案書中にも、令和元年度と同様に、令和元年10月に豊橋刑務支所の医師が着任した以降に、医務に関する不満や苦情等の意見が多数見られた。名古屋刑務所の回答では、適切かつ適当な薬の処方を実施しているとのことであるが、上記医師が着任する以前には、豊橋刑務支所においては医務に関する苦情等の意見はそれほど多くなかったことから、限られた予算や人員等での医務体制であることは理解しているものの、早期の診察や必要な処方等が可能となるように、医療体制の充実を図られたい。</p>	<p>引き続き、適切かつ適当な薬の処方を実施し対応していくこととしたい。</p>
271	名古屋刑	R3. 3. 25	<p>豊橋刑務支所の居室備え付けのお茶用ポットが壊れているとか汚いなどといった意見が複数見られたことから、適宜ポットの衛生管理に努められるよう要望する。</p>	<p>お茶用ポットが壊れているなど交換が必要なものについては交換し、適宜ポットの衛生管理に努めることとしたい。</p>

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
272	名古屋刑	R3. 3. 25	豊橋刑務支所の単独室には扇風機が設置されておらず、熱中症の危険性もあるため、予算上の措置が必要なことは理解しているが、被収容者の熱中症予防のために必要な空調設備を設置されることを要望する。	熱中症予防として各収容棟フロアに空調設備を設置し、空気を循環させている。
273	名古屋拘	R2. 3. 31	留置施設から移送される被収容者（未決）について、留置施設で服用していた内服薬等は、これを引き続いて服用させることはせず、改めて拘置所において同種の成分薬を処方している。留置施設で服用していた薬剤を無駄にしないためにも、留置施設で服用していた薬剤は、その薬剤が残っている限度では、引き続き服用できるように留置施設との協議（薬剤手帳等、薬剤の成分が判明する資料の引継ぎ等を含む。）、あるいは上級官庁との協議が進められるよう要望する。	留置施設からの残留処方薬の引継ぎについては、矯正局の通知に基づいて、刑事施設に入所後、速やかに医師による健康診断が実施できない場合において、病状等の必要事項が確認できた場合などに、留置施設から引き継いで使用させることができるとして運用されていることから、当所の事情だけで運用を変更することは困難と考えられる。
274	三重刑	R3. 3. 4	三重刑務所本所の扇形運動場において一度に運動する人数を、一区画あたり定員8名のところ、現在は6名で行っているとのことであるが、一度に運動する人数を更に減らすよう努力されたい。	現状の物的・人的資源において、運動を実施する被収容者の組合せ方法を変更するなどして、一度に運動する人数を減らすよう努めるとともに、引き続き、運動場の拡張について検討する。
275	三重刑	R3. 3. 4	自弁物品のうち、特に必要があると認められる場合に限り使用を許可する物品（特別使用許可に係る自弁物品）については、そもそも使用許可条件を付する必要があるか否かを今一度見直すとともに、自弁物品に関する購入品リストに、簡潔に使用許可条件を記載するなどの対応をされたい。	シェービングジェルの使用許可基準を見直すとともに、特別使用許可に係る全ての自弁物品について、購入品リストの使用許可条件の記載を見直す。
276	名古屋拘	R3. 3. 24	引き続き、新型コロナウイルス感染症予防対策（手洗い・うがいの励行等を含む。）に努められたい。	<p>当所においては、職員に対しての感染症予防対策として、全職員に手洗い、うがいを励行させ、執務中マスクを着用して勤務するよう指示している。また、勤務の前後に検温を実施することで健康管理の徹底を図り、体調不良時には、速やかに報告させ、出勤停止等の措置を講じるとともに、体調不良者に対するPCR検査を積極的に実施するなどの感染症予防に係る各種の対策を講じている。</p> <p>また、医療従事者、新型コロナウイルス感染者対応専従班等の感染の可能性のある被収容者との接触が多い部署の職員に対してのワクチン接種も開始している。</p> <p>設備面の感染症予防対策については、飛まつ感染防止のため、新入調室、差入窓口等におけるビニールカーテンの設置、定期的な換気、消毒等の対策を講じている。</p> <p>被収容者に対しての感染症予防対策としては、当所への入所前の健康状態の把握に努めるとともに、社会から直接入所する被収容者については、入所時にPCR検査を実施しているほか、全被収容者にマスクを配布して着用させるとともに、面会室遮蔽板の通声孔にテープを貼付する、委員面接などについては仕切り版のある面会室で実施する等、入所時から外来者との接触に至るまで、各種の感染防止対策を講じている。</p> <p>以上のような感染防止対策を講じてきた結果、現時点で、職員及び被収容者とも新型コロナウイルス感染者は発生していない。引き続き感染防止に万全を期すよう全所で取り組むこととする。</p>
277	名古屋拘	R3. 3. 24	被収容者のスマート・レターの使用については、引き続き検討中とのことであるが、他施設の運用状況等も調査・検討の上、保安上の支障がないと認められる場合には、被収容者の利便性も考慮し、使用を許可する方向で検討されたい。	スマート・レターの導入については、令和元年度以降、他施設の動向等を踏まえつつ検討しているところ、実際の需要が不明であり、導入の必要性が判然としないこと、現状においても業務過多となっている関係課の業務量がどの程度増加するのか見通せず、導入による業務上のミスが懸念されること等から、現時点において直ちに導入する予定はないものの、引き続き、種々の事情を踏まえつつ検討していきたいと考えている。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
278	名古屋拘	R3. 3. 24	職員の増員、適正配置を進められるよう要望する。名古屋拘置所単独の問題ではなく、全国の刑事施設について、法務省としての対策が必要と考えられる。職員の負担が大きければ、そのしわ寄せが被収容者に及びかねない。働き方改革の趣旨は、公務員にも準用されるべきで、職員が残業に負われることなく、また十分に休暇を取得できるような人員の増員が望まれる。	職員の定員については、法務省全体で職員定員が定められていること、また、従前に比して被収容者数が減少傾向にあり、収容率が下がっている状況などを鑑みると、当所の事情だけで、職員の増員を実現することは困難と考えられる。当面は、職員の配置の見直し、業務の合理化などを推進していくことで、職員の負担軽減に努めていきたいと考えている。
279	滋賀刑	R3. 3. 31	新型コロナウイルス感染症予防のため、被収容者の処遇にも影響が及んでいるところ、これに関する意見・提案書も散見された。滋賀刑務所の対応には特に問題はなかったと思料するが、引き続き、感染症予防を徹底しつつ被収容者に過度の負担を与えることのないよう配慮されたい。	現在、上級官庁や各所関係機関等との連携を密にし、職員及び被収容者に対する感染防止対策を徹底して行っている。情勢は日々変化しているが、今後も最新の情報を漏らすことなく、適宜必要な対応をとることとする。
280	滋賀刑	R3. 3. 31	令和2年7月4日に発生した食中毒事案について、滋賀刑務所側から経過及び対応について説明を受け、保健所からの指導等を踏まえた改善の状況について施設内視察を行った。対応状況について特に問題はなかったと思料するが、引き続き、同種事案が発生しないよう留意されたい。	令和2年7月4日に発生した食中毒事案については、保健所からの指導に基づき徹底した改善策を講じ、食中毒の発生防止に万全を期している。今後も、同種事案を発生させることのないよう、引き続き、徹底した改善策を講じていくこととする。
281	滋賀刑	R3. 3. 31	滋賀刑務所にあつては、令和3年度末で受刑施設としては廃止になるところ、これに伴い施設運営等への影響もあると思われる。やむを得ない事情などがある場合であっても、被収容者の処遇への影響が生じないよう最大限の配慮を検討されたい。	令和3年度末をもって、組織改編により当所は刑務所機能を廃止し、拘置支所として運用されることとなるが、被収容者への処遇への影響が生じないよう、引き続き、組織改編に向けて計画的に取り組んでいくこととする。
282	滋賀刑	R3. 3. 31	職員による被収容者への言動等に関する意見・提案書は毎回一定数ある。被収容者側の誤解などによるものも含まれるが、当視察委員会において、滋賀刑務所側に調査・検討を依頼した事案もある。引き続き、被収容者の人格や名誉心を傷付けることのないよう必要な配慮は行い、指導に当たられたい。	当所では、法令等の根拠に基づき適正に施設運営を行っているところであるが、引き続き、被収容者に誤解を与えることのないよう指導に当たるとともに、被収容者の人格や名誉心を傷付けることのないよう必要な配慮を行っていくこととする。
283	京都刑	R3. 3. 19	職員から被収容者に対し、「おい」、「お前」といった威圧的な呼称を用いられることがあるとの苦情が依然として一部に見受けられる。職員に対する研修・教育を継続することで改善できるところは改善し、不満や行き違いを少なくするよう求める。	人権尊重、適正な職務執行に係る研修等を実施するなどして、職員の人権意識の向上を図っていく。
284	京都刑	R3. 3. 19	食事を楽しみにしている被収容者への配慮をし、段階的な減塩措置の実施等の更なる工夫を要望する。	被収容者の生活習慣病予防のため、減塩推進は引き続き必要であるが、今後は、だしや香辛料で味にアクセントをつける等の工夫をし、徐々に目標値に近付けていくこととする。
285	大阪刑	R3. 3. 31	教誨を実施するに当たり、教誨師と外国籍を有する被収容者がスムーズに意思疎通を図れるよう、各種宗教言語も翻訳できる携帯型翻訳機の導入を検討すべきである。	携帯型翻訳機は、職員との意思疎通が早急に求められる場合で、かつ、通訳者が不在のときの緊急対応と使用要件が限定されている。また、難解な宗教用語の翻訳には適し難い。そのため、携帯型翻訳機を教誨で導入する予定はない。今後も外国籍被収容者に対する教誨においては、外国語を理解できる教誨師を配するほか、国際対策室職員と連携するなどし、適切に対処していきたい。
286	大阪刑	R3. 3. 31	教誨の効果を上げるため、現状よりも実施時間を延ばすべきである。グループ教誨については1時間以内、個人教誨については30分以内確保されたい。	原則として、個人教誨については30分以内、グループ教誨については1時間以内の時間を確保する方向で見直しを検討する。
287	大阪刑	R3. 3. 31	被収容者の希望する宗教及び宗派の教誨を実施できるよう、現在よりも選択肢を増やすべきである。	当所では既に12教宗派にわたって教誨が実施できる体制をとっており、被収容者の要望に十分対応できていると考えることから、今のところ、新たな教誨師の委嘱について申請する予定はない。
288	大阪刑	R3. 3. 31	大阪刑務所で実施している教誨については、必ず刑務官が立会いしているが、憲法上、信教の自由が保障されていることから、被収容者が要望して教誨師が必要かつ相当と認めた場合などは、刑務官の立	当所は暴力団関係者、要注意者等処遇が著しく困難な被収容者を多く収容しており、施設の規律秩序維持及び教誨師の安全に配慮して職員の立会を付しているものである。しかしながら、被収容者が無

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
			会を行わないべきである。	立会を要望し、教諭師が必要かつ相当と認められた場合において、対象者の資質、性格、行状等から問題がないと当所が判断した場合には、無立会とすることができるよう見直しを検討したい。
289	大阪刑	R3.3.31	教諭は、新型コロナウイルス感染が拡大している状況であるからこそ必要としている被収容者がいるため、同感染症対策を講じた上で実施すべきである。特に個人教諭については早急に実施を再開すべきである。	当所は医療重点施設であり、基礎疾患を有する高齢の被収容者が多く収容されており、被収容者が新型コロナウイルスに感染した場合、重篤な状態に陥る可能性が懸念される上、集団クラスターが発生すれば、刑の執行に著しい支障を生じる。大阪府内において新型コロナウイルス感染症がまん延している状況を踏まえれば、教諭師を含めた民間協力者等外部からの来所を制限せざるを得ず、その結果、個人教諭を休止することはやむを得ないと考えている。
290	大阪刑	R3.3.31	職員の被収容者に対する言葉遣いは、緊急時ではない通常時においては、被収容者に対して苗字の呼び捨てではなく、「さん付け」を標準とすること等の取組を進められたい。	犯罪傾向が進んだ多数の被収容者を法律に基づき強制的に収容し、公平な処遇を実践し、施設内の規律及び秩序の維持を徹底するために、生活指導、反則行為に対する注意指導等の場面で、原則として職員が被収容者に敬称を付けて呼ぶことはなじまない実情にある。被収容者の人間としての尊厳を傷付けるなど、社会の通念に照らして合理性を欠くようなことなどももちろんあってはならず、職員研修等において十分に理解させるよう引き続き努めていきたい。
291	大阪刑	R3.3.31	現在、被収容者に対しては、約半年ごとに2枚のウレタンマスクを支給し、各自で管理させているが、洗濯等によりマスクの効果が低下しない支給頻度に改善すべきである。	被収容者に対しては、令和2年6月に布マスクを支給し、その後、同年11月及び令和3年3月にウレタンマスクを支給している。今後、全被収容者に対しウレタンマスクを4か月に1回支給することを予定しているが、支給頻度を更に改善できるよう予算事情も踏まえながら検討していく。
292	大阪刑	R3.3.31	毎年1回以上、定期的に被収容者に実施される健康診断について、採血を実施した上での検査項目については、省略しているようであるが、被収容者の健康状態を把握するために重要であるので実施すべきである。	法令上、医師が必要でないと認める場合は、採血は省略することができるかとされており、当所の医師についても、健康診断の項目の一部（血液検査等）について、その実施を省略しているが、被収容者の特性や健康状態を鑑みて、必要である場合は採血を実施することとしている。今後においても、医師が必要と認められた場合は、血液検査を含め、必要な検査を実施するなど、被収容者の健康状態の適切な把握に努めていく。
293	大阪刑	R3.3.31	被収容者が、意見・提案書を視察委員会に提出する際、同書の内容だけでなく、提出した事実の秘密も担保されるよう、体育館等に意見・提案箱を設置し、同所に意見用紙、筆記具を備え置くなど、自由な投かんを認めるなどの整備を求める。実現困難な場合は、合理的な理由を示されたい。	体育館等において意見・提案箱を設置して自由に記載をさせた場合、戒護職員が意図せずして被収容者が記載する意見書等の内容を目にする可能性があり、秘密を担保できない状況となることが想定される。また、書面の記載は余暇時間に行うこととなっているため、運動時間中に行うのは適当ではない。以上の理由により、意見・提案箱を体育館に設置する予定はない。
294	大阪刑	R3.3.31	田辺拘置支所の職員定員について、ワークライフバランスの観点から増員すべきである。また、同所は、非常勤の女性職員が1名であることから、男性職員が女性被収容者に対して処遇する機会が増え適切とはいえない。よって、女性職員の増員を早急に求める。	各支所における女子職員に係る業務負担量等を改めて確認の上、精査し、実情を踏まえ上級官庁に対し職員の増員を求めていく。
295	大阪刑	R3.3.31	田辺拘置支所から裁判所へ被収容者を連行する際は、法廷以外の場所において、被収容者が外部の目にさらされることのないよう更なる配慮が必要である。	田辺拘置支所から裁判所へ被収容者を連行する際、法廷以外の場所で、被収容者が外部の目にさらされる可能性のある箇所があることが判明したため、同箇所をブルーシートで覆う等改善した。今後も更なる被収容者のプライバシーを保持するための配慮を徹底していく。
296	大阪刑	R3.3.31	大阪刑務所視察委員会は、現在、9名の男性委員で構成されている。大阪刑務所には女性職員が勤務しており、同所支所においては女性被収容者も収容していることから、推薦団体と協議の上、女性の視	視察委員の選任は、関係団体に対して委員候補者の推薦を依頼し、同候補者の中から決定している。しかしながら、勤務形態上女性委員の視点が重要な場面も考えられることから、当所において、視察委

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
			察委員も選任すべきである。	員会の意義、活動の実情等を関係団体に十分に説明し、積極的に女性委員候補者を推薦していただくよう努めていきたい。
297	大阪刑	R3. 3. 31	各種指導における受刑者の選定について、再犯防止の見地から、各種指導に係るプログラムを充実させ、受刑者から受講したい旨の希望があれば積極的に受け止めて対応すべきである。	各種指導に係るプログラムについては、刑執行開始時調査の結果等に基づき対象者を選定し、受講を義務付けて実施しているものであり、受刑者の希望があることだけをもって対象者を広げることはしていない。また、人的・物的制限の面からも困難である。
298	大阪医刑	R3. 3. 8	熱中症対策の徹底として、具体的な改善策の実施を要望する。	夏季においては、WGBT（暑さ指数）の計測を行い、その数値に基づき刑務作業、運動の中止等を判断するなど、各種の熱中症対策に取り組んだほか、熱中症の中で最重症であり、致命的になり得る古典的熱中症に関する対処法等を改めて全職員に教育した。 病室に扇風機を増設したことで、熱中症対策を強化することができ、令和2年度は熱中症の発生は認めなかったが、今後も引き続き、処遇上、医療上、予算上の観点を踏まえて熱中症対策に取り組む。 なお、建て替え後の病棟は全館空調となる予定である。
299	大阪医刑	R3. 3. 8	蚊・ダニ対策を要望する。	蚊・ダニ対策として、定期的な清掃と併せて、居室、廊下等の網戸の整備と管理に努める。
300	大阪医刑	R3. 3. 8	統一取扱物品の自弁購入価格が、生活必需品であるのに市販価格より相当高額であることから、速やかな改善を要望する。	いわゆる統一取扱物品である自弁物品購入の指定事業者は公募により決められており、統一取扱物品の具体的な商品の種類や価格も基本的に全国的に統一されているなど、当所限りでの対応は困難であることから、頂いた御意見については上級官庁に報告したい。
301	大阪医刑	R3. 3. 8	備え付けられた書籍の充実及び書籍の選択の拡大を要望する。	処遇上、予算上の観点を踏まえて書籍の購入による新規整備に取り組んだほか、寄贈図書も受け入れ書籍の充実を図ったところ、今後も書籍の充実に努める。また、高齢受刑者が多いことを考慮し、文字の大きな書籍の整備を進めるほか、男女間の書籍の交換を実施していく。
302	大阪医刑	R3. 3. 8	経理係受刑者が患者受刑者の介護に際し、おう吐物や排泄物などを扱った場合、申出に応じて洗浄やシャワーの利用を認めることを要望する。	おう吐物や排せつ物などが付着した場合は申し出るように指導しているところ、必要に応じて洗浄も認めており、病棟にはシャワー設備が設置されているため、汚損の状況によってはシャワーの利用を認めることとしている。
303	大阪医刑	R3. 3. 8	施設の建替えに当たっては、複数の陰圧室の設置、医療関係スタッフ等の増員、夜勤用の仮眠室の各単独室整備等を要望する。	感染症対策の基本となる陰圧室については、20室以上の設置を予定しているが当面は、令和2年度に整備した組み立て式の陰圧室で対応する方針である。 また、職員定員の改定及び夜間勤務職員用仮眠室の各単独室整備については、当所限りでの対応は難しいことから、頂いた御意見については上級官庁に報告したい。 なお、令和2年度から新たに准看護師資格を取得した複数の刑務官が、実務習得も兼ねて勤務しており、施設全体の労働条件の改善に寄与しているものと思われる。
304	大阪医刑	R3. 3. 8	継続的な新型コロナウイルス感染症対策として、PCR・抗原検査及びワクチン接種について、周知と適正な実施を要望する。	PCR及び抗原検査の実施については、当所における「新型コロナウイルス感染症感染防止対応マニュアル」等を策定するなどした上で、周知と適正な実施に努めている。また、他施設職員の抗原検査に係る共助体制も構築するなど、同感染防止対策に係る社会の最新の情報を取り入れた上で体制整備に取り組んでいる。 なお、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種については、地方自治体と調整を図りながら、被収容者への接種準備を進めている。また、職

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
				員への接種については、ほぼ全ての職員が接種を終えている。
305	大阪医刑	R3.3.8	職員及び医療スタッフの安全のため、十分な量のマスク等の確保、感染症対策の専門家による研修の実施を要望する。	マスクを含めた医療資材等の確保には常に努めているが、当所で使用するゴム手袋は品薄であり調達に苦慮している。 また、当所には多くの医師等医療関係者が在籍していることから、その監修の元、感染症対策に係る研修も実施し、実臨床の上でも新型コロナウイルスへの感染が疑われる被収容者に対する処遇・看護・医療を日常的に行っている。
306	大阪医刑	R3.3.8	施設の建て替えに際しては、全病室にエアコンを整備し、MRI及びマルチスライスCTを導入すること、介護に適した設備の整備を要望する。	建て替え後の病棟は全館空調となるものであり、新規にMRIやCTの導入も予定している。また、介護に適するとした設備についても、社会一般的に求められる水準のものを、保安上の適否も勘案した上で整備する予定である。
307	大阪医刑	R3.3.8	施設の建て替え後も、引き続き外部医療機関、他刑事施設との連携、医療共助体制の強化を行い、早期かつ適切な医療をなされたい。	建て替え後においても、これまでと同様、地域医療機関との連携及び他施設との医療共助を推進していく。
308	大阪医刑	R3.3.8	適切に聴き取れるように、面会室にスピーカーを設置されたい。	面会室にインターフォン型のスピーカーを設置し、面会に係る環境を向上させた。
309	大阪医刑	R3.3.8	入所時健康診断、定期健康診断及び各種がん検診において、血液・尿・便検査等の充実を図るため、各受刑者に対し、検査・検診における実施要領を都度口頭説明し、当該情報を文書に記載して交付・回覧するなどして各検査の周知・徹底を図られたい。	医療刑務所においては、治療中の疾病に係る必要な診察、検査が行われており、これにより定期健診等の実施に代わる場合も多いところ、被収容者自身の健康管理に係る意識の向上の観点からも検診等に関する情報を分かりやすく伝えることに努めていく。
310	大阪医刑	R3.3.8	建て替え後においては電子カルテを導入するとともに、被収容者又は遺族からカルテ開示の要求があれば応じることとし、これらを早期に実現することを要望する。	電子カルテの導入については、上級官庁に要望している段階であるが、保有個人情報の開示に関することについては、関係法令に基づき適切に対応していく。
311	大阪医刑	R3.3.8	受刑者の優遇措置に関する訓令第6条を改め、医師の指導に基づき休養している受刑者については、優遇区分第4類へ指定するとの規定の見直しを行うこととし、患者被収容者の仮釈放率の上昇に向けた取組を要望する。	訓令の改正について、御意見を頂いた旨を上級官庁に報告したい。
312	大阪医刑	R3.3.8	職員の被収容者に対する不適切な言葉遣いや理不尽をなくすために、具体的な事例を踏まえた効果的な研修を実施されたい。	職員は職務の性質上、状況に応じて被収容者に対し、厳しく注意・指導をしなければならない場合もあるが、今後も引き続き、職員研修等の機会を通じて、人権意識の啓発に努め、適切な言葉遣い等について注意喚起する。また、他施設において発生した職員不祥事事例も都度周知を行い、不祥事防止の意識が職員個々に浸透するように努めていることから、今後もこれを継続する。
313	大阪医刑	R3.3.8	受刑者が自由に意見・提案箱で意見を述べられるように、意見・提案書の記入・提出方法についても配慮するよう要望する。	視察委員会への意見・提案書については、新入教育時にもその趣旨及び提出方法について説明していることから、今後もこれを継続するとともに、職員に対しても被収容者への配慮の必要性を再周知する。
314	大阪医刑	R3.3.8	職員間の各種ハラスメント防止に向けて、安心かつ効果的な相談体制を整備するとともに、働きやすい職場環境の実現に向けて、スタッフの定期的なストレスチェックを実施するよう要望する。	幹部職員による年2回の相談助言制度、期首面談及び期末面談を活用して、各種ハラスメントの有無を確認しているところ、令和2年秋頃に相談助言制度の改正を行い、より安心かつ効率的な相談体制を整備し、各種ハラスメントの相談先の周知に努めているほか、ハラスメントのない明るく風通しの良い職場作りを推進するため、平成30年10月以降に医療部長が医療部職員の大半と個別面談を行い、種々の問題解決のために医療部伝言板という情報発信を全職員宛てに開始し、現在も継続している。全ての職員が情報を共有できるようになることで、

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
				風通しの良い風土作りにつながるものとする。また、ハラスメント防止に向けた職員全員参加型の研修を実施し、職員個々のハラスメント防止に係る意識を高めている。 職員にストレスチェックについても毎年定期的実施しており、今後も継続する。
315	大阪医刑	R3. 3. 8	視察委員会の開催回数について、当視察委員会が必要として開催しようとする会議の開催を認め、それに対する予算が不足する場合は、事後的にも予算措置を講じることを要望する。	視察委員会委員の手当については、予算の範囲内で執行することが求められており、追加の予算を得ることは、当所限りでの対応が困難であるため、頂いた御意見については上級官庁に報告したい。
316	神戸刑	R3. 3. 29	高齢受刑者の介護や通院時の人員態勢の問題等、処遇担当の人員不足による問題が恒常化しているため、引き続き職員増員について上級官庁に意見具申されたい。	職員の増員について直ちに実現することは見込めないところ、近隣施設から介護資格を取得した受刑者を受け入れて、高齢受刑者等の介護に当たらせるなど、職員の負担軽減に努めている。また、職員の増員に関する意見については、今後も継続して上級官庁に伝達したい。
317	神戸刑	R3. 3. 29	職員の言動を問題にする受刑者の意見が令和2年度も後を絶たず、特に、診療・常備薬希望時にトラブルとなっている事例に当たることが多い。また、他の刑務所で収容されていた受刑者からは、他の刑務所と異なり、神戸刑務所の処遇担当が受刑者に発言する際の言動について問題がある旨の指摘が多数あったことから、受刑者の職員に対する誤った認識を形成されるおそれもあるため、円滑な処遇を行う上でも、これまでの研修実施にとどまらず、他の刑務所における処遇なども参考にし、職員の教育を行うなど一層の努力・工夫を求める。	診療・常備薬希望時にトラブルとなる場合の多くは、医師の指示に反する身勝手な言い分等を繰り返す、自己の要求を無理に通そうとする場面が少なからずあり、厳しく対応せざるを得ない場合があることを御理解いただきたい。 なお、受刑者に対する特に指示・指導場面における言葉遣い等については、機会あるごとに職員に対する研修を実施しており、今後とも、冷静かつ適切な対応を心掛けるよう研修等を実施し周知徹底を図っていききたい。
318	神戸刑	R3. 3. 29	施設において、引き続き、矯正医療に理解のあるスタッフを活用できるよう検討されたい。	外部機関が主催する医療に関する研修等に医療スタッフを参加させるなどしてスキルの向上に取り組む、充実した医療を提供していききたい。
319	神戸刑	R3. 3. 29	令和2年度も、引き続き、診療を希望しても受診に至らないという意見が多数あったため、医務と処遇の各部門の連携を今一度確認した上で、改めて、受刑者に対する説明を行うなど処遇上の工夫を行うよう希望する。	診察を希望する者については、処遇部門職員が身体の不調等を聴き取り、それを医務課職員に報告して対応しているところ、受刑者の中には、真に体調不良等を申し出るのではなく、自己の希望する投薬を執拗に申し出ることに終始する者、不定愁訴を繰り返す者も少なからずおり、高齢受刑者や基礎疾患を有する受刑者が増える中、真に緊急性のある者への対応を妨げる場合が少なからず発生している。このような事態を避けるため、処遇部門と医務課職員で受刑者の医療情報を共有するなどして、真に診察等が必要な者を見極め、随時適切な対応が執れるよう取り計らっている。今後とも、正確な情報共有を行って適正な医療を行っていききたい。
320	神戸刑	R3. 3. 29	食事に関する意見が一定数継続して確認されるので、令和3年度は、可能な限り、アンケート結果を反映した献立を検討されたい。	令和3年度も食事に関するアンケートを実施した上で、実施可能な範囲で検討し、献立に反映していききたい。
321	神戸刑	R3. 3. 29	配膳時の交談禁止は部分的に解除されていると聞いているが、引き続き、正当な理由による配膳時の交談を認めるよう求める。	「配食用意」の号令後から食事終了後の「空上げ（食器の回収のこと）用意」の号令までの間の交談を禁止しているところ、これは職員が配食作業の立会に専従するために居室内の視察頻度が低下している状況下において、各自に交談を許可することで、けんか事案や口論事案が発生した際の認知を遅らせる可能性があることから、規律及び秩序の維持上の必要な措置として行っており、現時点において配食時の交談禁止の全面的解除は困難であるが、今後も改善すべき点について検討していく。
322	神戸刑	R3. 3. 29	令和2年度は、視察委員会のアンケートを実施するに至っていないが、視察委員会への意見・提案が促進されるように努めるとともに、視察委員会がアンケートを行う際には、引き続き協力されたい。	視察委員会への意見・提案に関しては、受刑者向けの所内誌に視察委員会の開催等について掲載し、周知させている。アンケートについても、視察委員会からの要望があれば、できる限り協力するよう努めたい。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
323	神戸刑	R3. 3. 29	高齢の受刑者が入通院する際に付添職員が発生する際には、職員の勤務状況に相当程度の負荷が生じている。職員の増員を中心とした職員配置や介護福祉士の増員など職員の負担軽減策を検討されたい。	病院移送が多数発生した場合などは、職員の勤務負担が一定程度増加することはやむを得ないと考えているが、それぞれの状況により適正な戒護職員を配置したり、場合によっては、他施設からの職員の応援を要請したりするなどして、職員の負担軽減を図っている。
324	神戸刑	R3. 3. 29	疾病の治療等の対応が困難な受刑者は、積極的に医療刑務所への移送上申を行うなど、職員の負担軽減に努められたい。	当所の医師が診察し、医療専門施設で治療が必要と判断した受刑者については、医療刑務所と移送調整を行い、職員の負担軽減に努めているが、今後も医療上移送について積極的に調整を行っていく。
325	神戸刑	R3. 3. 29	職員の精神疾患を予防するため、有給休暇の計画的取得を更に進め、職員の勤続を理由とした有給休暇の連続取得など休暇を取得しやすい環境を更に整えていただきたい。	職員の心理的な負担の程度を把握するため医療機関でストレスチェックの検査を行い、同検査に基づく面接指導等の機会を付与し、ストレスの軽減に努めている。 また、年次休暇取得の推進に施設全体で取り組んでいるほか、永年勤続者を対象とした長期間の年次休暇の取得や誕生日を理由とする年次休暇の取得などを推奨しており、さらに、職員の生活スタイルに合わせた早出・遅出勤務の取得推進を行って、仕事と生活の両立を図り、ストレス軽減に努めている。
326	神戸刑	R3. 3. 29	昼夜単独処遇については、今後も、医療スタッフや技官との協力・連携を図りつつ、集団処遇につながる工夫について検討を続けるよう希望する。	処遇部門においては、集団運動等を通じて就業意欲の向上、集団処遇への移行を図るグループワーク工場を設置して集団での作業を行わせたり、短時間の屋外作業を集団で行わせたりしているほか、医務課との情報共有を行って、養護的処遇対象者を選定し、被收容者本人の症状等に応じた作業の付加などを行い、できる限り集団処遇になじませていくこととしている。今後も各課・各部門間の連携を強化し、新たな取組の検討を継続していく。
327	神戸刑	R3. 3. 29	居室内の私物棚に書籍等を置くことができない理由、従前、使用可能であったグレーなどの有色のメリヤスが使用禁止となった理由それぞれについては、神戸刑務所から受刑者に対する説明を行うことが適当である。これまで神戸刑務所が、視察委員会に対し、受刑者に対する説明を行わない旨の回答を繰り返していることは極めて遺憾であり、神戸刑務所からの説明を検討するよう勧告する。	現時点では、現在の取扱いとした理由を説明することは予定していないが、同説明をするか否かについては検討したい。 なお、私物棚に書籍を置けない理由については、受刑者向けの所内誌に掲載して受刑者に周知している。
328	神戸刑	R3. 3. 29	単独室に扇風機を設置するなどの措置を講じているが、冷暖房の完備がなされている施設との処遇上の公平の観点からも、今後も、夏季・冬季の室温管理については、扇風機が設置されていない居室への扇風機の設置・ストーブの増設なども引き続き検討されたい。	扇風機等設置のため、全居室に新たなコンセントを設置する場合には膨大な予算を必要とするほか、設置後についても膨大なランニングコスト、維持管理費を要し、予算を確保することが困難であるため、現時点では増設する予定はないものの、必要に応じ、上級官庁への要望を行いたい。
329	神戸刑	R3. 3. 29	既に、外形変更を伴う性同一性障害の受刑者の処遇上の必要性から女子職員を配置する必要がある旨、再三、意見を述べているが、改めて、神戸刑務所から法務省矯正局に対し、当該受刑者を適切に処遇するためにも、女子職員の配置を求めるよう重ねて意見する。	女性職員の配置については、受刑者の処遇に直接携わる部署ではないものの、幹部職員を除き4名の刑務官が在籍している。 性同一性障害の受刑者が入所する際には、事前の情報等を入手した上で、平成23年6月1日付け法務省矯成第3212号矯正局成人矯正課長・矯正医療管理官通知「性同一性障害等を有する被收容者の処遇指針について（通知）」に基づき、内規を発出して適正な処遇に努めていきたい。
330	神戸刑	R3. 3. 29	外形変更を伴う性同一性障害の受刑者の出所・社会復帰に向け、蓄髪をはじめとした必要な措置を講じるよう要望する。	蓄髪を含む調髪を行わないでほしいとの希望があった場合には、当該受刑者の精神状態や過去の生活歴その他の事情を考慮して、当該受刑者にとって、調髪を行わないことが処遇上有益であると認められる場合には検討することとしたい。
331	加古川刑	R3. 3. 29	被收容者からの意見・提案書に基づき視察委員が問題提起した点については、施設側において迅速に調査改善がなされ、被收容者から感謝の意見が届くこともあった。引き続き被收容者の生活等の改善に努められたい。	視察委員からの意見について真摯に受け止め、引き続き適正な処遇を実施する。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
332	加古川刑	R3. 3. 29	就労支援、靴の洗浄等、被収容者からの申出によって許可され得る事項について被収容者が知らないことにより、不利益を受けているケースが見られた。このような不都合が無いよう、情報の周知徹底に努められたい。	就労支援については、体育館内に専用コーナーを設け、更なる周知を図っている。被収容者の認知の程度による処遇の格差が生じないように、掲示、告知等を有効に利用し、周知する。
333	加古川刑	R3. 3. 29	前年度に比し、医療に関する被収容者からの意見は減少したが、いまだ適切な薬が処方されない、診察の回数が少ない等の意見が見られる。引き続き、被収容者の医療の改善に努められたい。	被収容者が希望する医療（投薬、診察）が必ずしも適切な医療であるとは限らないため、そのずれが被収容者の不満につながっているものと思われる。引き続き、法令に基づき適切な保健衛生及び医療に努めるとともに、相互理解の推進を図りたい。
334	播磨セ	R3. 3. 5	民間の人材・知識・アイデアを一層活用し、受刑者の社会復帰に資する試みに今後も挑戦し続けていきたい。	当センターは、官民協働の施設であり、民間の豊富なノウハウを活用して各種のプログラムを実施しているところであり、今後も、官民が協働して、受刑者の社会復帰に資する取組を充実、推進していくこととする。 また、研究授業や各種協議会等を通じて、他施設や外部機関への情報発信を継続していく。
335	播磨セ	R3. 3. 5	受刑者の高齢化を踏まえ、受刑者による受刑者の介護活動に今後も積極的に取り組んでいきたい。	介護福祉科の職業訓練修了者には、近隣の刑事施設において実際の介護業務を経験させる取組を行っているところ、今後も、就労に結び付くように継続して取り組んでいくこととする。
336	和歌山刑	R3. 3. 31	新型コロナウイルス感染拡大禍のため、運動に制限が設けられたり、受刑者が楽しみにしている行事が中止となるなど、これまでと異なる生活様式に戸惑う声も聞かれる。受刑者にも最大限配慮しながら、今後も必要な感染防止対策に努められたい。	運動時における用具の使用や行事の開催などについては、新型コロナウイルスの感染拡大状況を踏まえて従来の内容を変更せざるを得ないものもあるが、工夫しながら実施できることに取り組んでいくとともに、今後も適切な感染防止対策に努めていきたい。
337	和歌山刑	R3. 3. 31	食事等に関して、甘いものが欲しいという意見が特に多く、また、おかずのボリュームを増やしてほしい、パン食を増やしてほしい、集会や祝日菓子の菓子も少ないといった意見が恒常的に見受けられ、レトルト食品が増えたことを指摘する意見・提案書も多かった。食事については、今後とも工夫・配慮されることを要望する。 なお、令和2年度については、これまでの収容人数の推移からすれば明らかに少ない予算しか配賦されておらず、年間を通じて恒常的に一定水準の食事を提供するべく、適切に予算措置を講ずるよう上級官庁に伝えられたい。	受刑者対象の食事に関するアンケートを実施することにより希望を調査し、これらの希望を考慮しつつ、予算、栄養価、調理技術等を総合的に検討した上で、献立部会で献立等を策定しているところ、引き続き適当な献立等を策定していきたい。また、集会等の菓子については、食べ残しの多い菓子を除外したり、高齢者でも食べやすいものを選定したりするなどしているところ、今後も選定に当たって配慮したい。 なお、予算に関しては引き続き上級官庁に相談しながら取り組んでいきたい。
338	和歌山刑	R3. 3. 31	入浴時間については、脱着衣時間を含めて20分と制限されており、その僅かな時間さえ十分に確保されない場合もあるようである。この20分の入浴時間についてはきちんと確保するとともに、可能であれば入浴時間の延長を要望する。	入浴時間としては内規に定められた20分を確保しており、湯船につかる時間が最大となるよう配慮している。また、受刑者に対して必要以上に注意喚起を行ったり、時間内にもかかわらず急かしたりするような指導にならないよう、引き続き職員に対する指導を行いたい。
339	和歌山刑	R3. 3. 31	自由時間に読書をする受刑者も多い中、備付書籍を借り入れるために割り当てられている時間は一人当たり5分にとどまっております、もう少し時間を延長してほしいという希望が複数寄せられていることから、対応について検討されたい。	備付書籍の貸与については、書籍を選ぶ時間を一人当たり10分に延長し、更に新型コロナウイルス感染症対策も兼ね、各工場を前後半に分けることで時差を設け、密集状態を回避している。運用面での工夫による改善に引き続き努めたい。
340	和歌山刑	R3. 3. 31	数は多くはないが、意見・提案書の中には、職員の受刑者に対する言動について苦情を申し出るものがあつた。受刑者も人格を持った個人として尊重され、更生に向けた途上にあることから、今後とも、受刑者の更生を支援することを念頭におき、受刑者と接することを要望する。	受刑者の人権に配慮し、改善更生の意欲を喚起する指導ができるよう、引き続き、職員研修に取り組んでいきたい。
341	和歌山刑	R3. 3. 31	職員から、労働環境等に関する様々な悩みが聞かれたが、そうした悩みについて匿名で相談できる専用の窓口がなく、なかなかそうした悩みを打ち明けることができないといった声もあつた。職員が心身ともに健康で、ゆとりのある精神状態を保てること、良い処遇につながるものとする。個々の職員	メンタルヘルス相談やハラスメント相談のほか、匿名でも相談できる各種相談窓口は既に設置されていることから、改めて職員に周知したい。 また、視察委員会と職員との懇談会の再開についても、新型コロナウイルス感染拡大の収束状況を見ながら検討したい。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
			が悩みを打ち明け、そのストレスを解消でき、またそれを職場の労働環境の改善に繋げていけるようなシステムの構築を望むとともに、新型コロナウイルス感染拡大の収束後、職員との懇談会を再開されたい。	
342	和歌山刑	R3. 3. 31	高収容率とは言え、収容人員が定員の500名を下回っているのは、受刑者の収容環境を改善し、また、職員の負担を考えると望ましいことであり、今後も維持されることを要望する。	収容人員の調整については、当所限りでは対応が困難であるが、今後も収容環境の改善に努めたい。
343	姫路少刑	R3. 3. 29	当視察委員会が視察した限りでは、特段、緊急に改善を要すると思われる点は認められなかったが、今後も、適切な施設運営に努められたい。	引き続き、適切な施設運営に努める。
344	京都拘	R2. 7. 13	新型コロナウイルス感染症対策の徹底を要望する。	マスク及びフェイスシールドの着用、ニトリル手袋の使用及び手洗い・うがいで的手指消毒等を徹底しての感染防止対策に加え、伏見区消防局職員による防護服の着用訓練及び陸上自衛隊福知山駐屯地職員による官用車内の感染防止対策に係る訓練を実施した。今後も引き続き同感染防止対策を充実強化していく。
345	大阪拘	R3. 3. 24	新居室棟・旧居室棟において衣類洗濯の取扱いに差異があることから、新居室棟・旧居室棟における処遇に関し、差異がないよう配慮されたい。	当所における衣類洗濯の実情として、旧居室棟に収容している者は、旧居室棟の各階に備え付けている洗濯機で洗濯した後、旧居室棟の空き通路等に干して乾燥させている。新居室棟に収容している者は、各階に備え付けている洗濯機で洗濯し、その後、洗濯工場の乾燥機で乾燥しているところ、乾燥機の容量等から厚手衣類の洗濯は月に1回しかできない。そのため、新居室棟に収容している者に対しては、月1回の洗濯機会以外に厚手衣類の洗濯を希望する者について、事業者へのクリーニング実施依頼を申し出ることができる取扱いとしており、施設の管理運営上差異が生じている。 本年度の前半には、旧居室棟の者は新居室棟へ移動させることとしており、差異は解消される見込みである。
346	大阪拘	R3. 3. 24	新居室棟と旧居室棟の照度を比較すると、旧居室棟の方が暗いようであるので改善されたい。	全ての居室棟の照度は、作業環境測定基準以上であるところ、令和3年度の前半には、旧居室棟の被収容者は新居室棟へ移動させることとしており、居室棟の照度の違いについては解消する見込みである。
347	大阪拘	R3. 3. 24	被収容者から、大阪拘置所で取り扱う自弁物品について、価格が高い、品質も悪い等の意見があることから、上級官庁に意見具申して改善されたい。	当所における自弁購入物品は、全国的な公募により適正に選定された事業者が提供しており、価格及び取扱品目については全国で統一されているため当所限りで対応することはできないが、頂いた御意見については上級官庁に報告する。 なお、不良が認められる場合には指定事業者に入れ、交換に応じているところである。
348	大阪拘	R3. 3. 24	高齢者や身体に障害がある被収容者に対する入浴時間については、その特性に応じた柔軟な処遇を配慮されたい。	高齢者や身体に障害がある被収容者に対する入浴時間については、当該被収容者の個別の事情に配慮し、時間を延長する場合もある。
349	大阪拘	R3. 3. 24	被収容者に対し、一律に実施されているサンダル裏の検査については、状況に応じ、柔軟に対応されたい。	不正物品の持込み・持ち出しや、自傷・他害に用いられるおそれのある危険物品の隠匿を防ぐことを目的として、サンダルの裏を含めて着衣及び身体の検査を実施している。被収容者の入出室事由によってサンダルの裏の検査要否については定めることは困難であるため、同検査については一律に実施する必要がある。
350	大阪拘	R3. 3. 24	職員の被収容者への言葉遣いや態度など、問題がある場合は、個別に注意しているとのことであるが、更に一層配慮願いたい。	職員の被収容者に対する言葉遣いや態度などについては、問題ある対応等について認知し次第、速やかに個別に指導し是正しているところ、今後も継続して指導を行う。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
351	大阪拘	R3. 3. 24	担当職員に対して、「先生」という呼称で声を掛ける被収容者もいるようであるが、被収容者と職員の間で上下関係があるかのような呼称は用いられないよう対応されたい。	当所においては、職員に対する呼称について被収容者に指示はしていない。
352	大阪拘	R3. 3. 24	未決拘禁者からの苦情の申出や不服申立てに関する面接については、「職権による面接」により柔軟にかつ、必要性に応じて対応されたい。	被収容者からの不服申立てに対しては、法令に基づき適正に対処しており、今後も同対応を継続する。 なお、被収容者の動静等を勘案し、必要であれば職権による面接を実施し、被収容者の心情の把握や安定に努めている。
353	大阪拘	R3. 3. 24	死刑確定者の外部交通については、法令などに定めているとおり、死刑確定者が希望し、弊害を生ずるおそれのない限り、親族や弁護士以外の者との外部交通も柔軟に対応するべきである。	死刑確定者の外部交通について、親族・弁護士以外の者を一律に認めないといった取扱いはしておらず、関係法令に基づき適切に実施しており、個別に実情や必要性を判断して対応している。
354	大阪拘	R3. 3. 24	手紙や電報の取扱いについては、事前に被収容者が十分に理解できるよう周知し、個別の判断に当たってはできるだけ柔軟に対応されたい。	被収容者に関する電報の取扱いについては、被収容者の収容開始時、同取扱いなどを記載した冊子を被収容者に貸与することなどで周知している。また、信書の発受については、法令に基づき適正に対応している。
355	大阪拘	R3. 3. 24	医療関係において他の刑事施設では医療的措置として許されていた措置が、大阪拘置所においては認められなかったという事例が報告されていることから、医療的な措置に関しては他の刑事施設での措置も考慮に入れつつ、医師の意見を重視して施設運営に取り組んでいただきたい。	当所では、他施設での医療的措置の実態を踏まえつつ、同所医師の判断に基づき、必要な措置を講じている。 なお、法的地位の違いにより、他施設と同様の措置が認められなかった事実はなく、被収容者の申出に係る医療的措置は講じている。
356	大阪拘	R3. 3. 24	大阪拘置所内で新型コロナウイルス感染症クラスター発生を防止するため、被収容者の収容開始時から10日間は単独室で収容し、健康状態を確認する対応をするべきである。	新型コロナウイルス感染症対策として、感染リスクが高い被収容者に対しては、入所時に抗原検査を実施し、陰性が確認できたとしても約2週間の健康観察の期間を設けて単独室での処遇を実施している。
357	大阪拘	R3. 3. 24	新型コロナウイルス感染症対策のため、被収容者に対し、予算上の問題もあるが、マスクの定期的な配布の強化も検討いただきたい。	令和2年度当初は、市中の在庫上の都合等により、居室棟での配食作業に従事しているなどの一部の被収容者に対してのみ、紙製マスクを支給していたが、同年6月10日から原則として全被収容者に対し2枚の布製マスクを、同年11月11日以降は、原則として全被収容者に対し2枚のポリエステル製マスクを配布している。今後も市中の対応や感染状況などを見ながら可能な限り対応をしていく。
358	大阪拘	R3. 3. 24	大阪拘置所は死刑確定者を収容しており、その適正な運営に資するためには、真面目な関心を有する視察委員会から有益な意見を聴く必要があるため、刑場の視察を要望する。	刑場は厳正なる刑の執行の場所であり、施設の運営状況を把握することを目的とする視察にはなじまない場所であることから、視察の対象外としている。
359	大阪拘	R3. 3. 24	大阪拘置所の施設規模においては、大阪拘置所視察委員会委員定員が6名では少ないことから増員していただきたい。特に刑事政策などに関する大学の研究者などの有識者が必要である。刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律では、刑事施設の視察委員は10名以内と定められているところ、参考として大阪刑務所視察委員会委員定員は9名である。	視察委員定員の増員については、当所限りにおいて判断できないため、頂いた御意見については上級官庁に報告する。
360	神戸拘	R3. 3. 29	常勤医が不在の状況が続いているが、今後とも、医療体制の整備・維持について努力されるよう求める。	令和2年度は、常勤医師が令和元年8月末に退職して以降、不在となっていたところ、令和3年度は、これまでの非常勤医師5名及び招へい医1名の体制に加え、令和3年7月16日に常勤医師を採用し、更なる医療体制の充実を図っている。
361	神戸拘	R3. 3. 29	少数者の人権に配慮し、被収容者の人権にとって精神的に負担のないテレビ番組の編成に留意されるよう要望する。	年1回、全被収容者を対象としてアンケートを実施し、特定の年齢やし好などに偏った番組編成とならないよう留意している。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
362	神戸拘	R3. 3. 29	令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大禍のため他施設の見学は実施できなかったが、視察委員会の見識を深める重要な機会であるので、可能な限り実施されるよう要望する。	第1回視察委員会における「令和3年度視察委員会活動計画」策定時に、視察委員の御意見を踏まえて検討したい。
363	神戸拘	R3. 3. 29	被収容者の人権に配慮した適切な処遇を実施されたい。	各種研修を実施して職員の人権意識の向上に努めており、今後も人権に配慮した適切な処遇を継続していく。
364	神戸拘	R3. 3. 29	被収容者から苦情や要望などがあった場合には、当視察委員会への情報提供とともに迅速・適切な対応を継続していただきたい。所内で発生した事件・事故について速やかな報告をお願いする。	今後も情報提供に努め、視察委員会から頂いた御指摘、御意見には真摯に対応していく。
365	神戸拘	R3. 3. 29	今後も、被収容者の意見をくみ取る努力を継続していただきたい。	今後も引き続き、被収容者の意見をくみ取る方策について、施設としても協力していく。
366	鳥取刑	R3. 3. 31	被収容者に対する職員の言動について問題点があると懸念するが、指導・指示に従わない受刑者への対応は、職員の大きな負担であることは推察されるところ、適正かつ冷静な対応をとる必要があり、職員への研修、サポート体制の構築等について、現状の分析と今後の対応について検討をしていただきたい。	各種研修・指導により、人権意識の高揚及び適正指導についての職員の意識高揚を図っているところ、引き続き人権研修を含めた研修を継続して実施し、当所における「職員トータルサポート制度」を活用し、より適切な処遇を行うよう努める。
367	鳥取刑	R3. 3. 31	受刑者が自弁物品の購入のため報奨金の支給を受けたい旨の申出があった場合には、合理的な範囲で報奨金を支給することを検討していただきたい。	自弁物品購入のため作業報奨金使用の出願があった場合は、被収容者本人の改善更生、社会復帰に資するものか否かを個別に判断し、許否を決定しており、今後も適正な作業報奨金の執行に努める。
368	鳥取刑	R3. 3. 31	閉居罰中の運動は、心身の健康保持の観点からは運動の機会は1回よりも2回の方が望ましいと思われることから、閉居罰の目的を妨げない範囲で、閉居罰中における運動の機会を増加するとの運用ができないか検討していただきたい。	運動について、閉居罰執行中にある被収容者の健康の保持に支障を生じない限度において制限するものであると解釈されるところ、その機会を増やした場合に考え得る、当所被収容者や他の刑事施設に及ぼす影響、そもそも職員配置上それが可能であるかなどを十分に検討する必要があり、直ちにその運用を可能とすることができないのが実情である。
369	松江刑	R2. 7. 22	今後も継続して、新型コロナウイルスなどへの感染予防対策を徹底し、クラスター等が発生しないよう要望する。	「新型コロナウイルス感染症防止マニュアル」の内規を発出し、施設全体で発生防止の取組に努めている。
370	松江刑	R2. 7. 22	熱中症など、被収容者の健康面に影響を与える事象については、早めに対策を講じて、その予防に努められたい。	熱中症対策については、「熱中症患者発生時の対応マニュアル」等の内規を発出し、特に気温が上昇する日の屋外運動の実施等においては、口頭指示も含めて対応している。
371	松江刑	R2. 7. 22	米子拘置支所は、構内の道場を指定避難場所として米子市と合意し調印したが、松江刑務所は、現在の道場が昭和41年に建てられたものであり、現在の耐震基準を満たしていないため避難場所としては不適となったが、災害の種類によっては貢献できるものがあるので検討されたい。	地元の自治体や近隣の学校等から職員派遣依頼や機材の借用等の依頼があった場合、施設として貢献できるよう努めていく。
372	松江刑	R2. 9. 16	刑務官という仕事はストレスをため込みやすい職場であることを考慮し、各種ハラスメントの防止も含め、職員のメンタルヘルスについて今後も継続的に実施されたい。	令和2年度においてもメンタルヘルス相談員の招へいや職員全員参加型研修を計画するとともに、ストレスチェックや職員面接などを実施することにより、職員の心情把握に努め、休暇の取得を促進するなど、職員のストレス軽減を図っていく。
373	松江刑	R3. 1. 27	新型コロナウイルス感染症対策としては、施設内にウイルスを持ち込まないこと及び早期発見が重要であり、徹底して対処する必要がある。現在、ワクチン接種も取り沙汰されているが、施設全体で対応できるよう周知徹底されたい。	上級官庁からの指示を受け、随時、内規を更新し施設全体で対応している。
374	松江刑	R3. 1. 27	松江刑務所現地改築工事については、令和2年度特段の進行が認められなかったが、当初の計画よりはかなり工事期間もかかっていると思われる。仮設の状態では保安面や災害対策において不安を残すため、早期の着工を要望する。	改築工事については、予算上の問題等もあり当所限りでは対応できない事項であるため、頂いた御意見については上級官庁に伝達したい。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
375	島根セ	R3. 3. 18	職員の資質向上や人権意識の高揚を図る研修については、外部講師の招へいや外部講座の受講など研修を充実させるために必要な予算要求等の措置を令和3年度も執られたい。	令和3年度においても、職員の資質向上や人権意識の高揚を図る研修を充実することとしたい。
376	島根セ	R3. 3. 18	不適切な言動等が認められた職員に対しては、適切な指導等を行うとともに、職員がそのような言動等に至った経緯・背景（仕事のストレス、職員の待遇等）についても調査し、職員自身のケアなど、必要な措置を執られたい。また、予防的な面から、特に夜勤担当の職員についても同様の措置を求める。	令和3年度においても、職員の不適切な言動が疑われる事案については、事実関係を詳細に調査し、原因・経緯等を明らかにした上で、職員に対し、必要な指導等を実施していきたい。また、夜勤担当職員からも職場環境に関する意見を聴取し、必要な措置を執っていきたい。
377	島根セ	R3. 3. 18	職場環境の充実を目指し、相談体制や部署間での格差改善等に取り組んでいただきたい。	職場環境の充実については、各種相談制度やストレスチェックを活用し、部署間での格差改善等に取り組んでいきたい。
378	島根セ	R3. 3. 18	スポーツ番組の視聴については、今年、国民的関心事でもある東京オリンピック・パラリンピックが予定されており、何らかの形で視聴できるように配慮頂きたい。	東京オリンピック・パラリンピック開催の際は、特例として録画と放送のタイムラグを極力短くするよう努めるなど、訓練生も大会を楽しめる工夫を行いたい。
379	島根セ	R3. 3. 18	新型コロナウイルス感染拡大の影響のある中ではあるが、余暇活動に訓練生参加型の文化的活動もできるよう導入の検討を継続していただきたい。	令和2年度中にも、「神楽クラブ」の名称で石見神楽の社中のメンバーと訓練生との交流イベントを実施したが、今後も、工夫をしながら文化的な行事を検討していきたい。
380	島根セ	R3. 3. 18	食事時のBGMについては、好評であれば今後継続していただきたい。	夕食中のBGM放送については、支障なく定着してきたと考えているので、今後も継続していく。
381	島根セ	R3. 3. 18	カットフルーツの提供については、好評であれば今後継続していただきたい。	好評であれば、今後も継続していく。
382	島根セ	R3. 3. 18	新型コロナウイルス感染症の予防・感染拡大防止について万全な対策を執りつつ、これについて生じる職員の方の負担軽減の措置を併せて執られたい。	新型コロナウイルス感染症のガイドラインに即した対応を執って感染防止を図るとともに、職場環境等については、職員からの提案及び意見を聴取する機会を設けているところ、負担軽減と感染防止が両立できる措置については実施を検討してきたい。
383	島根セ	R3. 3. 18	新型コロナウイルス感染症の予防・感染拡大防止について万全な対策を執りつつ、受刑者に生じる行動制限がなるべく少なくなるよう調整をされたい。	今後も、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況やワクチン接種状況などを勘案した上で、各種対応措置の変更を検討していきたい。
384	岡山刑	R3. 3. 4	新型コロナウイルス感染症対策について、手洗い・うがい、手指等の消毒、マスクの着用、隔離部屋の準備等、丁寧な対策が取られているものと評価する。今後とも決して緩めることなく、更に一層対策の徹底を図るよう強く要望する。	手洗いやうがいの実施、手指等の消毒、マスクの着用等の対策に加え、頻繁に被収容者が共用する箇所である水道の蛇口について、職員による消毒回数を増やすこととしたほか、職員と同居していない者との食事や午後8時以降の外出を職員に対して自粛させるなど、感染防止のための新たな対策を行うなど、感染拡大防止措置を講じている。
385	岡山刑	R3. 3. 4	夏季の熱中症対策について、冷房完備の建物とそうでない建物との間での被収容者の不公平感もさることながら、何よりも近年の夏季における異常なまでの気温上昇は生命にすら危険を及ぼす問題でもあるだけに、上級官庁と協議の上、早急な冷房設備の設置を強く要望する。	令和2年度は、熱中症対策として、疾病を有する被収容者を収容する居室棟や生活していく上で他の者の助けが必要な受刑者等が就業している工場に、体調管理を適切に行う観点からエアコンを設置した。今後、新たに4箇工場の食堂へのエアコンの設置を予定している。
386	岡山刑	R3. 3. 4	岡山刑務所の特徴として、高齢化の著しい進捗が挙げられる。今後もさらに高齢化は深刻化すると見込まれるだけに、刑務作業、日常生活の全般にわたって、高齢被収容者の服役の在り方について、上級官庁とも十分に協議することを要望する。また、高齢被収容者に限るものではないが、医療体制の整備・充実は、人権上必要不可欠なものなので、継続的な取組を要望する。	当所では被収容者の高齢化が進んでいる現状を踏まえ、令和2年11月から、生活していく上で他の者の助けが必要な受刑者等が就業する養護工場を稼働させた上で、当該受刑者に対しては、介護福祉士等の専門家による記憶力や判断力などに係る機能及び身体の機能が低下することを防止するための取組を行っているほか、同工場の全就業者に対し、読書、軽度の運動及び居室内の整理整頓等により、記憶力や判断力などに係る機能及び身体の機能が低下することの防止を図っており、被収容者の疾病や障害等に応じて一定の配慮をしながら身体機能を維持させることを推進し、可能な限り、一般工場に就業する受刑者と同等の処遇を実施するよう

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
				に取り組んでいる。 また、被収容者に対しては、適時適切に医療措置を講じているところであるが、今後も継続的に取り組んでいく。
387	岡山刑	R3. 3. 4	令和2年度においては、処遇ないしその変更に対する苦情が目立っていた。その処遇を厳しくする方向で変更するに当たっては、十分な根拠を踏まえ、かつその根拠を明快に被収容者にも説明できるようにした上で行うのでなければ、反発を生じさせるだけになりかねないため、丁寧に取り組むよう強く要望する。	当所における被収容者処遇については、刑事施設の規律及び秩序を維持するため、被収容者の反則行為を抑止する必要があるところ、関係法令に基づいて適正に実施しており、被収容者の処遇を変更する場合も変更する理由を事前に周知した上で実施しているが、頂いた御指摘を受け、より丁寧な説明に努めたい。
388	岡山刑	R3. 3. 4	物品購入に関し、令和2年度も価格、品質、そして品揃えについて意見や苦情が多数寄せられている。上級官庁にも報告した上で、十分に協議し、柔軟な配慮をされたい。	自弁物品購入の指定事業者として全国的に運営できる事業者が公募で定められており、具体的な商品の種類や価格も基本的に全国統一とされていることから、当所限りでの対応は困難であるが、頂いた御意見については上級官庁に報告する。
389	岡山刑	R3. 3. 4	物品購入について、書籍のタイトルだけを頼りに注文したところ、内容的に問題ありとして、被収容者に交付されず、かつ注文した書籍が廃棄されるという苦情も散見されたが、書籍の内容を事前に把握できるようにするか、あるいは返品に応じるなど、何らかの対策ができないものか、検討を要望する。	閲覧禁止措置となった書籍については、一律に禁止となるものではないものの、禁止となる可能性がある書籍として、書籍名及び出版社名等をリスト化し、掲示等の方法で実施することを検討させていただく。
390	岡山刑	R3. 3. 4	職業訓練について、設けられている様々な制約に対する苦情も散見されたところ、被収容者の社会復帰への意欲を保つため、また、広く自己実現を図ってもらうためにも、より柔軟な対応をなされるよう、上級官庁とも協議されることを要望する。	職業訓練を受ける者を選定する際は、平成18年矯成訓第3327号「受刑者等の作業に関する訓令」第11条に規定されている選定基準に基づき、その範囲内で総合的に検討して選定しているところ、より柔軟な選定ができる運用となるよう上級官庁に報告させていただく。
391	広島刑	R2. 7. 11	月曜日のテレビ視聴を認めることを検討されたい。	令和2年8月31日から、月曜日にもテレビを視聴させることとした。
392	広島刑	R2. 7. 17	令和2年3月から4月にかけて、食器の汚れがひどいとの意見があった。洗浄が不十分と思われるため、改善されたい。	被収容者が使用する食器の洗浄については、使用の都度、炊事工場において熱湯につけて汚れを落とした後、食器洗浄機で洗浄して食器乾燥機で乾燥させるとともに目視による確認を行うほか、必要に応じて再洗浄あるいは交換するなど衛生面には注意を払っているところ、今後も引き続き、衛生管理については徹底する。
393	広島刑	R2. 11. 19	箸について、先端が潰れてひびが入っている物が多く、不衛生なので、木製ではなくプラスチック製に変えてほしいとの意見がある。検討されたい。	現状では、プラスチック製の箸にした場合、木製の箸と比べて素材が硬く、凶器等に用いられるおそれが高くなるため、木製の箸を使用している。 なお、使用後は洗浄しているほか、定期的に交換しているため、不衛生な状態はないと考えるが、交換の頻度を見直すなどの対策を行う。 また、プラスチック製の箸の導入可否については検討中である。
394	山口刑	R3. 3. 31	山口刑務所に勤務する職員間のトラブルを新聞記事で知った。 綱紀の厳正な維持、職員の一体感の醸成などを目的とした職員の教育・指導については今後も十分配慮するとともに、不祥事が発生した場合は速やかに視察委員会へも報告されたい。	御指摘頂いた事案は、いずれも公表案件ではないものの、情報公開請求を通じて報道されたものである。ハラスメントの防止等については、定期的に研修等を実施するとともに、機会あるごとに注意喚起するなどして、同種不祥事案の防止を図っているところ、令和3年度においても、引き続き職員不祥事防止対策を推進することとしたい。また、頂いた御意見を踏まえ、令和3年度においては、これまで以上に視察委員会への積極的な情報提供に努めたい。
395	山口刑	R3. 3. 31	平成31年度から、夏季に支給されていたアイスクリームが棒ジュースに変更されたが、食事やし好品は厳しい施設生活に一時の潤いを与え心身の健全にも資すると思料されることから、アイスクリームの支給について再度検討されたい。	氷菓の支給については、より多くの氷菓支給機会を設けることに重点を置き、いわゆる「棒ジュース」を凍らせたものを支給することとし、令和2年度においては、7月1日から9月11日までの間において19回にわたり氷菓を支給したところ、令和3年度においては、頂いた御意見を踏まえ、アイスクリームの支給を含めた氷菓の支給を検討したい。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
396	山口刑	R3. 3. 31	他の刑事施設から職業訓練のため山口刑務所に移送されてきた初犯の受刑者が累犯受刑者と共同室で収容されていることは、施設入所に際して実施されている処遇指標の分類も無意味なものとなりかねず、早急に改善をすべきと思料する。	当所は、全国の刑事施設から職業訓練適格者として選定された受刑者を受け入れており、B指標受刑者も含まれている。収容居室に関しては、単独室に限りがあるため、やむを得ずA指標とB指標の受刑者を同じ共同室に収容せざるを得ない状況が生じることもあるものの、収容に当たっては問題が生じないよう職員による綿密な動静視察に努めている。今後の居室指定に当たっては、頂いた御意見を踏まえ、できる限り処遇指標を考慮した居室指定に努めたい。
397	岩国刑	R3. 3. 11	令和3年度以降も、医療スタッフを充実し、外部医療機関とも連携の上、迅速・適正な診療を実施していただくことを求める。	被収容者に対して計画的かつ臨機応変な診療を行うことにより、被収容者の健康維持管理を行っているところ、令和3年度については、常勤看護師1名の増員が予定されており、近隣の医療機関との連携、早期の医療専門施設への移送等を行い、適正な医療体制の維持に努め、可能な限りの対策を講じていく。
398	岩国刑	R3. 3. 11	刑事収容施設における新型コロナウイルス感染症の集団感染が複数確認されているところ、幸い現時点において岩国刑務所における感染はないが、他施設で集団感染が発生している事実を重く受け止め、既に集団感染が発生してしまった他施設における対応等も参考にしながら、より一層の感染対策を要望する。	新型コロナウイルス感染症について、刑事施設における対応のノウハウは少しずつ蓄積されつつあり、上級官庁からも他施設での感染状況等を踏まえた具体的な対応要領等が順次示されている。当所においても、現在、感染予防対策として、被収容者については、留置施設等からの入所者を対象として2週間の昼夜居室処遇にした上で綿密な健康観察を行い、職員については、職員本人や同居家族等に体調不良が認められた際の出勤を見合わせるなど、水際対策を徹底している。
399	岩国刑	R3. 3. 11	新型コロナウイルス感染予防を理由に、被収容者の外部交通権等の権利が不当、過剰に制限されることのないよう、感染予防、感染拡大防止には最大限留意しつつ、被収容者の権利・人権への配慮も怠らないよう要望する。	新型コロナウイルス感染予防対策として、被収容者の外部交通を制限している状況はなく、今後の感染状況等に応じ、更なる対策を講じざるを得ない場合においても、被収容者に対する不当な権利侵害がないよう最大限配慮する。
400	岩国刑	R3. 3. 11	炊事工場で作業する受刑者の一定数が、同工場で班長や副班長として就業する受刑者に対して不満を有している様子が見受けられ、炊事工場内でのトラブル等の発生が危惧されるため、班長及び副班長の他の受刑者に対する態度、言葉遣い、指示・説明等の適切さ等を十分に注視し、トラブル等の発生を未然に防止するよう要望する。 また、炊事工場においては、他の工場と比べて作業内容等に不満を述べる意見が多いことから、こうした現状を直視し、可能な限りにおいて、不公平感を解消する是正策を検討されたい。	炊事工場のみならず、いずれの工場においても受刑者間のトラブルを未然防止する観点から、動静視察及び心情把握を徹底するとともに、状況に応じた効果的な指導を行っている。 炊事工場と他の工場の不公平感の解消については、法令の範囲において、引き続き必要な配慮をするとともに、炊事工場に工場指定する際は、炊事という困難かつ重要な作業に従事することが社会復帰する上でいかに有益であるかなど、指導等を通じて動機付けを図ることとする。
401	岩国刑	R3. 3. 11	高齢や障害を有していると、運動能力や判断力が低下するなどにより、自分一人の力で日常生活を送ることが困難になり、転倒等の事故のリスクが高まり、医療、介護的ケアの必要性も高まるため、高齢者及び障害を有する受刑者に対しては、処遇上の配慮、バリアフリー化などの建物・設備面での配慮及び医療・保健衛生上の配慮を要望する。	令和3年3月1日時点において、65歳以上の者は、被収容者全体の32.7パーセントとなっており、老衰、認知症等により、身体機能や認知機能が低下して介護が必要な者も少なくなく、今後も更なる増加が予想されるところ、高齢化対策として、医療面においては、カロリー制限や軟食、軟菜などの食事内容の変更、全日就業が困難な者に対しては、動作時限を変更の上、半日就業させるなど、それぞれの身体上の事情等を考慮した上で措置を講じている。 また、障害を有する者については、障害ごとに特性は異なるものの、近隣の医療機関との連携により、適切な医療につなげているところ、地域連携事業において、作業療法士や介護福祉士によるリハビリや入浴・食事の介助など、被収容者の生活や動作等に対する支援も行っており、設備面については、階段手すりの増設、便所の洋式化、エレベーターの新設、全居室棟への大型エアコンの設置等の設備的な措置を講じており、今後も引き続き、通路のバリアフリー化や手すりの設置等、高齢者や障害者の処遇に資するため、建物・設備を充実させていくことを検討している。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
402	岩国刑	R3. 3. 11	高齢者や障害者は、社会復帰後の就職が容易ではない実情があることを踏まえ、福祉等との多機関連携によって各人に応じた社会復帰支援についても積極的に実施することを要望する。	高齢者や障害者に対しては、入所後の早い時期から面接等を通じて社会復帰後の福祉支援等の必要性及び希望の有無を把握し、必要に応じて帰住先の調整や地域での福祉的援助を受けるように助言し、対応機関を紹介するとともに、特に帰住地のない者には、保護観察所等と連携して特別調整対象者として選定した上で、福祉機関等の関係機関とも連携しながら社会内支援につなげるなど、社会復帰支援を行っている。
403	岩国刑	R3. 3. 11	性自認が戸籍上の性と異なる者に対する処遇については、過去に高齢受刑者を優遇していると批判的な意見が出されたことがあるので、不当な優遇措置ではないことを他の受刑者に周知するとともに、他の受刑者から差別的な言動がなされないように注視していただくことを要望する。	性同一性障害等の被収容者の処遇に当たっては、個々の被収容者の状況を踏まえ、他の受刑者に不公平感や差別的な感情を抱かせることないように、今後とも適切に対応する。
404	美祢セ	R3. 3. 30	新型コロナウイルス感染拡大防止への対策を実施しつつ、センター生同士の交談を従前の形で実施できるよう検討されたい。	センター生全員が自由に交談できることとしていた水曜日のみ感染対策として交談中止としたが、他の曜日は班単位で交談を認めており、訓練室においても運動時間や休憩時間に交談を認めているところ、今後もコミュニケーションの機会を確保するよう努める。
405	美祢セ	R3. 3. 30	1回の入浴人数を減らして密を避けるため、脱衣からシャワーを浴びて体を拭くまで5分しかないとの意見が散見されたが、ここまで入浴時間を短縮するのは保健衛生の水準に照らし適切か疑義があるので、従前入浴時間を確保するよう検討されたい。	5分というのは夏季に行うシャワー浴のことと思料するが、シャワー浴は従前から5分以内としており、時間短縮はしておらず、通常の入浴についても、1回の人員を減らして全体の回数を増やすため、入浴時間を30分から20分に短縮したものの、短すぎることはないと思う。入浴時間については、今後の感染拡大状況等に応じて時間変更を検討したい。
406	美祢セ	R3. 3. 30	行事について、できる限り中止とせず、密を避けつつ実施するよう検討されたい。	令和2年度中に中止した行事は、男子ソフトバレーボール大会のみであり、他の行事については、規模の縮小、内容の変更などを行った上で実施した。令和3年度も、引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえつつ、実施可能な行事を検討して実施する。
407	美祢セ	R3. 3. 30	センター生に対する新型コロナウイルス感染症対策を実際に視察したいので、所内視察が行えるよう検討されたい。	今後の新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、感染予防を徹底するなどして可能な限り視察を実施する。
408	美祢セ	R3. 3. 30	新型コロナウイルス感染症対策の観点から、電話による通信の対応を柔軟に認めるよう検討されたい。	電話による通信は、これまで制限区分が第1種の者又は第2種で優遇区分が第2類以上に指定された者について認めていたが、令和2年11月20日付けで所長指示を改正して優遇区分の制限を解除した。
409	美祢セ	R3. 3. 30	センター生が診察の必要性を感じた時に気後れすることなく、医師に受診できるような雰囲気作りを心掛けるよう要望する。	診療所の看護師が週に2回センター生の申出を聞き取り、医師に報告している。現在新型コロナウイルス感染症対策で毎日検温し、体調確認しており、体調不良を感じたらすぐに申し出るよう指導している。
410	美祢セ	R3. 3. 30	意見・提案書の分析内容、同分析内容に対する回答及び最新の措置等報告書の美祢社会復帰促進センター該当部分について、視察委員会開催の都度、視察委員会に示すよう要望する。	頂いた御要望のとおり、視察委員会の開催時に提示する。
411	美祢セ	R3. 3. 30	職員に対して不満や不平を感じているセンター生がいることについて、職員に対してどのような指導や研修を行っているか教示されたい。	アンガーマネジメント研修やハラスメント防止研修なども含め、被収容者の適正処遇について研修や指導を行っており、今後も研修や職員面談等の機会に人権に配慮した適切な言動を行うよう職員を育成していく。
412	美祢セ	R3. 3. 30	老眼鏡等について、安価なものを購入できるように検討されたい。	老眼鏡等については取扱業者において必要な検査等を行った上で適正価格により販売されている。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
413	美祢セ	R3. 3. 30	色鉛筆について、色の種類を増やしてほしいとの意見があったことを上級官庁に伝達するよう要望する。	自弁物品の色鉛筆の色の種類を増やしてほしいとの意見については、上級官庁へ伝達したい。
414	美祢セ	R3. 3. 30	食事について、センター生からの意見聴取やセンター生への食事のカロリーなどの情報開示に努められるよう要望する。	メニューの嗜好調査は、年2回実施して献立に反映させるなどしているが、献立の熱量表示については、ダイエットと称して必要以上に食事制限を行う者もあり、その状況に拍車を掛けるおそれがあることから、熱量表示を行う予定はない。
415	広島拘	R3. 3. 29	新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症感染防止のための措置を十分に行い、そのための衛生面確保の規律（ルール）を確立するよう求める。	マスクの配布方法、手洗い時間の確保、消毒の徹底等衛生面確保のためのルール作りについて引き続き検討することとしたい。また、講ずる措置については職員及び被収容者に周知徹底し、引き続き新型コロナウイルス感染症対策を徹底していく。
416	広島拘	R3. 3. 29	被収容者に、決められた回数の入浴を確保することを求める。	現状においても法令に定められた回数の入浴を適切に行っているところ、今後も刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律及び刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則で定められた入浴回数で適切に実施することとしたい。
417	広島拘	R3. 3. 29	被収容者が視察委員会へ意見を述べるために視察委員との面接を求めた場合、妨げる行動をとることがないよう職員に周知徹底することを求める。 また、充実した面接ができるよう、事前に面談日を告知し、あらかじめ準備ができるようにするなど、対応を徹底することを求める。	現在、被収容者が視察委員との面接を求めた場合、事前に面接日を告知する運用としている。 また、内規を改正し、被収容者が視察委員との面接を希望することや、意見書等を投かんすることを理由に、その者に対して不利益な取扱いをしてはならない旨を明記するなど、視察委員会の意義や役割について周知徹底している。
418	徳島刑	R3. 3. 29	生活指導票による指導の対象となる行為について、当該行為を指導の対象とすることの合理性、相当性を再検討した上で不合理、不相当な規制については廃止することを求める。	生活指導票については、主任矯正処遇官及び統括矯正処遇官が事実の有無、当該指導に対する評価・意見をその都度、調査・検討しており、不合理、不相当な規制は行っていない。
419	徳島刑	R3. 3. 29	暴力団関係者である受刑者の収容人員を減らしたり、単独室を増設したりするなどして、暴力団関係者である受刑者とそうでない受刑者の混合収容を避けるべきである。	現状の人的・物的体制や、管理運営上の制約があることを踏まえて、今後ともできる限り配室に配慮する。
420	徳島刑	R3. 3. 29	被収容者から職員の暴言等、その態度や言葉遣いの問題を指摘されたときには、それが正式な不服申立ての手続きであるか否かにかかわらず、まずは監視カメラの映像等、客観的な証拠を確認するよう徹底すべきである。	不服申立て者の不服内容を正確に把握するため、引き続き法令の規定に基づいた適正な調査を行っていく。
421	徳島刑	R3. 3. 29	弁護士宛ての信書については、一般の信書とは異なる特別な取扱いを行うべきであり、一般の信書に関する通数制限に関わりなく発信を認めるべきである。その検査方法も、弁護士宛ての信書に該当するか否かを確認する外形的な検査にとどめるべきである。	無制限に弁護士宛ての通数外発信を認めた場合、施設の管理運営上、支障が生じることが懸念されるほか、信書の検査については、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第129条第1項各号に該当するか否かを判断する必要があり、外形的な検査にとどめた場合、封書内に危険物等の他の物品や第三者宛ての信書が同封されるなどの可能性があることから、外形的な検査にとどめることは困難であることを御理解いただきたい。
422	徳島刑	R3. 3. 29	施設の老朽化が進んでいることから、上級官庁（法務大臣官房施設課）により実施された耐震診断の結果を入手した上で、その概要を地域住民に公開するとともに、地域住民が説明を受ける機会を設けるべきである。その上で、地域住民と協議の場を持ち、地域住民の意見も踏まえて、速やかに施設改修が行われるよう、上級官庁への要望等を行うべきである。	現段階では、耐震診断結果を含めた工事計画の内容については承知していないことから、地域住民に対する説明を行っていないが、引き続き耐震改修工事等が1年でも早く開始できるように関係機関の理解を得ることに努める。頂いた御意見については、上級官庁に報告する。
423	高松刑	R3. 3. 22	新型コロナウイルス感染症対策として、被収容者に不織布マスクの支給を検討されたい。	布製マスクの貸与と各種感染予防対策を講じて十分な効果が得られていると考えている。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
424	高松刑	R3. 3. 22	意見・提案箱について、従前、体育館に工場就業者用が、昼夜居室棟に同就業者以外用が設置・使用されていたが、令和2年度、各居室棟各階に変更されたところ、これを維持しつつ、令和3年度は、従前の体育館への設置・使用も要望する。	意見・提案書の提出意思がない被収容者が、他の被収容者からの働き掛けにより提出を強いられることなどを避けるとともに、工場就業者と同就業者以外との間での利便性の公平さを確保し、かつ、被収容者が怠たなく視察委員会に対して意見・提案書を提出できることから、現状のとおり、各居室棟各階の設置のみを維持することが適当と考えている。
425	高知刑	R2. 9. 30	新型コロナウイルス感染対策に係る面会室の通声のための小穴を塞いでいることが原因か分からないものの、会話が反響し、聞き取りづらい事実が認められることから、対応を検討されたい。	弁護士面会室及び一般面会室に通話装置を設置し、現在は、相手側の声をスピーカーを通して聞くことが可能である。
426	高知刑	R3. 3. 4	医療に従事する職員と被収容者間でのコミュニケーション不足による苦情が認められることから、被収容者に対する丁寧な説明を要望する。	医務課において、職員研修を実施し、被収容者に治療内容の理解について確認するなど、今後も対応していく。
427	北九州医 刑	R3. 3. 19	令和元年度の意見書に対する北九州医療刑務所からの回答では、新聞の閲覧に関し、「閲覧用新聞の部数増については、予算との兼ね合いもあるため、今後検討する。」との回答を得た。 しかしながら、新聞の閲覧は、社会の基本情報を得る重要な役割を担っていることから、速やかに部数を増加させて各被収容者の新聞を閲覧できる時間を増やすよう検討されたい。	作業を行う日においては、工場就業者は、運動時間帯及び休憩時間中に新聞の閲覧を許可し、居室内就業者は、昼間時に閲覧時間15分として回覧し、作業を行わない日においては、閲覧時間を単独室15分、共同室30分で回覧し、閲覧時間を確保している。 こうした取扱いについて、被収容者から特段の不服等は認められないことから、適当な閲覧時間が確保されているものとする。したがって、閲覧用新聞の部数や閲覧時間を増やすことなく、現状の取扱いを継続することとした。 なお、日刊通常新聞紙又は日刊特別新聞紙については自弁購入することも可能である。
428	北九州医 刑	R3. 3. 19	令和3年2月から、テレビを視聴しながら読書をしたり、手紙を書いたりすることが禁じられている。しかし、それまで認められてきたことから明らかかなように、禁止するだけの合理的理由は認められない。 他方、テレビ視聴は、施設内から社会の基本情報を得る重要な役割を担っているため、これを合理的理由なく制限することは、憲法の保障する国民の知る権利の侵害になりかねない。直ちに、以前の運用に戻すべきである。	当所においては、節電の観点から、読書等をする場合については、テレビの電源を落とすこととしているが、これは単に本人の意思でテレビ視聴と読書等を選択させているにすぎず、過度な規制には当たらないものと思料する。 また、時事の報道に接する機会の付与については、テレビ視聴に限らず、新聞の閲覧もあることから、その方法がテレビ視聴に限定されるものではなく、テレビの視聴要領を設けたに過ぎないため、同取扱いをもって、殊更時事の報道に接する機会を奪っているものではないことを御理解いただきたい。
429	北九州医 刑	R3. 3. 19	男区の被収容者が洗濯機での下着洗濯を原則としているように、女区の被収容者においても、洗濯機での下着洗濯を原則とすべきである。その上で例外的に、女性特有の汚れなどから他の被収容者と一緒に洗うことに抵抗を感じる被収容者については、自身による手洗いを許容すべきである。	視察委員会意見を参考とし、女区における下着の洗濯については、洗濯工場において、洗濯機を用いて行うことを原則とする。
430	北九州医 刑	R3. 3. 19	被収容者の呼び方について、一定の基準を定めるなどして、職員の暴言をなくすための取組を強化すべきである。 北九州医療刑務所全体において、暴言の有無についての調査を行った上で、改善策を検討すべきである。	被収容者に対する生活指導や作業安全等のための指導等において、必要がある場合には、厳しく注意・指導を行うこともあり、状況等に応じて指導することとなるため、部分的には強い表現となることもあるところ、被収容者に対する言葉遣いについては、研修等を通じて機会あるごとに注意喚起を行っており、暴言の類いと捉えられることのないよう、引き続き、適切な言葉遣いについて配慮し、改善に努める。
431	北九州医 刑	R3. 3. 19	北九州医療刑務所からの回答によると、将棋用具が10セット、囲碁用具が4セットあるにもかかわらず、その貸与を受けられるクラブ人数が3名にとどまっているようであり、この現状では用具の活用が不十分であることから、用具の貸与を希望する意見が繰り返し視察委員会に届いていることから、貸与の窓口を広げて、用具を積極的に活用すべきである。	用具の貸与に当たっては、用具に限りがあることから、一定の制限を設ける必要性が認められるため、当所においては、クラブへ入部していることを貸与の条件としている。 また、クラブへの入部についても、前期及び後期、各2回募集していることから、1回目の募集で希望者が少ないことのみをもって、用具の活用が不十分であるとは言えず、中途入部や破損等の予備として整備していることも踏まえれば、現状の運用が適当

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
				である。 なお、クラブへの入部については、処遇部門と企画部門が協力し、入部の奨励を行っている。
432	北九州医 刑	R3. 3. 19	単独室が不足している女区においては、資格試験や自主学習を行っている被収容者に対して、優先的に単独室を割り当てるべきである。	全ての被収容者に単独室を割り当てることが望ましいが、単独室数にも限りがあるため、共同室にも収容せざるを得ない。被収容者の心身の状況、特性、処遇上の公平性等を総合的に勘案して、適正に単独室に指定しているところ、単に資格試験や自主学習を行っていることのみをもって、優先的に単独室に収容することはできない。 なお、共同室には、他の被収容者との共同生活に特段の支障がない者や共同生活を行わせることが矯正処遇上有益である者などを収容している。
433	北九州医 刑	R3. 3. 19	居室内のボタンを押して居室外のランプを点灯させる報知器について、職員が気付かずに一晩中放置されるという意見があるため、改善を要望する。	報知器のランプは、特に夜間においては、一見すれば点灯の有無を確認でき、また、監視モニター上からもある程度把握できるため、一晩中放置されていることは考え難く、そのような事実も把握していない。複数の被収容者からの申出に対しては限られた職員で順番に対応せざるを得ないため、時には順番待ちを余儀なくされることはあるが、放置するようなことはなく、適切に対応している。
434	北九州医 刑	R3. 3. 19	着替えについて、北九州医療刑務所からの回答では、「猛暑期に汗をかいた場合等においては、所持している範囲において、作業時間外において、適宜、着替えさせている。」との内容であった。 しかしながら、所持している衣類の範囲を超えても、着替えを認めるべき場合がある（汗で濡れた肌着が冷えて体温低下により体調を崩すなど）。体調に関しては被収容者ごとに千差万別であり、各人の希望・判断を尊重すべきである。 よって、着替えについては、被収容者の希望にできるだけ柔軟に対応して、許可すべきであり、また、その際に、替えの肌着がなければ積極的に貸与を行うべきである。	着替えについては、所持している衣類の範囲を超えてなおも着替えの必要がある場合（具体的事情があり被収容者が着替えを申し出た場合も含む。）には、官給品を貸与するなど、現状においても柔軟に対応している。
435	北九州医 刑	R3. 3. 19	夕方の配食時間が、午後3時20分から同4時まで配食を完了させる時間割となっていることについて、時間的に余裕がなく配食係の負担が大きくなっていることから、もう少し時間的に余裕を持った時間割に改めるべきである。	現状の配食時間について、他施設と比較しても特段時間的に余裕のない時間割ではなく、また、配食係に過度な負担が掛かっている状況も認められないことから、現状の運用で御理解いただきたい。 なお、負担原因には、配食係の作業要領や係の交代、人員の一時的な減員などがあると考えられる。
436	北九州医 刑	R3. 3. 19	被収容者がカイロ購入を考えて価格を問い合わせた際、「この施設では、使い捨てカイロは扱っていない。」と返答されたとの意見があるところ、北九州医療刑務所の各居室にある「自弁又は差入れに係る物品の取扱い基準一覧表」の6ページには「使い捨てカイロ」の品名が記載されており、留意事項4として「受刑者からの申出内容及び当該物品の用途に鑑み、使用が必要と認められる事情があり、かつ、処遇上有益であると認められる場合、その他特に必要があると認められる場合に限り、使用を許すことが相当である。」と記載されている。 北九州医療刑務所において、使い捨てカイロを取り扱っていないとすれば、法令で求めている個別に必要性が認められる場合への対応を放棄していることになり、明らかに法令違反となるため、個別に必要性が認められる場合の自弁購入に対応できるように使い捨てカイロの取り扱いを開始すべきである。	使い捨てカイロの購入について、個別に必要性が認められれば、購入が認められる物品であり、単に購入を希望すれば購入ができる一般の購入物品ではない。 なお、購入する際の必要性については、処遇上、様々な事情から個別に判断することになるため、当該被収容者がその必要性を疎明する必要がある。 したがって、問い合わせの詳細は不明であるものの、単に一般の購入物品としては扱っていないという意味の返答をしたものであると考える。
437	北九州医 刑	R3. 3. 19	購入物品について、保湿クリーム2種類及びリップクリームについては、購入時ごとにそれぞれ1個を購入できるようにすべきである。乾燥する冬季においては、体質によっては追加購入しないと手荒れが抑えられない場合もある。	現在、毎月の定期購入時に、保湿クリーム2種類及びリップクリームのうちいずれか一つしか購入することができないため、今後は、リップクリームについては、毎月購入できることとし、保湿クリーム2種類については、同種類であるが、毎月どちらか一つを購入できるよう運用を改善する。 なお、乾燥時期における体質等による追加購入に

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
				については、個別事情等を勘案し、特別購入することが可能である。
438	北九州医 刑	R3. 3. 19	現在、取り扱っている水性ボールペンについては、先が割れて書きづらく、インクの残量が見えないため、買い替え時期が分かりにくいとの意見がある。少なくとも2種類から購入できるようにするなど、検討されたい。	従前、水性ボールペンとゲルインクボールペンの2種類から選択することができる運用となっている。
439	福岡刑	R3. 3. 30	被収容者への指導等において、被収容者から不満が残らない対応及び態度を要望する。	被収容者に対する職員の言葉遣い、対応等を含む適正な職務執行については継続して職員研修等を実施する。
440	福岡刑	R3. 3. 30	被収容者から、購入可能なし好品の上限額が500円から350円に減額されたこと、品数も2品から1品に減らされたことについて不満の声が上がっていることから、改善について検討願いたい。	所内規定では、し好品の購入上限額は500円のままであり減額していないが、内容は調達及び準備等に係る職員の勤務配置等の状況により変動するため、今後は2品以上となるよう努める。
441	福岡刑	R2. 9. 24	令和2年7月に職員が新型コロナウイルスに感染したことについては、受刑者の健康及び安全を確保する観点から、受刑者への情報開示を検討されたい。	全館放送により職員の感染状況及び対策の現状について被収容者に説明している。
442	福岡刑	R2. 12. 17	給食に関し、全ての被収容者が意見を述べるような制度を創出されたい。	全ての被収容者を対象としたし好調査等は集計、内容の検討、献立への反映に時間を要することから、給食に関する意見については、自己の所属する工場を通して当該工場の被収容者の代表が書面を用いて述べるようにしており、現在のところ、同運用を変更する予定はない。
443	福岡刑	R3. 3. 30	診察を希望する被収容者が医師の診察を受けることができるよう対応について検討されたい。	看護師又は准看護師が当該被収容者の心身を観察し、医師に報告した上で、診療の要否や優先順位を考慮し、対応していることから、被収容者に対する診療は適正に実施されている。
444	麓刑	R3. 3. 24	職員による被収容者への威圧的な言動、被収容者を馬鹿にした態度、被収容者に対する態度の差、被収容者を無視するなどが見られるとの意見が複数寄せられ、特に高齢者を差別するような発言についても寄せられたことから、改善されたい。	職員による被収容者への対応については、定期的実施している事例検討会において適切な対応を周知させているところであり、上司から部下職員への個別面談の際には、被収容者への対応について助言や指導を実施している。今後は、個別面談の際に、被収容者に対する、威圧的な言動、無視、馬鹿にしたような態度等の言動を認知していないか等を聞き取るなどして、問題がある場合には、個別に指導を行うなどの方策を講じることとする。
445	麓刑	R3. 3. 24	居室内での反則行為について、一部の被収容者が行ったものであっても、その部屋全員が注意されたという意見が出されており、できるだけ個別に指導するよう徹底されたい。	居室内で反則行為が発生した場合、一部の被収容者が行った行為であっても、全体に対して、同様の反則行為をしないように注意喚起を行うこともある。被収容者に対する指導については、個別又は全体に対して指導しているところであるが、その指導方法によっては、個別の指導であっても、全員が注意されたと誤解を招くおそれがあることから、今後も職員に対し被収容者に対する指導方法について、継続して指導することとする。
446	麓刑	R3. 3. 24	被収容者間に上下関係が存在しているとの意見が寄せられていることから、上下関係が存在しにくい環境作り、また上下関係があると疑われる場合には積極的に転室させるなどの対応策を検討すべきである。	被収容者間の上下関係については、工場担当職員や夜間勤務職員などが綿密に動静視察を行い、発生させないように対応しているところである。御指摘のように、工場内での作業製品のチェックについては、製品のチェックを行う被収容者が他の特定の被収容者に対し、必要以上に厳しく行う、居室内で特定の被収容者に対しあからさまに嫌がらせをする等の動静が認められた場合には、関係した被収容者を調査に付し、工場内での作業場所や居室を変更するなどの対策を執っているところである。 今後も、工場担当職員や夜間勤務職員等に対して、上述内容を十分に把握させ、被収容者の動静視察を綿密に行うように指導を行うこととする。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
447	長崎刑	R3. 3. 12	令和2年における夏季（7月）の4連休の際は、連休前日と連休明け初日に入浴が実施されたことについて、その取扱いは法令に基づいた運用かもしれないが、法令に定める1週間に2回以上とは、中2日あるいは中3日が入浴を実施するという趣旨であるものと解すべきである。入浴の回数や時間については、施設の所在地の気候的な条件によって異なる場所、九州地方の夏は非常に暑く、湿気も多い環境であり、そのような環境下で中4日間、入浴が実施されないことは問題が多い。令和3年7月の連休（4連休）の際は、中4日の入浴ではなく、少なくとも中3日での入浴を実施するよう要望する。	引続き、刑事施設の衛生保持のため、法令の範囲内において、気候等の条件を踏まえた上、適切に入浴を実施することとしたい。 なお、現状、入浴日から次回の入浴日までの間が4日間となる、いわゆる中4日での入浴の実施は、保健衛生上の問題は認められていないものの、今後は、頂いた御要望を踏まえ、少なくとも中3日での入浴が実施できるよう配慮したい。
448	長崎刑	R3. 3. 12	食事アンケートの結果を受刑者に開示することを検討されたい。	平成25年3月24日付け達示第32号「長崎刑務所給食委員会規定の制定について」に基づき、被収容者の給食に関し、毎年1回、被収容者に対して、嗜好調査（アンケート）を実施しており、同調査の集計結果については、毎年、所内誌「うんぜん」に掲載し、各居室に配付することで被収容者に開示している。
449	長崎刑	R3. 3. 12	他の視察委員会との交流が、平成26年に当時の佐世保刑務所視察委員会と実施されて以来、実施されていない。被収容者の意見・提案書を見ると、「他の刑務所と異なる扱いだから問題だ。」という趣旨のものが多数存在し、当視察委員会としても、他の視察委員会と意見交換できる場が欲しい。近年はオンライン会議の普及に伴い、遠隔地間の意思疎通も図ることができるようになったことから、当視察委員会が、他の視察委員会との交流を希望した場合、積極的な調整を依頼する。	近年はオンライン会議が普及し、他施設とのテレビ会議も可能であることから、視察委員会からの希望により、希望施設の視察委員会とのテレビ会議の実施について調整をしたい。
450	熊本刑	R3. 3. 19	令和2年に支給された国民一人当たりの特別定額給付金については、問題なく支給され混乱は生じていないが、今後も何らかの給付金が出される可能性もあることから、施設としてその準備に万全を期すよう希望する。	今後の社会情勢によって更なる給付金が支給される際は、関係法令に基づき、前回同様適切な事務処理を徹底する。
451	熊本刑	R3. 3. 19	新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に際し、その重篤な副作用に対する対応については万全の措置を講じるよう要望する。	現在、ワクチン接種については不明確な部分も多いが、職員研修を通じて、具体的な指示やマニュアルを作成するなどして準備を整えていく予定である。
452	大分刑	R3. 3. 24	優遇区分第3類のし好品について、選択肢は広がったものの、あらかじめパッケージされた菓子等のセットを被収容者が選択している運用は維持されているため、パッケージされていない菓子・菓子パン等数種のし好品を購入するか否かを含め、被収容者が個別に選択できる運用に変更するよう要望する。	優遇措置による自弁のし好品については、効率よく運搬、配布することを考慮してパッケージで運用しており、令和元年度に頂いた御意見を踏まえて、令和2年度から優遇区分第1類及び第2類のし好品については、2セットから3セットに増やして対応しているところ、パッケージされていない菓子・菓子パン等し好品を数種用意して個別に選択させる運用は、選別、配布、確認等の作業が大幅に増加するなど管理運営上の支障があるため、実施は困難である。
453	大分刑	R3. 3. 24	冬季において、居室から工場への移動の際及び運動時に軍手又は手袋を使用することを許可するよう検討されたい。	居室外移動時に軍手又は手袋を使用させることについては、当所における物品隠匿事案等の発生状況を鑑み、施設の規律及び秩序維持の観点から困難であることに加え、当所は比較的温暖な気候であり、重大な健康被害が発生する可能性は低く、過去に軍手又は手袋を使用できないことによる健康被害も認められていないことから、現状のままとする。
454	大分刑	R3. 3. 24	歯科治療について、更なる充実を図り、治療が必要な者が早期に治療を受けられる体制を要望する。	歯科治療は、非常勤医師3名が、毎週1名ずつ来庁し、1日5名程度の治療を実施しているところ、緊急性及び治療の必要性の高い者から優先的に治療を行っている実情にある。上級官庁への予算上申も含め、治療体制の充実に努めたい。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
455	大分刑	R3. 3. 24	眼鏡の修繕やレンズ交換は、指定業者で購入した眼鏡以外でも応じるように指定業者と交渉されたい。	従前は、差入れ等の眼鏡についてもレンズ等修繕を行っていたが、修繕中にフレームが破損したとするクレームに対し、指定業者が弁償しなければならなくなった事案が複数発生したため、指定業者の要望を受けて現在の運用に変更したものであり、今後も変更する予定はない。
456	宮崎刑	R3. 3. 31	刑事施設視察委員会の初回の開催時期は、令和2年度は6月17日であったところ、できる限り早期に開催することを要望する。	初回の刑事施設視察委員会が早期に開催されるよう調整することとする。
457	宮崎刑	R3. 3. 31	宮崎刑務所は老朽化がみられるところ、引続き上級官庁に対して要望を出すなどして、環境を整えることを要望する。 特に入浴場のシャワーが利用できない点については早急な対応を求める。	予算上の問題点から、当所限りでは対応が困難な事情もあるが、今後も、頂いた御要望については上級官庁へ伝達するとともに、計画的な修繕を徹底し、環境整備に努めていきたい。
458	宮崎刑	R3. 3. 31	被収容者に対して、視察委員会、意見・提案箱の存在及び被収容者との面接について周知徹底することを要望する。	引き続き視察委員会及び意見・提案箱の存在並びに被収容者と同委員会との面接などの制度について、入所時の告知や所内生活の心得への記載などを通じて周知していくこととする。
459	宮崎刑	R3. 3. 31	施設内の医療・保健体制について、より適切な医療・保健体制の確立に努めるよう要望する。	今後とも、関係医療機関との良好な関係を維持するとともに、医療スタッフの教育や、機材の充実等を図り、適切な医療体制の確保に努める。
460	宮崎刑	R3. 3. 31	職員の被収容者への注意・指導の態度に注意を払うことを要望する。	引き続き、職員に被収容者の人権に関する理解を深めさせ、被収容者処遇に必要な知識及び技能の習得・向上を目的とした研修及び訓練を実施し、適正な職務執行を図るよう努める。
461	宮崎刑	R3. 3. 31	冷却材が凍っていないものがあるとの意見が被収容者から複数寄せられており、被収容者の体調管理について、引き続き適切な対策、対応をすることを要望する。	熱中症等の防止について、引き続き適切な対策を講じるなど被収容者の体調管理に努める。
462	宮崎刑	R3. 3. 31	湯に溶けない入れ歯安定剤を購入できるよう対応を要望する。	自弁物品購入の指定事業者として全国的に運営できる事業者が公募で定められており、具体的な商品の種類や価格も基本的に全国統一とされていることから、当所限りでの対応は困難であるが、頂いた御意見については上級官庁に報告する。
463	鹿児島刑	R2. 9. 4	優遇集会におけるし好品について、「受刑者の優遇措置に関する訓令の運用について（依命通達）」において、1回の購入金額が消費税を含めて500円を超えない範囲で品名及び数量を定める旨規定されているところ、受刑者の処遇改善を目的として、消費税抜きで購入できるよう検討されたい。	本件については、通達で規定されており、当所のみでは対応ができない事項であることから、頂いた御意見については上級官庁に伝達したい。
464	沖縄刑	R3. 2. 22	被収容者に対する職員の言動について、適切な態度、言葉遣いを行うよう指導、研修をされたい。また、説明不足からくる被収容者の不満や苦情などがあることも考えられることから、被収容者に対する必要な説明を行うよう指導も徹底されたい。	被収容者に対する職員の言動については、日頃から指導しているところであるが、職員の人権意識を高め、被収容者に対し、より一層効果的な指導が行えるよう研修等を実施していく。
465	沖縄刑	R3. 2. 22	職員の人員体制について、病院搬送時や新型コロナウイルス感染拡大の影響も見込まれる中、ある程度余裕を持った人員体制の構成が望まれ、増員を検討されたい。	職員の人員体制については、勤務箇所の合理化、非常勤職員の利用等で対応している状況であるが、被収容者の高齢化による病院搬送の増加、昨今の新型コロナウイルスの影響等による業務量増加とともに、沖縄独自の立地による緊急時の応援の難しさ等も加味し、頂いた御意見を上級官庁に伝達したい。
466	沖縄刑	R3. 2. 22	夏季の刑務作業中の水分摂取は、被収容者の健康保持に重要であるため、特殊な事情がない限り速やかに認めるよう各職員に通知・確認されたい。	水分摂取の申出については、被収容者の健康を最優先とした上で、休憩の時間や水分摂取の頻度等を踏まえ可否を判断しているほか、被収容者からの申出だけでなく、工場担当等、勤務者から声掛けを行い熱中症予防に注意を払っている。今後もより一層の注意喚起をするよう職員に通知、確認する。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
467	佐賀少刑	R3. 3. 31	被収容者からの意見・提案書の内容が、同じ内容の繰り返しであったり、被収容者の施設内の規則等の不知に起因するものであったりすることが認められるほか、年々面接出願者が減っていることなどからすると、被収容者からの意見を受けた当視察委員会における議論の内容（施設側の意見内容を含む。）について、被収容者に対し、一定程度、告知、案内することを検討されたい。	施設の制度・規則等については、刑執行開始時の指導の際や所内生活の心得への記載、担当職員等からの告知・指導等を実施するなどして機会あるごとに周知を図っているところであるが、視察委員会の活動内容の周知の充実策について検討していきたい。
468	福岡拘	R3. 3. 23	令和2年3月17日に、福岡拘置所から電話にて、視察委員による面接を希望する被収容者がいる旨の連絡を受けていたため、令和2年6月3日午後1時から面接を実施したい旨告げたところ、人事異動通知書が交付されるまで視察委員ではないという理由等、法務省矯正局「刑事施設視察委員会活動の手引き」に沿った運用として面接を拒否したことについて、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第9条の規定のほか、令和2年7月2日の第1回視察委員会開催時に交付された人事異動通知書によると、任命日は令和2年4月1日付けであったことから、面接依頼時には既に視察委員の身分を有していたことは明らかであり、一連の対応は法の趣旨に反するものと言わざるを得ず、面接拒否に抗議し、改善を求める。	人事異動通知書を交付していないことを理由として、被収容者との面接を拒否した事実はなく、視察委員会から面接の要望があった令和2年6月3日時点は、第1回視察委員会開催前であり、視察委員会としての体制が整う前であったことから、第1回視察委員会の開催まで面接実施の延期をお願いしたものである。 今後は、視察委員会からの要望には可能な限り対応していきたい。
469	福岡拘	R3. 3. 23	令和2年2月13日、いわゆる「玉検（男性器陰茎の皮内に異物を入れていないかの検査）」を実施しているが、被収容者の羞恥心を著しく損なうほか、一律に実施することには問題があるため、今後は、少なくとも自傷行為の嫌疑がある被収容者に限り、羞恥心を損なわない方法により検査をすべきであり、嫌疑が不明な場合には検査自体をやめるべきである。	被収容者が自らの陰茎包皮に穴を開け異物を挿入する行為は自傷行為であり、反則行為であることから、同行為を抑止するため、引き続き検査を実施することは必要不可欠であるところ、その実施に当たっては、他の被収容者の視線にさらされないよう配慮するなどの方法で実施している。
470	福岡拘	R3. 3. 23	新型コロナウイルス感染症対策として面会室にインターフォンを設置することについて、令和2年7月2日及び同年9月17日の視察委員会において、令和2年度中の設置を目指しているとのことであったが、弁護人の秘密交通権や被収容者の防御権を損なうことのないよう、インターフォンの設置を急ぐとともに、恒久的な対策を講じることができるまでは暫定的なワイヤレスインターフォンの設置や拡張マイクを設置するべきである。	インターフォンの選定に当たり、機器の性能及び管理運営上の適正性を確認することに相応の時間を要したところ、令和2年11月19日に随意契約を行い、令和2年12月20日に面会室12か所に有線式インターフォンを設置して、面会時の会話の聞き取りが容易となる環境を整えた。 なお、当該インターフォンは他の場所において会話を聞くことができる機能は有していない。
471	福岡拘	R3. 3. 23	全居室及び工場内にエアコン等の空調設備の設置を行い、エアコンを設置するまでの間、廊下・共同室だけでなく、単独室にも扇風機等の設置を進め、かつ、その使用時間を延長すること。また、全居室に温湿度計を設置して温度等の管理を徹底すること。	全居室へのエアコン設置といった大々的な対応は限られた予算内では困難であるが、平成28年度、令和元年度及び令和2年度のエアコン設置に係る予算配賦において、エアコン設置を段階的に進め、冷気を居室内に取り込んで室温を下げることにしている。また、エアコン未設置箇所については、現有の扇風機を効率的に配置することとしている。 なお、居室棟廊下及び空き居室に温湿度計を設置して、居室棟内の室温等の管理を徹底している。
472	福岡拘	R3. 3. 23	死刑確定者が、豪雨被害を受けた親族の安否確認等の要件で、市役所に対し発信を求めた信書に関し、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第139条第1項各号の信書に該当せず、かつ、同条第2項前段の「発信を必要とする事情」がないとの理由で発信（一部）不許可とした件について、行政サービスを受ける権利を過度に制約し、かえって心情の安定を害することとならないよう、十分配慮することを求める。	当該被収容者は、それまで、親族への安否確認を行った記録はなく、同法第139条第1項各号及び同条第2項に規定する発信を必要とする事情が認められなかったことから、不許可等としたものである。
473	福岡拘	R3. 3. 23	送付により差し入れられた金品の入った封筒等は、被収容者を名宛人とする封筒等である以上、被収容者の財産権に属するものであることから、財産価値が低いとしても、原則として被収容者に交付されるべきであって、封筒以外の場合の梱包・包装物の場合にはこれに付着した送り状（伝票）を交付するなどすべきである。	差し入れ物品については、限られた職員で多数の検査対応をしているところ、これに加えて送り状や封筒等の検査をした場合、同検査や添付書類の剥離等に多大な労力を要することになり、円滑な交付手続に支障を生ずるおそれがあるため、現状の取扱いとしている。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
474	福岡拘	R3. 3. 23	信書の発信申請から実際の発信までに、申請日から起算して10日を要した事案があったことから、信書の検査を迅速に行うとともに、検査体制の見直しを行うなど、発信までの時間短縮に努められたい。	信書の発信の検査期間について、法令上の定めはないほか、信書の検査期間は個別具体的な事情によって異なることから、本件は、願意の正当性の確認をはじめ、所定の検査を行うのに時間を要したものであるが、検査終了次第速やかに投かんしている。今後とも迅速な信書の検査に努めたい。
475	福岡拘	R3. 3. 23	被収容者が、通信教育を受けている場合に該当しないとの理由で、クレパスの自弁購入の不許可を受けた事案について、通信教育の受講やクラブ活動への参加はあくまで例示に過ぎず、既に一定の絵画技能を習得し、コンクールや展示会等への出展・出品のために当該絵画用具を必要としている受刑者もいると想定されることなどから、柔軟に運用することを求める。	平成19年法務省矯正訓第3329号「被収容者に係る物品の貸与、支給及び自弁に関する訓令」では、クレパスについて、通信教育やクラブ活動において、絵画用具の使用を必要とする事情が現に存在する場合に限り使用を許すこととされているところ、本件は通信教育に該当しないとして不許可と判断したものである。引き続き同訓令に基づく運用を行うこととしたい。
476	福岡拘	R3. 3. 23	訓令改正し、全国一律に色付きシャープペンシルで代替する運用について、太い線が書けないなどの支障がある。自殺防止はより制限的でない方法によっても図ることが可能であることから、上級官庁に対し、一律に鉛筆・色鉛筆の自弁使用を禁止する訓令の改正を求めるなど対応されたい。	平成19年法務省矯正訓第3329号「被収容者に係る物品の貸与、支給及び自弁に関する訓令」を改正した趣旨は、鉛筆削りの使用を禁止したものである。安全な収容業務を行うための措置であることから、現状のままとする。
477	福岡拘	R3. 3. 23	他の刑事施設の視察委員会宛てに発信した信書について、視察委員会の制度趣旨、被収容者からの情報提供は現に収容されている被収容者に限られず、視察委員会宛ての信書の発信であれば刑事施設の規律及び秩序を害する結果や罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがないことなどを照らして、検査をしないことを求める。	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第9条第4項の規定は、当該被収容者が現に収容されている施設の視察委員会宛ての発信を指すものと解され、他の刑事施設の視察委員会宛てに提出する信書は該当しないと判断し、現状のままの対応とする。
478	福岡拘	R3. 3. 23	令和2年9月8日から、受刑者については、休日日の昼食から午後3時までの横がを認めず、受刑者以外の未決拘禁者については、平日同様に昼食から午後3時までの横がしか認めないことについて、一般社会同様に休日に休むという生活をすることも受刑者の更生のためには必要なことであり、冬季以外には横がを一切許さないという運用の見直しを検討されたい。	受刑者については規則正しい生活習慣を身に付けさせるとともに心身の健康を増進させるという一般改善指導の観点から、受刑者以外の未決拘禁者についても生活リズムを適切に保ち健康管理を行うことが不可欠であるという観点から、終日横がを許すことは適当と言い難いほか、規律及び秩序の維持上有効であり、引き続きの運用としたい。
479	福岡拘	R3. 3. 23	被収容者に貸与している寝具は、3か月に1回程度の頻度で、天日干しや布団乾燥機にかけているとのことであるが、できる限りその天日干しの頻度を増やすなどして、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第56条の定める「社会一般の保健衛生に照らし適切な保健衛生」が保持されるよう努められたい。	天候不良などの理由により、寝具の乾燥が実施できない場合があったことから、今後、布団乾燥機を6台購入することとしているほか、当該被収容者が収容されている居室棟以外の場所においても布団乾燥を実施するなどして、同法第56条の規定の趣旨に沿う運用を行うこととしたい。
480	福岡拘	R3. 3. 23	令和2年9月8日から、単独室については、朝、日光がさしている時間帯で、他の被収容者の迷惑にならない場合には、読書等を許すことについて被収容者への告知はしていないとのことであるため、当該制限緩和を告知するべきである。	就寝時間中であっても、日光がさしている時間帯で、かつ他の被収容者の迷惑にならない場合、読書することを認めることについては、従前から行っている措置であり、改めて被収容者に対する周知を行う予定はない。
481	福岡拘	R3. 3. 23	女性の被収容者への下衣の差入れについて、当該下衣が明らかに男性用であったとの理由でこれを不許可としたが、物品の表示や前の開閉の有無等のみで男性用、女性用を区別し、異性への差入れを不当に制限することがないよう引き続き配慮されたい。	明らかに性別により形状が異なる物品については、これを交付することによって、異性別に収容している当所の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずると判断したため、引取りを求めたものである。
482	福岡拘	R3. 3. 23	令和2年7月1日、一度撤廃されていた数珠の一連の長さ制限を復活させたところ、一律に、数珠の一連の長さだけで使用を不許可とするのは、憲法第20条等で保障される宗教行為の自由を侵害し、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第67条にも違反するおそれがあるため、数珠の一連の長さの制限を設けた内規を改正し、当該制限を撤廃すべきである。	数珠の使用要件として、その使用により保安事故の防止及び当所の規律秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがあると認められる場合は使用を許さないこととした上で、形状による許可基準として長さの基準を設けたものである。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
483	福岡拘	R3. 3. 23	数珠の一連の長さ制限に係る内規の再変更は、被収容者に周知していないとのことであるため、被収容者に告知するべきである。	許否判断に係る基準の一部を変更し、運用そのものを変更したものではないほか、同物品が全ての被収容者が使用する前提にないことから、その許否判断については個別に説明すれば足りるため、広く全ての被収容者に対して周知する必要はないものと考えている。